

# 法科大学院認証評価

## 自己評価書

同志社大学大学院司法研究科法務専攻

平成 25 年 6 月

同志社大学



## 目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念及び目標	3
	第2章 教育内容	9
	第3章 教育方法	26
	第4章 成績評価及び修了認定	37
	第5章 教育内容等の改善措置	51
	第6章 入学者選抜等	57
	第7章 学生の支援体制	70
	第8章 教員組織	83
	第9章 管理運営等	96
	第10章 施設、設備及び図書館等	104
	第11章 自己点検及び評価等	111



## I 現況及び特徴

### 1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名  
同志社大学大学院司法研究科法務専攻
- (2) 所在地  
京都府京都市
- (3) 学生数及び教員数（平成 25 年 5 月 1 日現在）  
学生数 158 人  
教員数 31 人（うち実務家教員 9 人）

### 2 特徴

#### (1) 同志社大学の設立とその教育理念

同志社大学の前身である同志社英学校は、1875（明治 8）年 11 月 29 日に新島襄によって設立され、1891（明治 24）年に本学法学部の前身である政法学校が開校した。その後、同志社英学校は、1920（大正 9）年に大学令により同志社大学となり、法学部が設けられた。そして 1948（昭和 23）年には、新制の同志社大学法学部となる。

本学の教育理念は、まず第 1 に、「良心教育」である。新島襄は、「良心の全身に充満したる丈夫（ますらお）」の輩出することを願って同志社を設立した。良心教育とは、良心を手腕とする自治自立の人民、すなわち権威に屈しない先導的・創造的人物及び倫理性を十分に備えた人物を育成することである。

第 2 に、「国際性」である。本学の創立者新島襄は、1864 年（元治元年）にアメリカに渡り、西欧の文化・教育と出会い、国際交流の重要性を深く心に留めて帰国した。それ以来、同志社大学は、今日に至るまで国際主義を教育理念の一つとして実践してきた。

第 3 に、「高度の専門性」である。本学は、大学院各専攻の専門分野の充実を図り、高度な専門的知識を持つ職業人を育成し、社会に開かれた大学院として文化と産業の発展に寄与してきた。

政法学校とそれに続く法学部では、以上の教育理念に沿った法学教育が行われてきた。本学は、130 余年にわたる歴史の中で、多くの有能な人材を送り出してきた。

#### (2) 本研究科の開設

21 世紀の司法を担う法曹は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的分野や外国法の知見、国際

的視野と語学力等が求められることになる。

以上のような 21 世紀に求められる法曹像に思いをいたすとき、本学の教育理念との宿命的な共通性を感じないわけにはいかない。

そこで、21 世紀に求められる理想の法曹を養成するため、法科大学院制度の発足に伴い、2004 年 4 月 1 日に「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」を教育理念として、入学定員 150 人（法学未修者 50 人、法学既修者 100 人を目安とする。）の本学大学院司法研究科（以下「本研究科」という。）が開設された。なお、本研究科設立以来、本研究科の教育目的により適合的なカリキュラムの編成・教育内容の改善を目指して常に検討を重ねているが、2010 年度からは教育の質をより高めるために入学定員を 120 名とした（法学未修者 40 人、法学既修者 80 人を目安とする。）。

本研究科の教育理念のもとで育成された卒業生は、21 世紀に求められる法曹像の基本的資質を備えた者になると確信しており、「良心を手腕に運用する法曹」として、わが国のみならず世界で、独立の気概及びヒューマニティあふれる活躍をすることが期待されている。本研究科では、こうした人材を育成するため、「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」という本研究科の教育理念に裏打ちされた専門的能力を修得できるよう配慮している。

本研究科の開設から今日まで、裁判官、検察官、弁護士、その他の法律専門職として活躍する卒業生が多く育っている。

#### (3) カリキュラムの特徴

本研究科では、民事・刑事・行政にわたる司法分野において、専門分野の高度な知見及び国際的視野と判断力に基づいて、市井にあつて社会的正義の実現に寄与したい者、ビジネス取引等の企業法務に従事したい者、国際社会に雄飛し渉外法務の分野で活躍したい者など多様なニーズに対応できるようカリキュラムを編成し、「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」という本研究科の教育理念に適った専門能力を修得できるよう配慮している。

また、法律基本科目に加え、専門性の高い能力を養成するための展開・先端科目、外国法科目、基礎法・隣接科目及び実務関連科目等の特色のある科目を設置し、履修条件等を設定することなどにより、体系的、段階的なカリキュラムとなるよう配慮している。

## II 目的

### 1 本研究科人材養成指針

本研究科の教育理念は「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」である。法科大学院制度の創設を謳った司法制度改革審議会の意見書において、21世紀の司法を担う法曹に求められている資質は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加え、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等であるとされたがそのような見解と深く通じている。本研究科は、このような教育理念を踏まえ、「豊かな人間性と感受性および人権感覚を兼ね備え、良心にもとづいて法を運用するプロフェッショナル（法曹三者等）を養成する。そして、21世紀の社会の多様な要望に応じてスペシャリストとして活躍できるよう、専門分野の高度な知見および国際的視野と判断力の涵養に努める。」ことを人材養成指針として定めている。

以上の教育理念にしたがい、本研究科は、専門分野の高度な知見及び国際的視野と判断力に基づいて、市井にあって社会的正義の実現に寄与したい者、ビジネス取引等の企業法務に従事したい者、国際社会に雄飛し渉外法務の分野で活躍したい者など多種・多様なニーズに対応できるような法曹を養成することを教育目的とするものである。

### 2 「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」

本研究科の教育理念について述べると、以下のようになる。

第1に、私学・同志社の教育理念たる「良心教育」である。本学の創立者新島襄は、「良心の全身に充満したる丈夫（ますらお）」の輩出することを願って同志社を設立した。良心を手腕とする自治自立の人民、すなわち権威に屈しない先導的・創造的人物及び倫理性を十分に備えた人物の育成は、まさに本学の建学の理念であるが、これは法曹という存在の最も基本的なあり方に通じるものであり（憲法第76条第3項、弁護士法第1条・第2条、検察庁法第4条参照）、私学・同志社出身の法曹の拠って立つところである。

第2に、「国際性」である。新島襄は、1864年（元治元年）にアメリカに渡り、西欧の文化・教育と出会い、国際交流の重要性を深く心に留めて帰国した。それ以来、同志社は、今日に至るまで国際主義を教育理念の一つとして実践してきた。グローバル化した今日の社会にあって、法曹が活動すべき舞台も国際的なものになっている。こうした舞台で、これからの法曹が、諸外国の法曹に伍していかなければならないことを踏まえ、国際性を教育理念の一つに掲げるものである。

第3に、「高度の専門性」である。社会の複雑化に伴い、法曹というプロフェッショナルに高度の専門性が求められることは必定である。高度の専門性を教育理念の一つに掲げ、法的紛争を迅速、適確に解決しうる人材を育成し、社会の要請に応じていきたいと考えている。

### 3 養成する法曹

本研究科の教育理念のもとで養成された修了生は、新島襄のいう「良心を手腕に運用する」法曹として、わが国のみならず世界で、独立の気概及びヒューマニティを持って活躍することが期待される。このような法曹の養成は、司法制度改革審議会が掲げる「国民生活上の医師」という人材を育成することにつながるものである。

本研究科は、全国から法曹を目指す志の高い人材を募り、わが国のみならず世界に飛翔する修了生を育成したいと考えている。本研究科の修了生は、企業法務や渉外法務の分野等で活躍するだけでなく、法曹過疎地において良質な法的サービスを提供し、ボーダレス社会において外国人の権利擁護に寄与する有為の人材となろう。本研究科において真摯に学んだ者は、21世紀社会が求める人格・教養・学識を備えた法曹になりうるはずである。

## Ⅲ 章ごとの自己評価

### 第1章 教育の理念及び目標

#### 1 基準ごとの分析

##### 1-1 教育の理念及び目標

###### 基準 1-1-1

**教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。**

(基準 1-1-1 に係る状況)

21 世紀の司法を担う法曹に求められているものは、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加え、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等である。

本研究科では、こうした人材を育成するため、「司法研究科法務専攻は、法学について、双方向型又は多方向型の少人数授業を中心とした教育をとおして、豊かな人間性と感受性及び人権感覚を兼ね備え良心にもとづいて法を運用する能力、並びに専門分野の高度な知見及び国際的な視野と判断力を身に付けて、法律実務等において活躍する人材を養成することを目的とする。」と人材養成目的を設定し、民事・刑事司法に携わりたい者、市井にあつて社会的正義の実現に寄与したい者、国際社会に雄飛して渉外法務等ビジネスの分野で活躍したい者等々の、多種・多様なニーズに対応できるようカリキュラムを編成し、「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」という本研究科の教育理念に裏打ちされた専門的能力を修得できるよう配慮している。

そのうえで、自己点検・評価委員会、教育推進委員会及びFD委員会を設置するとともに、専任教員及び客員教員、嘱託講師を構成メンバーとする教育推進会議を定期的開催し、本研究科の理念・目標とそれに適合したカリキュラムの編成・教育内容の改善について常に議論を重ね、検証を行っている。また、法科大学院の運営や教育に関し広くかつ高い見識を有する学外者に、特別顧問や自己点検・評価委員会の特別委員を委嘱し、第三者による客観的・多角的視点から教育の理念及び目標が適切に実現されているか、定期的に検証を加えている。【解釈指針 1-1-1-1】

これらの教育理念・目標については、本研究科のパンフレットや大学院履修要項、大学院案内、ウェブサイトに掲載し、広く構成員（教職員及び学生）に周知するとともに社会に対しても公表している。あわせて、入試説明会、進学相談会、入学予定者ガイダンス、新入生ガイダンス等の行事において直接説明する機会を設け、本研究科の理念・目標の周知を図るとともに、理解向上に努めている。周知・公表方法については、本研究科内に設置した広報委員会や主任会議において、広報媒体や各種行事の内容、構成を検討する際に随時見直しを行い、必要に応じて改善を図っている。《別冊：2013大学院履修要項 410 頁、別添資料 1：パンフレット 4～5 頁、別添資料 2：同志社大学大学院・専門職大学院案内 2014 41～42 頁、別添資料 6：2014 年度入学試験要項 裏表紙、別添資料 11：同志社大

同志社大学大学院司法研究科法務専攻 第1章

学法科大学院ウェブサイト<本研究科の特色>[http://law-school.doshisha.ac.jp/01\\_outline/characteristic.html](http://law-school.doshisha.ac.jp/01_outline/characteristic.html)] 参照》【解釈指針1-1-1-2】

**基準 1-1-2**

**教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。**

(基準 1-1-2 に係る状況)

本研究科を修了し、司法試験に合格して法曹等へ進んだものは、2012 年度末で 360 人にのぼる。法曹を含めて様々な領域において法務博士として活躍している。また、公務員や一般企業等へ就職したのもも本研究科で身に付けた能力等をもとに活躍している。本研究科の教育の理念及び目標が本研究科の教育を通じて一定の成果を挙げている証左である。

本研究科の教育理念である「高度な専門性」、「国際性」に裏付けされた授業科目の編成、教育内容、クラス編成、教育方法等を常に検証しながら、より効果的な教育体制のもとで、法曹としての基本的知識や応用能力を修得した学生を輩出するとともに、さらに高度の専門的知識、実務での即戦力につながる能力を備えた人材を輩出していると評価しうる。法科大学院制度の理念を重視した本研究科の教育は、21 世紀の法化社会において活躍できる人材の育成に寄与しているものと考えている。

特に、本研究科の教育理念の一つである「国際性」に関係して、国際性を身に付け、将来の涉外弁護士としての活動への足掛りとなるような法教育を提供しているといえる。

### 1 学生の学業成績と在籍状況

年度別及び学年別の学生の学業成績（GPA の分布）は別添資料 12 のとおりである。学業成績と司法試験合格者の成績とは相関関係にあり、本研究科の教育目的が達成されているものと評価することができる。なお、年度別及び年次別の在籍者数の状況は様式 2 のとおりである。受験者数及び入学者数の減少に伴い、在籍者数の減少がここ 1～2 年進んでいる。入試制度改革等によりアドミッション・ポリシーに沿った人材のさらなる確保を進めてきたところではあるが、法曹としての基本的資質を備えた学生の受け入れ、一定の学力のある入学者の確保といった観点から、在籍者数のさらなる減少は、今後のカリキュラムを含む教育方針や方法のあり方等に影響を及ぼすものと考えている。《様式 2：学生数の状況、別添資料 12：修了年度別 GPA 分布と司法試験合格状況（2012～2008 年度） 参照》

### 2 学生の修了状況

2012 年度には、78 人の学生に「法務博士（専門職）」の学位が授与された。なお、所定の年度で修了した学生の修了率は 2008 年度 82.8%（法学未修者 65.6%、法学既修者 94.4%）、2009 年度 79.5%（法学未修者 72.1%、法学既修者 82.5%）、2010 年度 83.8%（法学未修者 83.3%、法学既修者 84.0%）、2011 年度 74.1%（法学未修者 59.5%、法学既修者 82.9%）、2012 年度 68.9%（法学未修者 59.1%、法学既修者 78.3）である。厳格な成績評価や入学者の学力低下傾向のもとで、修了率は低下傾向にある。

### 3 司法試験の合格者数と合格率

本研究科の年度ごとの司法試験の合格者数と合格率は資料1-1のとおりである。合格者数からは一定の成果を挙げているといえるが、合格率については全国平均あるいはそれを下回っている。しかし、西日本に所在する法科大学院として、合格者や合格率から有為な法曹養成に一定の成果をあげているものと評価しうる。《資料1-1 参照》

### 4 修了生の進路と活動状況

修了生のほぼ全員が司法試験合格を目標としており、合格後ほとんどの学生が法曹へと進んでいる。裁判官や検察官になる者、弁護士事務所に採用される者のほか、企業内弁護士となる者もいる。また、本研究科の特色の一つである「国際性」を生かし、弁護士希望の修了生の中で外資系法律事務所に就職した者もいる。

修了生の進路や活動状況については同窓会の協力を得て把握に努めているが、現在の状況は別添資料13とおりである。《別添資料1：パンフレット34～35頁、別添資料13：修了生の進路状況（2008～2012年度）参照》

### 5 多様な人材の輩出と就職支援

司法試験に合格することが厳しい状況を迎える中で、学生のキャリア支援を強化するため本研究科内に司法研究科就職支援チームを設置し、専属の職員（非常勤嘱託）を配置して、法律事務所の採用情報収集、民間企業の法務職採用情報収集、修了生の就職先の開拓、交渉、就職相談対応等を行っている。民間企業の法務部への就職等に成果を挙おり、本研究科の修了生で、弁護士として、あるいは法務博士として、企業法務において活躍する者が増えている。

資料1-1

実施年	出願者		受験者数	短答式試験の合格に必要な成績を得た者数	最終合格者数	受験者に対する合格率
	新修了生	既修了生				
2008年	140人	70人	210人	159人	59人	28.1%
2009年	134人	167人	235人	160人	45人	19.1%
2010年	121人	223人	262人	195人	55人	21.0%
2011年	130人	225人	277人	173人	65人	23.5%
2012年	90人	223人	229人	140人	44人	19.2%

（出典：法務省ウェブサイト及び研究科資料より作成）

## 2 特長及び課題等

### 1 特長・特色ある取組等

- (1) 本研究科は、21世紀の法化社会に対応できる法曹となりうるような人材を育成するため、学生の多種・多様なニーズに対応できるようなカリキュラムを編成し、本研究科の教育理念である「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」に裏打ちされた専門的能力を養えるよう配慮している。A群からC群までの基礎・基幹科目で養った学力をさらに発展させ、高度の専門性を身に付けさせるための展開・先端科目が数多く開設され、実務での即戦力につながる能力開発を可能とするよう配慮されている。また、専任教員数を維持したまま入学定員を減少させることができたことで、きめ細かな少人数教育がより一層可能となり、教育の質の向上につながってきている。特に、2012年度より、「習熟度別クラス編成」を導入し、学生の習熟度に応じたきめ細かな指導を制度的に行っている。
- (2) 「共通的到達目標」に基づいて教育の質の確保等が確実に図られているとともに、「共通的到達目標」の検討が恒常的に進められている。授業内容と共通的な到達目標モデルとの関係を明示することにより、教員による計画的な教育及び学生による計画的な学習に向けての活用が進められている。
- (3) 本研究科の教育目的をより効果的に実現するために、FD委員会の設置にとどまらず、教育推進委員会を設置している。さらに、嘱託講師を含むすべての教員で構成される教育推進会議を開催し、恒常的に教育体制について検討を重ねている。
- (4) 本研究科は、教育理念の一つである「国際性」に富む法曹の養成に力を注いでおり、アメリカ人、ドイツ人、日本人の外国法に精通した教員によって、将来、外国の実務家と協働又は対抗できる法技術を修得できるようにしている。海外インターンシップ、外国法実地研修などのプログラムを積極的に実施して十分な成果をあげている。

### 2 課題等

- (1) 学生の在籍状況と学生定員との関係（定員充足率）、学生の修了率、学生の成績分布、入試における競争倍率等を総合的に検討して、適正な学生数（入学定員）や入試制度についての検討を進めてきており、入試制度改革については一応の成果をみている。なお、学生定員については、本研究科の到達目標をより具体的に設定することにより、それらの見直しの議論を加速させる必要がある。
- (2) 在学生のなかに一定の成績以下の者（GPA2.5以下の学生）がかなりの数存する。このような学生に対する教育支援体制、就職支援等の整備を進める必要がある。
- (3) 法科大学院の学生の関心は、専ら司法試験の合格に向けられ、司法試験科目以外の科目の勉強を疎かにする傾向も見受けられる。この傾向の是正は、司法試験制度のあり方に左右されるところも少なくないが、この傾向が助長されれば、本研究科の設置の理念・目的は色あせ、教育目標は形骸化するおそれがある。法曹にとって有益な科目でありながら、司法試験科目以外の科目であるために学生の履修が低調となっている科目については、履修時期を含めたカリキュラム編成等を工夫する必要がある。
- (4) 「国際性」の観点から、本研究科がウィスコンシン大学ロースクールとの間で進め

ている単位互換制度等について、より効果的な実現のための方策について、さらなる検討を重ねることが必要である。

## 第2章 教育内容

### 1 基準ごとの分析

#### 2-1 教育内容

##### 基準2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

本研究科の授業科目は、A群からH群に分類される。各科目群の内容は、以下のとおりである。《様式1：開講授業科目一覧、別冊：2013 大学院履修要項 410～423 頁、別添資料1：パンフレット6～9頁 参照》

- A群：基礎科目（法学未修者を対象とする法律基本科目及び法学の基礎に関する科目）
- B群：法曹基本科目（裁判実務の基礎及び法曹倫理に関する科目）
- C群：基幹科目（法律基本科目に関する演習科目及び講義科目）
- D群：展開・先端科目Ⅰ（法律基本科目以外の応用的先端的な法領域に関する科目のうち、司法試験の選択科目に関するもの）
- E群：展開・先端科目Ⅱ（法律基本科目以外の応用的先端的な法領域に関する科目のうち、司法試験の選択科目となっていないもの）
- F群：外国法科目（諸外国の法制度や法解釈に関する科目）
- G群：基礎法・隣接科目（基礎法学及び法学に関連する分野の科目）
- H群：実務関連科目（法曹としての技能や法律実務に関する科目）

#### 1 科目の構成と水準

本研究科の授業科目は、法学を学んだことのない者であることを前提に、基礎的知識の涵養を行うためのA群科目、また実務家としての基礎的素養を修得させるためのB群科目を配置したうえ、そこで涵養された基礎のうえに、司法試験及び司法修習に十分な法的分析能力並びに文書作成能力及び法的思考能力を修得させるためC群科目並びに実務法曹養成に特化したH群科目を設置し、完結的に法曹養成にとって十分な知識の修得が行われるよう配慮している。また、法律実務基礎科目はもとより、法律基本科目においても研究者教員と実務家教員の連携のもとに法学的観点と法実務的観点の双方から、法律問題を分析検討するよう配慮がなされている。

さらに幅広い法知識の修得を可能ならしめるとともに（D群及びE群）、専門家としての法曹の役割の理解と、より幅の広い法学の基礎的素養を修得することで（F群及びG群）、人間性の涵養を可能としている。【解釈指針2-1-1-1】

## 2 いわゆるコア・カリキュラムへの対応

本研究科が、法曹の養成を目的とするものである以上、その授業内容は当該授業科目において、一般に法曹に必要と考えられる水準及び範囲を包含するものでなければならない。これについては、「法科大学院における共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」(コア・カリキュラム)が、その一つの水準についての考え方を示すものであるから、これを教育に導入し、教員による計画的な教育及び学生による計画的な学習を推進することは、有意義であると考えられる。

そこで、特に法律基本科目と必修の法律実務基礎科目については、授業内容と「共通的な到達目標モデル」との関係性を学生に明示し、修得すべき法律知識の水準と内容を示している。

具体的には、共通のフォームのもとで、A群必修科目、B群必修科目、C群必修科目(演習)、C群1類選択必修科目(総合演習)を対象として、授業とコア・カリキュラムの関係性を以下の4つの印で明示するとともに、必要に応じてC群2類選択科目で触れていることを明示(備考欄に科目名を記載)している。

◎：授業で詳しく取り上げる事項

○：授業で簡単に取り上げる事項

△：授業では直接取り上げないものの内容を理解しているという前提で授業が進められる事項

空白：自習で学ぶべき事項

これを2012年度より学生に配布すると同時に、授業内容の策定に当たっても、コア・カリキュラムを一定の指針として活用することで、必要にして十分な水準を確保するものとしている。また、定期試験問題の範囲とレベル、それらの採点基準等についても、コア・カリキュラムを一定の指標として用いている。《別添資料9：「法科大学院における共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」に対する司法研究科カリキュラムの対応状況について 参照》

## 3 段階的学修

学生の学修の進展に応じて段階的にこれを適切に修得させるため、いわゆる法律基本科目については、法律学の基本概念の理解、法的思考方法及び事例に即した基礎的な問題解決能力を修得させることを目的とするA群と、多面的考察のもとに複数の解決手法を示し、それらの中から最適の解決方法を探究するなど高レベルの法解釈能力を養うことを目的とするC群を区別して示し、同様に法律実務基礎科目については、基礎的な実務知識の修得を目的とするB群とより応用的なH群を区別し、学修の進展にあわせて履修するよう配当年次を設定して、学生の段階的履修に資するよう編成されている。《様式1：開講授業科目一覧、別冊：2013 大学院履修要項 410～423 頁、別添資料1：パンフレット6～9 頁 参照》【解釈指針2-1-1-2】

**基準 2-1-2 : 重点基準**

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

**(1) 法律基本科目**

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

**(2) 法律実務基礎科目**

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

**(3) 基礎法学・隣接科目**

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

**(4) 展開・先端科目**

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

本研究科は、以下の授業科目を設置しており、上記各号に掲げる授業科目を適切に設置している。《様式 1 : 開講授業科目一覧、別冊 : 2013 大学院履修要項 410~423 頁、別冊 : 2013 法科大学院シラバス・履修の手引 1~202 頁 参照》

**1 法律基本科目**

本研究科のカリキュラムにおいて法律基本科目に当たるのは、A群の必修科目並びにC群の必修科目及び選択科目である。

A群科目は、法学未修者1年次を対象とし、必修科目として、憲法2科目(人権、統治組織)、行政法1科目(行政法総論)、民法6科目(総則、物権法、債権総論、契約法、不法行為法、家族法)、商法2科目(会社法、商行為法、商取引法、手形・小切手法を対象とする)、民事訴訟法2科目(判決手続、複雑訴訟)、刑法2科目(総論、各論)、刑事訴訟法1科目が設置されている。

C群科目は、法学未修者2年次以降及び法学既修者1年次以降を対象とし、必修科目として、憲法2科目、行政法2科目、民法4科目、商法1科目、民事訴訟法2科目、刑法2科目、刑事訴訟法1科目が設置されている。また、より応用的問題の修得を目指す「公法総合演習」(憲法・行政法)、「民事法総合演習」(民法・商法・民事訴訟法)、「刑事法総合演習」(刑法・刑事訴訟法)も設置されており、選択必修とされている。なお、C群には、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する基礎的な学力の定着とより応用的な学力を修得することを目的とする選択科目も、複数設置されている。

A群及びC群の必修科目は、いずれも法律基本科目の全分野を網羅している。A群の必修科目は、法学未修者に対して2年次以降の法律基本科目の履修に必要な基礎的な学力を身に付けさせることを内容とし、C群の必修科目は、具体的な事例を素材とした演習を通して法律基本科目について基礎学力を定着させるとともに、それを発展させ、応用力や問題解決能力を修得させるものである。【解釈指針 2-1-2-1】

## 2 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目に当たるのは、B群及びH群の科目である。B群科目として「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」、「法曹倫理」、H群科目として「民事模擬裁判」、「刑事模擬裁判」、「クリニック」、「エクスターンシップ」、「公法実務の基礎」、「法律文書作成」、「法律実務演習」が設置されている。いずれも、実務家専任教員や実務家の嘱託講師等が担当しており、法律実務の基礎を学ばせる内容となっている。【解釈指針2-1-2-2】

## 3 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目に当たるのは、A群の選択科目、G群及びF群の科目である。A群の選択科目として「法学基礎講義」、G群科目として基礎法学科目、F群科目として外国法学の科目が設置されている。これらは、哲学、史学・文化論、社会学、政策論、さらには諸外国の法制度・法律実務、法文化の比較など、さまざまな視点から法を学ばせる科目を設置することにより、視野の広い法曹の養成を目指すものである。【解釈指針2-1-2-3】

## 4 展開・先端科目

展開・先端科目に当たるのは、D群及びE群の科目である。司法試験の選択科目に関するD群として労働法や知的財産法など、司法試験の選択科目ではないE群として刑事政策やADR法など、多数の科目が設置されている。これらは、法律基本科目で養った学力をさらに発展させるとともに、法曹として直面すると考えられるさまざまな法的問題について高度の専門性を身に付けさせ、実務での即戦力につながる先端知識を修得させるものである。【解釈指針2-1-2-4】

**基準 2-1-3 : 重点基準**

**各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。**

(基準 2-1-3 に係る状況)

法律基本科目に該当する科目は、基本的な知識の修得を中心とする場合にはA群に、より高度な問題を取り扱う場合にはC群に配置されている。

また、法律実務基礎科目は、B群及びH群に配置されている。さらに、基礎法学・隣接科目はG群及びF群に、展開・先端科目はD群及びE群に配置されており、科目名称とその内容も対応していることから、適切な科目区分にしたがって設置されているといえる。《様式1：開講授業科目一覧、別冊資料：2013 大学院履修要項 410～423 頁、別冊資料：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 1～202 頁 参照》【解釈指針 2-1-3-1】

**基準 2-1-4 : 重点基準**

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

1 科目の設置と単位数

①法律基本科目

2013 年度のカリキュラムにおいては、法律基本科目における必修科目（A群、C群）の単位数は、公法系科目 14 単位、民事法系 34 単位、刑事法系 12 単位、合計 60 単位である。

また、選択科目として、基礎知識の定着とより応用的内容の修得を目的として、「刑法特講 I」、「現代法律行為論」、「会社法特講」など、12 科目が設置されておりいずれも法学未修者 2 年次・既修者 1 年次以降に履修することができる科目として、適切な配置が行われている。

さらに、より高度な法的分析能力と文書作成能力を涵養する「総合演習」が、公法系、刑事系、民事系の三分野にわたって合計 6 科目設置されて法学未修者 3 年次・既修者 2 年次に配当され、段階的な学習が行われている。

以上のとおり、法律基本科目については、必要十分な科目が設置されている状況にある。

②法律実務基礎科目

法律実務基礎科目のうち、「法曹倫理」、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」が必修科目とされ、それぞれ 2 単位として法学未修者 2 年次・既修者 1 年次における必修科目として設置されている（B群）。

また、H群として法学未修者 2 年次・既修者 1 年次以降を対象として「民事模擬裁判」、「公法実務の基礎」（各 2 単位）が設置され、法学未修者 3 年次・既修者 2 年次を対象として「刑事模擬裁判」、「クリニック」、「エクスターンシップ」、「法律文書作成」、「法律実務演習」（各 2 単位）が設置されており、「法律文書作成」、「法律実務演習」以外から 4 単位以上の履修が必要とされている。

なお、「クリニック」、「エクスターンシップ」は最終学年に配置されているだけでなく、その前の学年で「法曹倫理」を履修後に受講できるよう、適切な配置がなされている。

③基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目は、A群（「法学基礎講義」）、F群及びG群の科目として、20 科目が設置されている。2013 年度には 18 科目 23 クラスが開講され、学生が幅広い選択肢の中から自己の関心や進路に応じて授業科目を履修することができる。F群から 2 単位以上、G群から 2 単位以上、合計 6 単位以上を履修することが必要であり、幅広い法知識

と背景的基礎を持つ法曹の養成にとって十分な履修が確保されている。

#### ④展開・先端科目

展開・先端科目は、D群及びE群の科目として、44科目が設置されている。2013年度には39科目48クラスが開講され、幅広い選択肢の中から学生が自己の関心や進路に応じて授業科目を履修することができる。D群とE群を合わせて12単位以上を履修することが必要である。

### 2 必修科目、選択必修科目、選択科目

上記のように、法律基本科目（A群、C群）及び法律実務基礎科目（B群）のうち法曹に共通して必要とされる法的知識や法律実務等を扱う授業科目は、必修科目とされている。これに対して、法律基本科目（C群）の中でもより高度な法的分析能力と文書作成能力を涵養する「総合演習」、法律実務基礎科目のうち発展的な内容を含む科目（H群）、展開・先端科目（D群、E群）及び基礎法学・隣接科目（F群、G群）は、選択必修科目とされている。また、法律基本科目（A群、C群）及び法律実務基礎科目（B群）のうち各自の学力や関心に応じて履修すべきものは、選択科目とされており、適切な科目の分類が行われている。

### 3 段階的履修

法律基本科目については、法学未修者1年次において基礎的な学力を身に付けさせ（A群）、法学未修者2年次・既修者1年次において各分野の演習を通して基礎学力の定着とともに応用力や問題解決能力を修得させることを目指し（C群）、法学未修者3年次・既修者2年次において複数の分野の融合や高度な法的分析力を必要とする問題を扱う「総合演習」を通して現実の事案に対応可能な問題発見能力や処理能力の養成を図っている（C群）。

法律実務基礎科目についても、法学未修者2年次・既修者1年次において実務の基礎や法曹倫理を学ばせた後（B群）、法学未修者3年次・既修者2年次において発展的な内容を扱うこととしている（H群）。

また、展開・先端科目は、通常、法律基本科目に関する基本的知識を必要とすることから、原則として法学未修者2年次・既修者1年次以降に担当している（D群、E群）。

基礎法学・隣接科目（F群、G群）については、それぞれ多様な内容を有していることから、授業科目の内容に応じて配当年次を定めている。

《様式1：開講授業科目一覧、別冊資料：2013大学院履修要項410～423頁、別冊資料：2013法科大学院シラバス・履修の手引1～202頁、別添資料10：2013年度同志社大学大学院司法研究科時間割参照》

**基準 2-1-5 : 重点基準**

基準 2-1-2 (1) に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8 単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目については、別に 6 単位を限度として必修とすることができる。

- |                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目 (憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。)      | 10 単位 |
| (2) 民事系科目 (民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。) | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目 (刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)    | 12 単位 |

(基準 2-1-5 に係る状況)

1 公法系科目の必修単位数

公法系科目の必修単位数は、法学未修者 1 年次に配当される公法講義 I・II・III、法学未修者 2 年次・既修者 1 年次に配当される公法演習 I・II、法学未修者 3 年次・既修者 2 年次に配当される公法演習 III・IV の合計 14 単位である。

2 民事系科目の必修単位数

民事系科目の必修単位数は、法学未修者 1 年次に配当される民法講義 I・II・III・IV・V・VI、商法講義 I・II、民事訴訟法講義 I・II、法学未修者 2 年次・既修者 1 年次に配当される民事法演習 I・II・III・IV・V・VI、法学未修者 3 年次・既修者 2 年次に配当される民事法演習 VII の合計 34 単位である。

3 刑事系科目の必修単位数

刑事系科目の必修単位数は、法学未修者 1 年次に配当される刑法講義 I・II、刑事訴訟法講義、法学未修者 2 年次・既修者 1 年次に配当される刑事法演習 I・II・III の合計 12 単位である。

4 選択必修科目

上記のほか、法学未修者 3 年次・既修者 2 年次に配当される公法総合演習 I・II、民事法総合演習 I・II・III、刑事法総合演習のうちから 4 単位以上を修得しなければならない。

5 修了に必要な法律基本科目の単位数

以上のように、修了要件として法律基本科目を 64 単位修得しなければならない。これは、標準となる 54 単位を 10 単位上回るものであるが、このうち 2 単位は法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目について別に 6 単位を限度として必修とすることができるとされているものであり、この単位数を除けば標準となる 54 単位から超過するのは 8

単位以内となり、基準を遵守するものである。

《様式1：開講授業科目一覧、別冊資料：2013 大学院履修要項 410～423 頁、別冊資料：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 1～202 頁 参照》

基準 2-1-6 : 重点基準

(1) 基準 2-1-2 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2 単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)

(2) (1) に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的な事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

## イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

### 1 法律実務基礎科目に関する必修科目 (B群)

法律実務基礎科目に関する必修科目としては、次の科目が設置されている。

#### ①「法曹倫理」(2単位、法学未修者2年次・既修者1年次、春学期又は秋学期)

法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目として、「法曹倫理」が独立の授業科目として、また必修科目として設置されている。弁護士、派遣裁判官、派遣検察官が授業を分担して担当している。

#### ②「民事訴訟実務の基礎」(2単位、法学未修者2年次・既修者1年次、春学期)

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、「民事訴訟実務の基礎」が必修科目として設置されている。

#### ③「刑事訴訟実務の基礎」(2単位、法学未修者2年次・既修者1年次、秋学期)

事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、「刑事訴訟実務の基礎」が必修科目として設置されている。

### 2 法律実務基礎科目に関する選択必修科目 (H群)

法律実務基礎科目のうち、H群に次の科目が設置され、B群の必修6単位のほかに、4単位を選択して履修しなければならない。

#### ①「刑事模擬裁判」(2単位、法学未修者3年次・既修者2年次、春学期)

「民事模擬裁判」(2単位、法学未修者2年次・既修者1年次以降、秋学期)

刑事、民事の裁判手続をロールプレイの手法により、学生を参加させることによって、裁判実務の基本的な技法を修得する科目として、「刑事模擬裁判」及び「民事模擬裁判」が設置されている。

#### ②「クリニック」(2単位、法学未修者3年次・既修者2年次、春学期又は秋学期)

弁護士の監督指導のもと、法律相談、事件内容の聴取、事実関係の整理と法的问题の抽出、解決案の検討等につき具体的事案を取り扱う中で修得させる科目として「クリニック」が設置されている。

#### ③「エクスターンシップ」(2単位、法学未修者3年次・既修者2年次、春学期)

学生を弁護士事務所等に派遣して、法曹の実務等の体験を通じて修得する科目として「エクスターンシップ」が設置されている。

#### ④「公法実務の基礎」(2単位、法学未修者2年次・既修者1年次以降、春学期)

行政訴訟を中心として、具体的な紛争事例に則して検討を行いながら、各種文書を作成する科目として「公法実務の基礎」が設置されている。

《様式1：開講授業科目一覧、別冊資料：2013 大学院履修要項 410～423 頁、別冊資料：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 41～47、181～189 頁 参照》

### 3 法曹倫理に留意した実務科目の教育

先に述べたように「法曹倫理」は独立の必修科目として学生に履修を義務づけているほか、法学未修者2年次・既修者1年次に履修するよう設置されており、他の法律実務基礎科目のうち選択科目の履修に先立ってその内容を修得する体制となっていることから、学生は、必然的に法曹倫理に留意してこれらを履修することになる。

また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意しつつ教育を行っている。

### 4 法情報調査及び法文書作成

#### ①法情報調査

法情報の調査・分析に関する技法の修得については、必修科目が設置されていないが、新入生全員を対象として入学直後に法情報調査に関する指導を行っている。

また、法学未修者1年次・既修者2年次向けの選択科目として「法情報調査・文書作成入門」（2単位、春学期）が設置され、よりきめの細かい指導が行われている。《様式1：開講授業科目一覧、別添資料14：2013年度司法研究科オリエンテーション・登録関係日程表（新入生）、別冊資料：2013大学院履修要項414頁、別冊資料：2013法科大学院シラバス・履修の手引47～49頁参照》

#### ②法文書作成

法的文書作成の基本的な技能の指導は、選択科目の「法律文書作成」（2単位、法学未修者3年次・既修者2年次、春学期又は秋学期）において扱っている。

また、分野別の法文書の作成については、「法律実務演習（公法）」、「法律実務演習（刑事法）」、「法律実務演習（民事法）」が、それぞれ法学未修者3年次・既修者2年次向けに設置されており、全体として法律文書の作成についてきめ細かく各種文書の起案能力の修得を可能にしている。《様式1：開講授業科目一覧、別冊資料：2013大学院履修要項420頁、別冊資料：2013法科大学院シラバス・履修の手引184～190頁参照》

### 5 実務家教員と研究者教員の連携

以上の法律実務基礎科目については、授業の内容を定めるに当たって、公法、刑事、民事の各研究者教員と実際に法律実務基礎科目を担当する実務家教員が連携して内容を定めるだけでなく、「民事訴訟実務の基礎」などにおいては、研究者教員と実務家教員とで共同で科目を担当することによって、実務的問題についても理論的立場からコメントを与える等授業内容を工夫することによって、理論と実務の架橋がスムーズに行われるよう配慮している。《様式1：開講授業科目一覧、別冊資料：2013大学院履修要項413頁、別冊資料：2013法科大学院シラバス・履修の手引42～44頁参照》【解釈指針2-1-6-1】

**基準 2-1-7 : 重点基準**

基準 2-1-2 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4 単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-7 に係る状況)

1 基礎法学・隣接科目の科目設置状況

基礎法学・隣接科目は、A群(「法学基礎講義」)、F群(外国法科目)及びG群(基礎法・隣接科目)の科目として、18科目が設置されている。2013年度には18科目23クラスが開講され、幅広い選択肢の中から学生が自己の関心や進路に応じて授業科目を履修することができる状況にある。

2 修了に必要な単位数

修了のためには、F群から2単位以上、G群から2単位以上、合計6単位以上を履修することが必要である。

《様式1 : 開講授業科目一覧、別冊資料 : 2013 大学院履修要項 413、418~419、423 頁、別冊資料 : 2013 法科大学院シラバス・履修の手引 40~41、156~181、197~202 頁 参照》

**基準 2-1-8 : 重点基準**

基準 2-1-2 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-8 に係る状況)

1 展開・先端科目の科目設置状況

展開・先端科目は、D群及びE群の科目として、44科目が設置されている。2013年度には39科目48クラスが開講され、幅広い選択肢の中から学生が自己の関心や進路に応じて授業科目を履修することができる。D群とE群を合わせて12単位以上を履修することが必要である。

2 養成しようとする法曹像との関係

本研究科がその使命とする、専門分野の高度な知見及び国際的視野と判断力を持つ法曹の養成との関係では、展開・先端科目において各法分野につき、十分にそれを修得する機会を設ける必要がある。

本研究科の場合、特に専任教員の担当する法分野（租税法、経済法、労働法、国際法私法系分野等）については、数多くの科目が設置開講されており、重層的・多角的にそれらの法分野に精通することが可能となっている（D群）。さらにE群では当該分野について国際的視野に立った法知識を修得することも可能になっている（国際環境法、国際租税法、国際経済法等）。

また、E群には、企業法務に関する比較法的知見を深める科目が、多数設置されており（銀行取引法、金融商品取引法、コーポレート・ガバナンス、コーポレート・ファイナンス、企業結合法（M&A）等）、この分野について、高度な専門的知見を持つ法曹を養成するに十分な科目が設置されている。

なお、もう一つの柱である国際的視野を持つ法曹養成との関係では、外国法科目（F群）に基礎法・隣接科目として、多数の科目が設置されている。

必修科目等の基礎知識の修得と平行しながら、外国法知識を涵養することは必ずしも時間的制約等の関係で容易でない。そこで、開講の形態、時期の工夫、また本研究科の学生が本研究科修了後も引き続き外国法の修得が可能となるよう、聴講制度を活用するなど工夫している。

《様式1：開講授業科目一覧、別冊資料：2013 大学院履修要項 417～418、423 頁、別冊資料：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 97～156、190～197 頁、別添資料 16：2013 年度同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）聴講生募集要項 参照》

**基準 2-1-9 : 重点基準**

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準 2-1-9 に係る状況)

大学設置基準第21条(単位)については、同条第2項第1号及び第2号に相応する規程を同志社大学専門職大学院学則第9条に定め、これを実質化するため、各学生が教室内での授業と予習・復習を合わせて1単位当たり45時間(2単位当たり90時間)の学修をすることを前提とした教育内容を実施している。また、年間登録単位数の上限を法学未修者1年次は38単位、法学未修者2年次・既修者1年次は36単位、法学未修者3年次・既修者2年次は44単位とすることにより、上記の学修時間を確保できるよう配慮している。《別添資料3：同志社大学専門職大学院学則、別冊資料：2013大学院履修要項423頁参照》

大学設置基準第22条(1年間の授業期間)については、定期試験を含め、年間35週の授業期間を確保している。担当教員の公務等により授業が休講となった場合には、必ず補講を実施している。

大学設置基準第23条(各授業科目の授業期間)については、原則として各授業科目の授業は、定期試験を除き15週を単位として実施している。《別冊資料：2013大学院履修要項408頁、別添資料17：休講・補講一覧表(2012年度・2011年度)参照》

なお、「エクスターンシップ」、「海外インターンシップ」、「外国法実地研修A」、「外国法実地研修B」については、性質上、集中的に実施する必要があるため、集中講義として実施している。また、近畿圏外からの嘱託講師や海外からの客員教員等が担当する科目についても、一部集中講義として実施している。

《様式1：開講授業科目一覧、別冊資料：2013大学院履修要項413～420頁参照、別冊資料：2013法科大学院シラバス・履修の手引1～202頁、別添資料10：2013年度同志社大学大学院司法研究科時間割参照》

## 2 特長及び課題等

### 1 特長・特色ある取組等

- (1) 法科大学院が法曹養成機関であることを踏まえ、本研究科の教育課程は、学部教育と異なり、理論と実務の架橋となる専門職教育を行うよう配慮されている。法律実務基礎科目（B群、H群）はもとより、法律基本科目において実務家教員と研究者教員の合同により法律問題を理論と実務の双方から扱う演習科目が多数設置されている（C群）。
- (2) 本研究科の科目分類は、法律基本科目（A群及びC群）、法律実務基礎科目（B群及びH群）、基礎法学・隣接科目（F群及びG群）、展開・先端科目（D群及びG群）のように、同一種類の科目をさらに分割して、その内容とレベルを示すものとなっており、学生の段階的学修に資するものとなっている。また、F群のように特に基礎法学・隣接科目の中でも、国際的法分野を取り出して選択必修として課すなど、本研究科の目指す国際的法曹養成の目的に資するものとなっている。
- (3) 司法試験科目以外の法分野に関する選択科目は、特にE群並びに外国法に関するF群科目は、32科目にのぼる。これは学生の多様な関心に応えるとともに幅広い法的知識を備えた法曹の育成に大きな役割を果たすものとなっている。また、国際的な法律分野については、アメリカ、ヨーロッパ法をはじめ、実地研修等の特色ある科目が多数設置され、本研究科の理念である国際的素養を持つ法曹の養成に適うものとなっている。
- (4) F群科目においては単に多様な科目が設置されているだけでなく、休暇期間中を利用して、実際にアメリカやヨーロッパにおいて外国法実務について見聞し、実務をも経験する「外国法実地研修」や、海外の弁護士事務所で実地研修を行う「海外インターンシップ」が設置されており、外国法が適用される現場を実際に訪ね、渉外法務を身を以て体験することが可能である。  
「海外インターンシップ」の2009年度と2010年度の派遣先はシンガポール、2011年度の派遣先はオーストラリアであった。また、ヨーロッパ諸国で研修を実施する「外国法実地研修B」は、カールスルーエ、フランクフルト、ストラスブール、ルクセンブルク、ブリュッセル、デュッセルドルフ等ヨーロッパ各地において実務研修を行い、大きな成果を上げている。
- (5) ウィスコンシン大学ロースクールとの単位互換協定により、同ロースクールの派遣教員による「外国法特別セミナー」が集中講義として設置されている。履修した学生は留学した場合に単位の認定を受けることができることから、通常の半分の留学期間と学費でLL.M.の取得が可能となっている。

### 2 課題等

- (1) 法律基本科目のうち、総合演習科目は学生による選択制が導入されている。しかし、その科目選択に偏りが生じてきている学生が存する。均衡でかつ系統的学力を修得する機会を失っている学生については適格な指導を行うとともに、今後は選択制の

見直しを含めた検討が求められる。

- (2) 2010年度から、法律基本科目の必修・選択必修科目の充実を図ったため、修了必要単位数が96単位から102単位に増えた。これにより、学生の基礎学力の向上が期待できるところであるものの、学生の自由な学習時間の減少など、学生の負担過重といった視点から、今後とも状況を注意深く見守ることが必要である。
- (3) 展開・先端科目の多様性は十分に確保されているものの、より実践的な紛争解決能力を養成するために、演習等の設置が望まれる。
- (4) 展開・先端科目及び外国法科目については、多様な科目が設置されているが、体系的な学習のために科目の選択について一定の指針（モデル）を学生に示す必要がある。コース制の廃止、学生の司法試験科目への特化傾向のなかで、実務における展開・先端科目等の重要性を周知させていく必要がある。

## 第3章 教育方法

### 1 基準ごとの分析

#### 3-1 授業を行う学生数

##### 基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

##### 1 各授業のクラス人数の概要

###### (1) 未修者を対象とする法律基本科目及び必修の法律実務基礎科目

未修者を対象とする法律基本科目であるA群科目(「基礎科目」)については、原則40人を1クラスとしてクラスの編成を行ってきた。同様に法律実務基礎科目のうち必修科目であるB群科目(「法曹基本科目」)についても、1クラスの学生数は、原則40人である。

2013年度は、入学者数の減少に伴い上記基準をさらに下回って、A群科目についてはおおよそ10人程度でクラス編成が行われ、B群科目についてもおおよそ20人程度で授業が行われている状況にある。

###### (2) 法律基本科目の演習

法学未修者2年次・既修者1年次に履修する法律基本科目であるC群科目(「基幹科目」)の演習・総合演習科目は、原則20人以下の規模でクラスを編成し、少人数教育を実現することで、双方向、多方向形式の議論による法理論の理解を徹底し、実務的な法運用の鍛錬を行っている。

これらの演習についても、2013年度は、入学者数の減少に伴い、1クラス当たりの学生数は、多くのクラスで10~15名程度となっており、少人数で密度の高い授業を行うのに十分な規模のクラス編成となっている。

###### (3) その他の選択科目

上記以外の選択科目については、履修希望の学生数によってクラスの規模が異なるが、最大で1クラス当たり46名となっており、適切な規模で少人数教育が実現されているといえる。

法律実務関連科目に、特定の法律分野における実務書面の作成を行う法律実務演習を設置している。この科目については、受講生を1クラス約10人に絞り、実践的な事例に則して、専門家として作成すべき実務文書の作成技法を指導することを可能にしている。【解釈指針3-1-1-1】

また、上記の人数には、原則として再履修者の数も含め、実際に授業を履修する者の数が含まれている。【解釈指針3-1-1-2(1)】

《様式1：開講授業科目一覧 参照》

## 2 他専攻の学生、他研究科の学生の履修

本学の他研究科の学生が本研究科科目の履修を希望する場合は、本研究科が定める条件を満たせば履修が認められる。また、関西4大学の協定に基づく単位互換制度により、他大学の法科大学院生は本研究科科目を履修することができる。

本学他研究科・他大学法科大学院の学生から本研究科科目を履修したいとの申し出があった場合には、教務主任が、科目の性質（法律基本科目及び法律実務基礎科目は認めていない）や配当年次、登録者数、本人の希望理由等を考慮して登録の可否を判断している。2013年度は、本研究科科目の1科目で、本学の他研究科の学生8人の履修者があったが、これらの学生を含めた受講学生数は20人であり、適切な規模を維持している。なお、本研究科科目を履修している他大学法科大学院生はいない。【解釈指針3-1-1-2（2）】【解釈指針3-1-1-3】

《様式1：開講授業科目一覧 参照》

## 3 聴講制度

本研究科では、2006年度から聴講生の受入を行っている。「聴講生」の制度では、正規学生とともに授業に出席し、科目を聴講できるが、単位を修得することはできない。

聴講生の受講資格は、A（弁護士、裁判官、検察官、司法書士、公認会計士、税理士、弁理士、行政書士）、B（国・自治体等の職員）、C（企業等において受講を希望する科目に関連する業務に従事する者）、D（本研究科修了生。対象科目は「外国法特別セミナー」のみ）であり、聴講の申し出があった場合、聴講を希望する授業の妨げとならないか等、教務主任が、科目の性質や登録者数、本人の希望理由等を考慮して登録の可否を判断している。【解釈指針3-1-1-3】

聴講生数は、2013年度は、「労働法Ⅰ」、「環境法Ⅲ」、「外国法特別セミナー⑦」、「外国法特別セミナー⑧」にそれぞれ1名となっている。聴講生を含めた受講学生数は最大で13人であり、適切な規模を維持している。聴講生を受け入れることは、正規学生の学修の妨げにはなっておらず、むしろ本来の受講生にとって勉学の良い刺激となっている。

【解釈指針3-1-1-2（2）】

《様式1：開講授業科目一覧、別添資料16：2013年度同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）聴講生募集要項 参照》

**基準 3-1-2**

**法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。**

(基準 3-1-2 に係る状況)

本研究科の教育課程のうち法律基本科目に相当するものは、A群の必修科目とC群である。

A群(基礎科目): 法学未修者を対象にした必修法律科目であり、原則 40 人を1クラスとして、講義を行うものである。

C群(基幹科目): コアとなる必修科目及び選択必修科目の1クラスの学生数は、原則 20 人以下である。選択科目の1クラスの学生数は 50 人以下としている。

2013 年度においては、A群必修科目について、再履修している者を含めても学生数が 50 人を超えるクラスは存在しない。C群の必修科目及び選択必修科目については、20 人以下が原則であるが、実際には多くのクラスで 10~15 名程度となっており、50 人を標準とすべき基準をさらにすすめて少人数教育による、高密度な双方向ないし多方向的教育が実現されている状況にある。《様式 1 : 開講授業科目一覧 参照》【解釈指針 3-1-2-1】

## 3-2 授業の方法

## 基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

## 1 本研究科における授業内容と専門的な法知識の水準

本研究科が、法曹の養成を目的とするものである以上、その授業内容は当該授業科目において、一般に法曹に必要と考えられる水準及び範囲を包含するものでなければならない。これについては、「法科大学院における共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」(コア・カリキュラム)が、その一つの水準についての考え方を示すものであるから、これを教育に導入し、教員による計画的な教育及び学生による計画的な学習を推進することは、有意義であると考えられる。

そこで、「法科大学院における共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」(コア・カリキュラム)を参考に、本研究科における「共通的な到達目標モデル」を必修科目等については策定している。特に法律基本科目と必修の法律実務基礎科目については、授業内容と「共通的な到達目標モデル」との関係を学生に明示し、修得すべき法律知識の水準と内容を示している。

具体的には、共通のフォームのもとで、A群必修科目、B群必修科目、C群必修科目(演習)、C群1類選択必修科目(総合演習)を対象として、授業とコア・カリキュラムの関係を明示するとともに、必要に応じてC群2類選択科目で触れていることを明示(備考欄に科目名を記載)している。

これを2012年度より毎年度学生に配布している。配布に当たっては毎年度法改正等に照らして修正を行っている。《様式1：開講授業科目一覧、別冊資料：2013法科大学院シラバス・履修の手引1～202頁、別添資料9：「法科大学院における共通的な到達目標モデル(第二次案修正案)」に対する司法研究科のカリキュラムの対応状況について参照》  
【解釈指針3-2-1-1】

## 2 法律基本科目の授業方法

## (1) 未修者1年次に対する法律基本科目の教育

本研究科におけるA群科目(基礎科目)は、基準3-1-1及び基準3-1-2で

も述べたように、徹底した少人数のクラス編成を実現しており、学生の予習の程度、授業の理解度、応用能力をチェックするため、双方向での授業・討論を行っている。さらに、その成果を小テストや中間テストを実施することで、確実な定着を目指している。

また、多くの科目においては、具体的な事例についての討議が行われているが、知識を確実にかつ効率よく伝達するために必要な限りにおいて、適宜講義形式も取られている。【解釈指針3-2-1-3】【解釈指針3-2-1-4】

さらに、入学後の学習にスムーズに対応することを可能にするため、入学予定者を対象に学習方法などの指導を行っている。

《様式1：開講授業科目一覧、別冊資料：2013 法科大学院シラバス・履修の手引1～40頁 参照》

## (2) 法学未修者2年次・既修者1年次以降の法律基本科目の教育

C群科目（基幹科目）の必修科目は、すべて演習であり、具体的な事例検討を前提とした徹底した双方向・多方向での授業が行われている。

また、演習では、市販の書籍等に頼ることなく、科目担当者間で念入りに議論・検討したうえで、レジュメのほか、ケース・スタディとなる具体的事案を作成している。これを学生があらかじめ検討するために必要な判例・論説等の補助的資料の作成も行っている。こうした資料は、事前に学生が十分に時間を取って予習し、授業に臨めるよう、各回の授業の少なくとも2週間前には配布する体制を整えている。教員は、毎年新年度の開始前に、判例・学説の動向等を考慮し、これらの改訂作業を行っている。

【解釈指針3-2-1-2】

さらに、法学未修者3年次・既修者2年次に履修する総合演習科目は、広範囲な論点を含む複雑でかつ具体的な事例を素材として、法的論点について適確な指摘、事実の評価、適正な解決策等を与えることを目的として、教員と学生、学生相互が討論を行う中で、法的分析能力と法的議論の能力、さらにはその表現能力の涵養と修得に努めている。《様式1：開講授業科目一覧、別冊資料：2013 法科大学院シラバス・履修の手引49～82頁 参照》【解釈指針3-2-1-3】

## (3) 習熟度別クラス編成によるきめ細かな対応

少人数教育を前提とする双方向的授業においては、学生相互、教員と学生の議論が相当程度かみ合ったものになることが必要である。また、近時の入学者の減少に伴って、入学する学生間の学力にも顕著な差が見られるようになってきたことに鑑みて、2012年度から、C群の必修並びに選択必修科目については、学生の習熟度に応じて、「通常クラス」と「Aクラス」及び「Rクラス（再履修クラス）」を設けてクラスを編成し、学生の能力や知識に応じた授業を行うこととした。なお、科目によっては、「Aクラス」と「通常クラス（再履修者を含む）」の編成となる場合もある。

各クラスの授業内容等に差異はないものの、習熟度に応じてクラスを編成することで、学生の法的知識や分析能力に応じて、適宜質問の内容に変化を持たせる等、きめ細かく学生のニーズに応じた授業運営が可能になり、かつ双方向的授業の内実をより

高めることが期待される。《別冊資料：2013 大学院履修要項 414～416 頁、別添資料 18：習熟度別クラス編成についての申合せ 参照》【解釈指針 3-2-1-3】

### 3 その他の科目の授業方法

B 群科目（法曹基本科目）、D 群科目（展開・先端科目Ⅰ）、E 群科目（展開・先端科目Ⅱ）、F 群科目（外国法科目）、G 群科目（基礎法・隣接科目）、H 群科目（実務関連科目）においても、その科目の特質に応じて、双方向での授業を原則としつつ、授業形態については、さまざまな工夫をこらしている。また、授業では、複雑な事例の分析を行うことなどによって、当該法分野等について法的分析能力及び法的議論の能力の涵養にも努めている。《様式 1：開講授業科目一覧、別冊資料：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 41～49 頁、97～202 頁 参照》【解釈指針 3-2-1-3】

### 4 クリニック及びエクスターンシップにおける授業方法と成績評価

法律実務基礎科目における守秘義務については、「同志社大学大学院司法研究科情報倫理規則」の規定により、実施に際し知り得た情報を漏えいしてはならないこと（3 項）が明記されている。この義務に違反した者で、かつ本研究科教授会が懲戒を要すると認めるときは、専門職大学院学則第 32 条に基づいて、けん責、停学又は退学に処せられることがある（4 項）。

エクスターンシップについては、守秘義務に関する誓約書を提出させており、報酬を受け取ってはならない旨の指導などを徹底している。実施に当たっては、担当教員から研修先の弁護士事務所へ当該学生の研修を依頼し、実施要領と研修委託料を送付している。成績については、法律事務所から研修報告書の提出を受け、それを基に担当教員が評価している。2012 年度は、関西圏の 31 法律事務所が学生が研修を受けている。《資料 3-1、別添資料 19：エクスターンシップ実施要領／誓約書、別冊資料：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 181～184 頁 参照》【解釈指針 3-2-1-5】

### 5 学習内容の周知

各科目の授業計画、授業の内容、授業の方法及び成績評価の基準等は、すべてシラバスに詳細に記載している。シラバスや登録に当たってのさまざまな説明会を通じて、これらはあらかじめ学生に周知徹底されている。

シラバスには、科目毎に、授業の概要と当該授業の到達目標、各回の授業内容が詳細に記載されているうえ、予習範囲や標準的な予習時間も記載されている。さらに、成績評価の基準、平常点の評価方法、期末試験の実施方法を記載して学生にあらかじめ示している。あわせて、授業で使用する市販教材、参考文献、レジュメ等の配布物の有無も示されている。《別冊資料：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 13～202 頁 参照》

### 6 学生の事前・事後学習

#### （1）自習時間の確保

シラバスには、科目毎に、標準的な予習時間が記載されており、学生はこれを参考に予習時間等を考慮して履修計画や学習計画を立てることができるよう配慮されてい

る。各年次において履修単位の上限が決められていることや、標準的学生の履修状況等から、学生が十分に自習時間を確保できるように、予習時間は最大でも2時間程度を目安としている。

また、自習時間の確保のため、時間割の作成においても原則として必修科目は第5限までに行われ、法律基本科目の必修科目が同一の曜日に2科目となるよう編成されている。《別冊資料：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 13～202 頁、別添資料 10：2013 年度 同志社大学大学院司法研究科 時間割 参照》【解釈指針 3-2-1-6(1)】

## (2) 教材の配布と学生の予習

すべての科目において、担当者が独自に作成した教材と教科書や判例集等の教材を使用している。レジュメやあらかじめ出題される演習事例、判例等の資料は、遅くとも授業日の2週間前には、学生に対して電子データ又は印刷した紙媒体の形で配布される。学生はこれら教材等にしがって予習を行ったうえで、授業に臨むこととなる。また、多くの教材には、学生が復習に利用できるように、学習のポイントと確認的な問題等が記載されている。

多くの教材等には、通常、授業で直接扱うテーマと教科書や判例集といった教材との関連が示されており、学生が授業の前後に予習や復習がしやすいように、また一層学習を進展させることができるように工夫がなされている。【解釈指針 3-2-1-6(2)、(3)、(4)】

## (3) 学習設備と支援

寒梅館の4階・5階は、本研究科の専用フロアであり、司法研究科事務室、図書室、情報検索室、学生自習室、学生共同研究室、学生用ラウンジがある。

学生は LAN を使うことにより、教室、学生自習室等からも図書室所蔵の図書の検索やオンライン・データベースの利用が可能である。図書室・情報検索室の開室時間は、月曜日から金曜日が9時から22時、土曜日と日曜日が9時から18時である。図書室には、開室時間中、レファレンス対応能力のある職員が常駐し、図書の貸出・返却はもちろん、文献・資料の所蔵調査や判例検索、文献情報検索等を短時間で行える体制を確立している。また、4階・5階の学生自習室には476台のキャレルを設置している。学生は、1人1台のキャレルを固定席として、休・祝日を問わず24時間利用することが可能である。

さらに、2012年度秋学期から、「法科大学院教育研究支援システム」における「授業理解度確認テスト」等を活用することにより、授業で学習した知識の定着を図るとともに、教員が個々の学生の理解度を把握することが可能となった。これにより、これまで以上に学生の理解度が十分でない点を再度解説するなど、学生の理解度にきめ細かく対応した授業を行うことができるようになった。【解釈指針 3-2-1-6(5)】

## 7 学習支援体制

学生のより適切な学習のため、上記のような授業体制のみならず、授業外でも学習を支援する体制が取られている。(詳細は、基準 7-1-1 を参照)

## ①オフィス・アワー等

教員と学生との間のコミュニケーションを図るために、専任教員についてはオフィス・アワーを義務づけ、日時、面談方法等を学生に周知して、勉学等の相談に応じている。

## ②指導教授制

指導教授制度を導入し、学生が各自の希望により選択した指導教授が、学生のニーズに応じてきめ細かな指導を行っている。2013年度は、専任教員33人が指導教授になり、130人の学生（全学生の82%）を指導している。

特に、各学期の学業成績不良者に対しては、指導教授（指導教授を選択していない者は教務主任）が面接し、その対策等について個別指導を行っている。

## 8 集中講義の実施

集中講義は、原則として夏期又は春期休暇中に実施しているが、同じ期間に重複して開講されている他の集中講義科目を履修することはできない。期末試験を実施するときには、最終講義終了後試験までに数日空けることにより、学生の試験に向けての学習に配慮することとしている。《別添資料20：集中講義実施状況（2012年度・2011年度）参照》【解釈指針3-2-1-7】

## 資料3-1

## 同志社大学大学院司法研究科情報倫理規則

- 1 本規則は、本研究科において使用される教材の譲渡・複写・複製・紛失等が、作成者の著作権あるいは関係者の名誉・プライバシーを侵害するおそれがあり、また、実務関連科目（エクスターンシップ・クリニック・文書作成）の実施により知り得た情報の漏えいが、関係者の名誉・プライバシーを侵害するおそれがあるため、その防止を目的とするものである。
- 2 本研究科の学生及び研修生は、別紙記載の教材の管理・保管を厳重に行い、理由の如何を問わず、その譲渡・複写・複製・コンピューターネットワークによる配信等をしてはならない。
- 3 本研究科の学生及び研修生は、実務関連科目（エクスターンシップ・クリニック・文書作成）の実施に際し、知り得た情報を漏えいしてはならない。
- 4 本研究科の学生が、前記第2、3項の義務に反し、本研究科教授会が懲戒を要すると認めたときは、大学専門職大学院学則第32条に基づき、けん責、停学又は退学に処せられることがある。

（出典：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 229 頁）

## 3-3 履修科目登録単位数の上限

**基準3-3-1：重点基準**

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することができる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

年間登録制限単位は36単位（但し最終年次は44単位）であったが、2010年度より未修者教育を強化する目的でA群科目を6単位増加したのに伴い、法学未修者1年次については42単位とした。2011年度からは、A群1類選択科目「公法講義Ⅳ（行政救済法）」の設置を取り止めたことに伴い、40単位に変更し、2012年度からはA群必修科目「刑事法基礎講義」の設置を取り止めたことに伴い、38単位に変更した。なお、1学期の登録単位数は1単位以上で22単位を限度としている。《資料3-2 参照》【解釈指針3-1-1-1（1）】

法学既修者として入学した者は、1年次において、法学未修者1年次に配当される法律基本科目のうち、法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目について4単位を上限として履修することができることから、年間登録単位数が最大40単位となる場合がある。《資料3-2 参照》【解釈指針3-1-1-1（2）】

2012年度入学生より、進級制の導入に伴い、法学未修者として入学した者で、2年次への進級が許された場合にも、再履修すべき科目があるときは、4単位を上限として36単位を超えて履修登録することができる。《資料3-2 参照》【解釈指針3-3-1-3】

また、最終年次について、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等の点を考慮して、履修登録可能な単位数の上限を44単位としている。《資料3-2 参照》【解釈指針3-3-1-2】

この登録制限単位には、通常の授業時期以外に開講される集中講義の単位数や、他大学、他研究科等で履修することが認められた科目の単位数も含まれる。《資料3-3 参照》

なお、本研究科では、長期履修制度を導入していないため【解釈指針3-3-1-4】は該当しない。

## 資料3-2

## 年次別最高（最低）登録単位数

(1)年間の登録単位数は、以下の単位数を限度とし、かつ、1学期（春学期または秋学期）の登録単位数は22単位を限度とする。

	第1年次	第2年次	第3年次
法学未修者として入学した者	38単位	36単位(注2)	44単位
法学既修者として入学した者	36単位(注1)	44単位	

(注1)法学既修者については、履修を免除されなかったA群基礎科目（必修科目）がある場合、第1年次に限って、当該科目の単位分について（4単位が上限）、36単位を超えて登録することができる。

(注2) 法学未修者1年次から2年次に進級した者で、再履修が必要なA群基礎科目(必修科目)がある場合は、当該科目について4単位を上限として、36単位を超えて登録することができる。

(2) 1学期(春学期または秋学期)の最低登録単位数は1単位を限度とする。

(出典: 2013 大学院履修要項 423頁)

### 資料3-3

#### ⑩ 他研究科科目の履修

司法研究科の学生は、学修上必要と判断される場合は、司法研究科の科目履修に支障をきたさない範囲で本学他研究科の科目を登録・履修することができます。これは、教務主任が履修相談で事情を聞いたうえで適当と判断した場合に限るものとし、年間8単位(登録する学期は問いません)を限度として履修することを認めます。

修了に必要な単位に算入することはできませんが、『2013 大学院履修要項』に規定されている登録制限単位として算入されます。また、GPAの対象外です。

申請手續については、別途配布の『2013 年度司法研究科登録要領』を参照してください。

※学部科目の履修は、原則として認めません。

ただし、特段の事情があるときは、教務主任が事情を聞いた上で必要かつ適当と判断した場合に限り、他研究科科目と合わせて年間8単位(登録する学期は問いません)を限度に、学部科目の履修を認めることがあります。

#### ⑪ 関西四大学大学院単位互換

司法研究科の学生は、学修上必要と判断される場合は、司法研究科の科目履修に支障をきたさない範囲で「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」(『2013 大学院履修要項』参照)にもとづき、関西四大学単位互換履修生として、関西大学、関西学院大学、立命館大学の大学院の科目を履修することができます。教務主任が事情を聞いたうえで適当と判断した場合は、年間2単位(登録する学期は問いません)を限度として登録を認めます。

この制度によって単位を修得した場合、法科大学院学則にもとづき、本研究科の修了に必要な単位として認定することがあります。履修希望科目が本研究科の課程修了の所定単位として認定できるか否かは、教授会において決定し、通知します。

なお、単位互換科目の単位は、『2013 大学院履修要項』に規定されている登録制限単位として算入されます。また、GPAには算入されません。

申請手續については、別途配布の『2013 年度司法研究科登録要領』を参照してください。

(出典: 2013 法科大学院シラバス・履修の手引 206~207頁)

## 2 特長及び課題等

### 1 特長・特色ある取組等

- (1) 本研究科においては、当初から少人数教育による双方向的・多方向的で密度の高い授業を行うため、徹底した少人数クラス編成が行われてきたが、2010年度の入学定員削減と2012年度以降顕著になった入学者の減少に伴って、結果的に一層の少人数教育が進んでいる状況にある。
- (2) 本研究科においては、新たに学生の習熟度に応じたクラス編成により法律基本科目の演習科目を開講することによって、さらにきめ細かい指導を行っている。

### 2 課題等

- (1) 今後の入学者の減少に伴い、科目によっては極端に履修学生が少なくなることが考えられる。この場合、双方向ないし多方向的教育の実現等が困難となることも考えられることから、授業の方法をも含めた教育のあり方について慎重に検討していく必要がある。
- (2) 2012年度に新たに導入された習熟度別クラス編成については、このクラス編成の持つメリットとデメリットを、アンケート等を通じて寄せられた学生の意見も踏まえて、引き続き慎重に検討して行く必要がある。

## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1 基準ごとの分析

#### 4-1 成績評価

##### 基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準4-1-1に係る状況）

本研究科では、学生の能力及び資質が客観的かつ厳正に評価できるよう、以下のような措置を講じている。

- (1) 各科目における達成目標及び成績評価基準（100点満点における平常点・期末試験等の各割合や、評価のポイント）は、シラバスの記載により、予め学生に公表されている。《別冊資料：2013法科大学院シラバス・履修の手引13～202頁参照》

成績評価の方法は、GPA制度と結びついた評点のランク分けによる。2012年度における習熟度別クラス編成の導入に伴い、成績評価の一層の客観化・厳格化を図るべく、教授会で「成績評価に関する申合せ」を一部修正した。主な変更点は、①A+からFまでの各評点に対応する素点の範囲を、例えばBは「75点以上80点未満」といったように固定化したこと（改正前は、A+を90点以上、Fを59点以下としてのみ固定化していた）、②AからBまでの上位の評点に該当する学生の割合に関し、それぞれ上限の目安を定めたこと、③複数の教員が担当する演習科目等において、一人の教員が一つの試験問題の採点を受験者全員について一貫して行うなどGPA評価の基礎となる素点の評価が厳格に統一されるようにしたこと、である。これらの措置については、掲示及びシラバスにより、学生に周知している。《資料4-1、別添資料21：成績評価に関する申合せ参照》

なお、上記の「成績評価に関する申合せ」第9項にしたがい、FD委員会において、必修科目の期末試験結果に関し、各科目のF判定基準が適正かどうか検証を行っている。そのうえで、教員間で成績評価に関する共通認識が図れるよう、教育推進会議や教授会等において検証結果を報告し、意見交換を行っている。【解釈指針4-1-1-1】【解釈指針4-1-1-2】

- (2) 期末試験の答案は、事務室職員が受験者の名前・学籍番号部分を厚紙で覆い、出席簿の順番と異なる順序でバインドし、また複数クラスの場合は各クラス答案が混ざ

るようにバインドして教員に渡すことにより、厳密に匿名性を確保して採点されている。

(3) 成績評価に関する疑義の質問や異議申立ては、成績通知書交付日から1週間以内に行うこととされている。なお、成績通知後に、成績評価の方法や試験問題に関する質問について各教員が随時個別面談を行うことも少なくない。《資料4-2、別添資料22：クレーム・コミッティ制度に関する申合せ 参照》【解釈指針4-1-1-3(1)】

(4) 期末試験の成績評価分布に関するデータは、教授会で配布することにより教員に周知するほか、本研究科を含めた全学的に本学ウェブサイトで公表されており、学生も閲覧が可能である。

また、期末試験後には、科目ごとの出題の趣旨や採点のポイントを公表するとともに、試験問題についての講評会を開催している。《別添資料23：同志社大学ウェブサイト<成績評価結果の公表>検索例 [<http://duet.doshisha.ac.jp/info/gpaindex.jsp>]、別添資料24：2012年度(春学期末・秋学期末)試験講評会実施日程、資料4-3 参照》【解釈指針4-1-1-3(2)】【解釈指針4-1-1-4】

(5) 期末試験は、各学期末に2週間の期間で、原則的に各科目120分、最低でも90分の時間により筆記試験を実施している。レポート試験等による場合は、筆記試験と同様の基準で厳格に行うものとしている。《別添資料25：2012年度春学期・秋学期末試験実施要領／学期末試験上の注意／2012年度春学期・秋学期末レポート試験実施要領／2012年度秋学期末持ち帰り試験実施要領／Eメール(電子メール)によるレポート提出要領について 参照》

また、受験者の病気や忌引き等、やむを得ない事情がある場合に限って追試験が認められている。その出題については、本試験の内容との重複が生じないように、毎回、各教員に注意を喚起すると共に、教務主任が追試験問題のチェックを行っている。《資料4-4 参照》

なお、本研究科では、再試験は実施していない。【解釈指針4-1-1-5】

## 資料4-1

## 成績評価

- (1) 学業成績は、以下の基準にしたがい A<sup>+</sup>、A、B<sup>+</sup>、B、C<sup>+</sup>、C、F の7段階で評価され、C以上が合格、Fが不合格です。本学以外で使用するために発行する成績証明書には、C以上の評価を得た科目とその成績に加えて、GPA (Grade Point Average) が記載されます。

評価	評点	素点
A <sup>+</sup>	4.5	90点以上 100点以下
A	4.0	80点以上 90点未満
B <sup>+</sup>	3.5	75点以上 80点未満
B	3.0	70点以上 75点未満
C <sup>+</sup>	2.5	65点以上 70点未満
C	2.0	60点以上 65点未満
F	0.0	0点以上 60点未満

- (2) A<sup>+</sup>及びFの各評価は絶対評価、それ以外の評価は相対評価であり、本研究科の共通的な到達目標における各学年あるいは修了時まで確実に習得すべき知識・能力の内容・水準としての到達目標に照らして、厳格に評価されます。共通的な到達目標を設定していない科目については、それに準ずるものとしてシラバスに記載した到達目標に照らして同様に判断します。また、各科目の全受験者(複数クラス開講される科目は全クラスを通しての全受験者)の、Aは15%程度、B<sup>+</sup>は20%程度、Bは30%程度をそれぞれの上限としています。ただし、受講生が15名以下の授業科目は、この限りではありません。
- (3) GPAは、A<sup>+</sup>～Fの段階で評価された全科目の評価を評点に換算して、その単位数で加重平均することによって算出されます。GPAの算出方法は次のとおりです。

$$\text{GPA} = \frac{(\boxed{A^+} \times 4.5 + \boxed{A} \times 4.0 + \boxed{B^+} \times 3.5 + \boxed{B} \times 3.0 + \boxed{C^+} \times 2.5 + \boxed{C} \times 2.0 + \boxed{F} \times 0.0)}{(\boxed{A^+} + \boxed{A} + \boxed{B^+} + \boxed{B} + \boxed{C^+} + \boxed{C} + \boxed{F})}$$

( $\boxed{A^+}$ ～ $\boxed{F}$ はA<sup>+</sup>～Fの評価が付いた科目の単位数の合計)

- (4) 下記の科目は、「合格」「不合格」で評価します。これらの科目はGPAに算入されません。  
 外国法実地研修A、外国法実地研修B、海外インターンシップ、刑事模擬裁判(※)、  
 民事模擬裁判、クリニック、エクスターンシップ、法律実務演習  
 ※2009年度以前生については「模擬裁判」
- (5) 法学既修者として入学した学生の場合、履修を免除されたA群必修科目の成績評価は、成績通知書の成績欄に「認定」と記載されます。この評価はGPAに算入されません。また、法学既修者が入学試験で基準点に満たない科目があったためにA群必修科目を履修した場合は、「合格」「不合格」で評価します。この科目もGPAには算入されません。
- (6) 成績通知書には、履修した全ての科目についての成績評価が記載されます。  
 また、成績通知書下段の「単位修得表」には、「累積GPA(全科目分)」・「必修科目とC群1類(総合演習科目)の累積GPA」・「直近学期GPA」が記載されます。

(出典：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 211頁)

資料4-2

成績評価に関する異議申し立て

成績評価について異議申し立てをしたい場合は、定められた成績通知書交付日から1週間以内に、司法研究科事務室に「成績評価に関する異議申し立て書」を提出してください。

科目担当者から面談や文書・E-mail・電話等により回答します。また、希望者には、試験答案等を示して答案の内容や評価基準について説明することがあります。

ただし、成績評価に関する異議以外（個別講評や学習指導等）については、直接、各教員に連絡してください。

(出典：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 212 頁)

資料4-3

学期末試験の講評

学期末試験終了後、科目ごとの出題意図、採点のポイント、講評、学習の仕方についての助言等をまとめた資料を司法研究科事務室に備えて閲覧できるようにしていますので活用してください。

また、主としてA・B・C・D群科目について、学期末試験終了後に講評会を開催しています。

(出典：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 210 頁)

資料4-4

追試験

病気またはやむを得ない事由のために、定期試験を受験できなかった場合に限り行われる試験を追試験といいます。受験希望者は、以下の点に注意してください。

- a. 当該科目の試験日の翌日から3日以内（事務室閉室日を除く）に追試験願を司法研究科事務室に提出しなければならない。
- b. 追試験願には、当該試験を受験できなかった事由を証明する以下の書類を添付しなければならない。

対象となる事由	必要な証明書類
本人の病気、怪我	医師の診断書 (試験当日に安静が必要である旨の記載が必要)
親族(2親等内)の危篤、死亡 (危篤または死亡日から起算して、1親等は7日以内、2親等は3日以内を適用期間とする。)	会葬案内等
災害	被災証明書
①裁判員候補者として裁判員等選任手続に参加 ②裁判員、補充裁判員として職務に従事	裁判所が発行する証明書
交通機関の事故、不通 (1時間以上の延着の場合に限る。)	交通機関の延着証明書
その他やむを得ない事由があると認めた場合	事由が確認できる証明書等

(出典：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 208 頁)

**基準 4-1-2**

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-2 に係る状況）

2012 年度入学生より、「司法研究科における成績評価及び進級に関する規則」に基づき、法学未修者 1 年次、2 年次及び法学既修者 1 年次からの各進級について、必修科目の取得単位数と GPA とを組み合わせた進級制を実施している。

従前は、法学未修者 2 年次・既修者 1 年次配当の C 群（演習）科目及び法学未修者 3 年次・既修者 2 年次配当の C 群 1 類（総合演習）科目について履修条件を設け、①公法系・刑事法系・民事法系の系統ごとに履修単位数が一定以上に達していない学生には同じ系統に属する次学期の演習科目の履修を認めず、②演習科目の履修単位数が一定以上に達していない学生には総合演習の履修を認めない、という制度を採用し、実質的には進級制に近い運用を行っていたが、これを改め、厳格な進級制を導入することとした。

2012 年度末の進級判定においては、同年入学生で年度末に在籍する法学未修者 20 人のうち 7 名、法学既修者 33 人のうち 7 人が、原級留置となった。これらの学生については、他の成績不振の学生と共に、各学生が選択した指導教授又は教務主任による個別面談を実施して指導を行った。

原級留置となった場合は、不合格（F 評価）となった必修科目を再履修することとし、必修科目の GPA が一定水準に達しなかった場合は、これに加え C 評価の科目についても再履修することとしている。《資料 4-5、別添資料 26：司法研究科における成績評価及び進級に関する規則 参照》【解釈指針 4-1-2-1】【解釈指針 4-1-2-2】【解釈指針 4-1-2-3 は非該当】

## 資料 4-5

進級制度（\* 2012 年度以降入学者に適用）

- （1）2012 年度に入学した学生（法学未修者及び法学既修者）から進級制度が適用されます（進級要件等詳細は 233 ページの「司法研究科における成績評価及び進級に関する規則」を参照）。
- （2）進級を認められなかった学生は原級留置となりますので、次の年次に配当された科目の履修はできません。
- （3）進級を認められなかった学生のうち、必修科目の評定平均（GPA）が所定の基準を満たさなかった場合については、当該年度に履修した必修科目のうち、基準を満たさなかった群（1 L の場合は「A 群必修科目」、2 L 未修者の場合は「A 群必修科目」「B 群必修科目及び C 群必修科目の全体」、2 L 既修者の場合は「B 群必修科目及び C 群必修科目の全体」）において「C 評価」及び「F 評価」の科目の単位及び成績は無効とされます。無効とされた科目は必修科目ですので、次年度（原級留置となった年度）以降に再度登録履修しなければなりません。
- （4）進級判定の結果により無効とされた C 評価及び F 評価の科目を再度履修した学生については、その成績評価により、当該年度末に再度進級判定が行われます。
- （5）進級判定は年度末に行います。進級判定対象の学生については、当該年度の成績を 2 月下旬

までに各自に通知し、成績評価について異議のある場合は「成績評価に関する異議申し立て」を受け付けます。

(出典：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 212 頁)

## 4-2 修了認定及びその要件

## 基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

- |         |      |
|---------|------|
| ア 公法系科目 | 8単位  |
| イ 民事系科目 | 24単位 |
| ウ 刑事系科目 | 10単位 |

エ	法律実務基礎科目	10単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

本研究科における修了認定及びその要件については、以下のとおりである。

(1) 本研究科の修了認定の要件は、3年間の在学と所定の履修方法による102単位の修得であり、「成績評価に関する申合せ」に基づき各科目の成績評価を厳格に行ったうえで修了判定を行っている。法学既修者の場合は、法学未修者1年次の必修科目であるA群基礎科目(32単位)の履修が免除され、また、在学期間が1年短縮される。本研究科を修了した者には、「法務博士(専門職)」の学位が授与される。《資料4-6、別冊資料:2013大学院履修要項423頁、別添資料21:成績評価に関する申合せ参照》

また、他の大学院等における履修単位や入学前の既修単位、法学既修者への単位の認定については、以下のような取扱いをしている。《資料4-6参照》

ア 同志社大学法科大学院学則第7・8・10条の規定により、他の法科大学院、他研究科、外国の大学院等において履修した授業科目について修得した単位を、39単位(30単位+修了要件で93単位を超える9単位)を超えない範囲で本研究科において修得したものと認めることができる。

イ 同学則第9・10条の規定により、本研究科に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位をアによる単位と合わせて30単位(修了要件で93単位を超える9単位を除く)を超えない範囲で本研究科において修得したものと認めることができる。

ウ 同学則第13条に規定のとおり、本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)に対して、1年在学し、32単位(30単位+修了要件で93単位を超える9単位のうち法学未修者1年次に配当される法律基本科目分の2単位)を超えない範囲で入学審査において認定された科目の単位を修得したものとみなす。また、アによる単位は7単位を超えない範囲で本研究科において修得したものと認めることができ、イによる単位は認めない。【解釈指針4-2-1-1】

(2) 修了要件として必要な各系の必修科目の単位数は、以下のとおりである。《別冊資料:2013大学院履修要項413~423頁参照》

ア	公法系科目	A群 6単位	C群 8単位	計 14単位
イ	民事系科目	A群 20単位	C群 14単位	計 34単位
ウ	刑事系科目	A群 6単位	C群 6単位	計 12単位
エ	法律実務基礎科目	B群 6単位	H群 4単位以上	計 10単位以上
オ	基礎法学・隣接科目	F群 2単位以上	G群 2単位以上	計 6単位以上
カ	展開・先端科目	D群・E群	12単位以上	

なお、上記に加え、アからウの選択必修科目として、C群1類の公法系・民事系・

刑事系の総合演習科目から4単位以上の修得が必要である。

法学既修者については、上記のアからウについて合計28単位以上の修得が必要となり、それ以外は上記と同様である。

(3) 本研究科の修了要件は102単位であり、修了要件として必要な法律基本科目以外の科目の単位数については、その3分の1である34単位以上となる。

本研究科では、修了要件として、法律基本科目以外の法律実務基礎科目(B・H群)、基礎法学・隣接科目(A群1類・F・G群)、展開・先端科目(D・E群)で合計34単位以上の修得を必要としている。《別冊資料：2013大学院履修要項423頁参照》

なお、修了判定に当たっては、GPAの基準は設けておらず、【解釈指針4-2-1-2】については該当しない。

#### 資料4-6

同志社大学法科大学院学則(抜粋)

(略)

(修業年限)

第4条 本研究科の標準修業年限は、3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、同志社大学専門職大学院学則第25条の規定により転入学を許可された転入学生の修業年限は、研究科教授会の議を経て決定する。

(在学年限)

第5条 本研究科に5年を超えて在学することを認めない。

2 前項の規定にかかわらず、同志社大学専門職大学院学則第25条の規定により転入学を許可された転入学生の在学年限は、研究科教授会の議を経て決定する。

(略)

(他の大学院等における授業科目の履修)

第7条 本研究科学生は、別に定める他の法科大学院又は他研究科において、授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について単位を修得した者には、研究科教授会の議に基づき、30単位を超えない範囲で課程修了の所定単位としてこれを認定する。

(外国の大学院における授業科目の履修)

第8条 第15条により留学した大学の大学院において単位を修得した者、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し単位を修得した者、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修し単位を修得した者及び専門職大学院設置基準第13条第2項に定める「国際連合大学」の教育課程における授業科目を履修し単位を修得した者には、研究科教授会の議に基づき、30単位を超えない範囲で課程修了の所定単位としてこれを認定する。

(入学前の既修単位の認定)

第9条 本研究科学生が入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、研究科教授会が教育上有益と認めるときは、転入学の場合を除き、30単位を超えない範囲で本研究科において修得したのものとして認定する。

(他の大学院等における履修単位及び入学前の既修単位の認定の上限)

第10条 本研究科の課程修了の要件として修得すべき単位数のうち、第7条から第9条に規定する単位の認定は、転入学の場合を除き、合計で39単位を超えないものとする。

第4章 課程修了の認定及び学位の授与

(課程修了の認定)

第11条 本研究科の修了要件は、本研究科に第4条に定めた年限以上在学し、授業科目について102単位以上修得することとする。

(学位の授与)

第12条 本研究科において、課程修了の認定を得た者には、法務博士（専門職）の学位を授与する。

2 前項に規定する学位には、「法務博士（専門職）（同志社大学）」のように明記することを必要とする。

#### 第5章 法学既修者

（法学既修者）

第13条 本研究科が必要とする法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第11条に規定する在学期間については1年在学したものとみなし、同条に規定する単位については、第6条の別表Ⅱに定める32単位を超えない範囲で入学審査において認定された科目の単位を修得したものとみなす。

2 第11条に規定する研究科の課程修了の要件として修得すべき単位数のうち、第7条及び第8条に規定する単位の認定について、法学既修者は、合計で7単位を超えないものとする。

3 法学既修者には、転入学の場合を除き、第9条に規定する単位の認定は行なわないものとする。

（略）

（出典：同志社例規集 第2編 第1章）

**基準 4-2-2**

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準4-2-2に係る状況)

基準4-2-1で示したとおり、本研究科の修了要件単位数は102単位である。《資料4-6 参照》

### 4-3 法学既修者の認定

#### 基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める(いわゆる法学既修者として認定する)に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

(基準 4-3-1 に係る状況)

本研究科は、法学既修者として入学を希望する者に対し、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の論文試験を行っている。合否判定に当たっては、少なくとも法学の基礎的な学識を有すると判断しうる者を合格者としている。

試験は、社会人が受験しやすい土曜日、日曜日に実施している。さらに、障がい者にも、障がいの内容・程度に応じて時間延長や別室受験を認めるなど受験しやすい環境を整備している。多様性を確保するため、法学部出身者以外の者にも受験資格を認めている。また、過去の入学試験問題を冊子にして希望者に配布し、解説の文書を付してウェブサイトにも掲載しているほか、出版社等からの問題の使用許諾要望にも応じている。《別添資料 5：2013 年度入学試験要項 6～7 頁、別添資料 27：2013 年度入学試験問題、別添資料 28：同志社大学法科大学院ウェブサイト〈過去の入試問題〉〔[http://law-school.doshisha.ac.jp/02\\_entrance\\_ex/question.html](http://law-school.doshisha.ac.jp/02_entrance_ex/question.html)〕 参照》【解釈指針 4-3-1-1】

法学既修者に対しては、法学未修者 1 年次対象の法律基本科目である A 群基礎科目のうち必修の 16 科目 32 単位を修得したものととして履修を免除しているが、入学試験において民法を除く 1 分野で基準点に満たない科目があった場合は、その分野の該当科目について 4 単位を超えない範囲で履修を免除せず、入学後に履修を義務付けている。基準点を設けることにより厳格な履修免除を行うとともに、入学後の学生の教育的成果を考慮したものである。《資料 4-7、4-8 参照》【解釈指針 4-3-1-2】【解釈指針 4-3-1-3】

公平性を図るため、本学法学部の期末試験問題の類題が出題されるといったことがないよう、毎年、入試実行委員が過去の本学法学部期末試験問題を通覧し、題材の不当な重複を防いでいる。また、入試実行委員会全体でも問題文を精査している。問題文の印刷及び管理・保管には、細心の注意を払ってその漏えいを防ぎ、採点に関しては、採点場所からの答案の持ち出しを禁じ、受験番号欄を厳封して匿名性を維持することにより、公正性を担保している。【解釈指針 4-3-1-4】

本研究科は、本研究科以外の機関が実施した法律科目試験の結果を考慮した法学既修者認定は行っていない。【解釈指針 4-3-1-5】

法学既修者に対しては、原則として法学未修者 1 年次対象の法律基本科目(必修科目) 16 科目 32 単位を修得したものとみなして履修を免除しており、法学既修者として認定した者について在学期間を 1 年短縮することは適切である。【解釈指針 4-3-1-6】

## 資料4-7

選考方法・試験科目・試験会場（抜粋）

（略）

- ・法律科目試験は、試験科目を「公法」「刑事法」「民事法Ⅰ」「民事法Ⅱ」の4回に分けて実施しますが、採点は、憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、民法、民事訴訟法、商法の7分野毎に行います。
- ・上記法律科目試験4科目のうち1科目でも受験しなかった場合は、不合格となります。
- ・7分野の法律科目試験のうち、民法が本研究科の定める基準点に満たないときは不合格となります。
- ・民法を除く6分野のうち、いずれか2分野以上について本研究科の定める基準点に満たないときも、不合格となります。
- ・民法を除く6分野のうち1分野について、本研究科が定める基準点に満たないときであっても、当該分野を含む全ての分野の得点の合計点が合格最低点を上回るときは、法学既修者として合格することがあります。ただし、この場合、基準点に満たない分野に対応する、法学未修者1年次配当の「A群基礎科目（必修科目）」の授業科目については、履修を免除しません。
- ・法律科目試験では、資料として市販の小型六法を配付します。配付した六法以外のものを持ち込み、使用することは一切認めません。

（略）

（出典：2013年度 入学試験要項7頁）

## 資料4-8

※入試における法律試験科目の成績により、履修を免除されないA群基礎科目（必修科目）の対応関係は下記のとおりとする。

法律科目試験	履修を免除されないA群基礎科目（必修科目）
憲法	公法講義Ⅰ（人権）、公法講義Ⅱ（統治組織）
行政法	公法講義Ⅲ（行政法総論）
刑法	刑法講義Ⅰ（総論）、刑法講義Ⅱ（各論）
刑事訴訟法	刑事訴訟法講義
商法	商法講義Ⅰ、商法講義Ⅱ
民事訴訟法	民事訴訟法講義Ⅰ、民事訴訟法講義Ⅱ

（出典：2013年度 大学院履修要項422頁）

## 2 特長及び課題等

### 1 特長・特色ある取組等

本研究科は、習熟度別クラス制度の導入により、学生の緊張感を強化した上で、厳正な成績評価を行っている。習熟度の異なるクラスでは、それぞれ、教員が同一事項を扱いながら説明や応答の仕方に適切な差違を設けるよう工夫しているが、期末試験の採点に際しては、同一の問題について全クラスの答案を同一教員が見ることや、全クラスの答案を任意にシャッフルしてバインドする等の方法により、統一した適正評価を行っている。

### 2 課題等

習熟度別クラス制度の導入や進級制限の厳格化に伴い、勉学の一層の督励が期待される反面、本人の努力にもかかわらず習熟度の改善しない学生や、原級留置となった学生に対する指導をより細やかに行っていく必要がある。

## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 基準ごとの分析

#### 5-1 教育内容等の改善措置

##### 基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

(1) 本研究科では、法科大学院における教育の内容及び方法の改善を図るため、FD委員会を設置している。2012年度は、委員会を5回開催し、教育内容及び方法の工夫、改善を図るための方策等についての検討、取り組みを行った。委員の構成は、公法、刑事法、民事法、外国法等の各分野の担当者からバランスよく構成されるように配慮されている。ちなみに2013年度の委員は、行政法1人、民法2人、民事訴訟法2人、商法1人、刑法1人、国際私法1人の計8人である。

なお、2012年度においては、2011年度に制定された「成績評価に関する申合せ」に沿って、必修科目における「F」の評価基準についての報告書内容を確認し、教育推進会議の場で総括を行った。【解釈指針5-1-1-4】《別添資料29：司法研究科FD委員会規則、別添資料30：2013年度司法研究科内の各種委員会等の委員、資料5-1参照》

(2) 本研究科における具体的なFD活動については以下のとおりである。【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-2】【解釈指針5-1-1-3】

##### ①授業傍聴

春学期・秋学期に各2週間にわたり、教員相互間での授業傍聴を実施している。各教員が事前の連絡なしに、自由に他の教員の授業を傍聴できる制度で、2012年度からは、各教員の出講日に行われる授業から傍聴授業例を選んだ割当表を配布し、傍聴が一層円滑に進むように工夫するとともに、傍聴後に提出を求めている「授業傍聴報告書」については被傍聴者たる担当教員にコピーを送付し授業の改善に役立てることができるようにした。また、FD委員会での議論に基づき、2013年度からは、外部の法律実務家たる有識者による授業傍聴と授業評価も開始する予定である。《資料5-2、別添資料31：「授業傍聴週間」(秋学期)について(お願い)参照》

##### ②教育推進委員会・教育推進会議

2009年度より、教育推進委員会及び本研究科科目を担当するすべての教員がメンバーとなる教育推進会議を設け、授業内容及び方法の工夫・改善、成績評価、カリキュラム、修了生に対するサポート等につき、教員間で議論を重ねてきた。2012年度も同様の方針で、教育推進会議を開催し、本研究科科目を担当する教員全体で、FD委員会による必修科目におけるF評価基準の合理性を検証した報告の内容、習熟度別クラス編成の運用、入試制度、カリキュラム改正等につき検討するとともに意見交換

を重ねた。《資料5-3、別添資料32：司法研究科教育推進委員会規則 参照》

### ③ 学生による授業評価アンケート

各学期の授業最終週に、「授業に関するアンケート」を実施している。また、各学期の5回目の授業となる週に、「授業に関する中間アンケート」を実施している。アンケートのフォームについては、FD委員会において確認・検討を行っている（質問は主に番号の選択によるが、自由記載欄もある）。

アンケート結果については、コピーを各科目担当者に配布している（学期末のアンケートは集計結果も添付）。特に中間アンケートについては、早期にコピーを配布することにより、後半の授業の改善に役立てている。また、学期末のアンケート結果に対しては、委員会として、各教員に学生へのコメントの提出を求めている。

教員相互間での情報共有のために、自由記載欄に記された意見をすべて集約し、教員全員に配布される。このことにより、各教員は、本研究科の教育全体に対する在学生の意見動向をうかがい知ることができる。

また、学期末のアンケートについては、自由記載欄を除いた質問項目の集計結果を、学生も閲覧できるようにしている。《別添資料33：「授業に関する中間アンケート」の実施について（お願い）・同アンケート用紙／2012年度秋学期「授業に関するアンケート」の実施について（お願い）・同アンケート用紙、別添資料34：学生による授業評価アンケート集計結果（2012年度春学期）／同（2012年度秋学期）参照》

### ④ 在学生・修了生からの意見聴取

学生の忌憚のない意見を聴くために、毎年1回、司法試験合格直後の修了生を招き、教授会終了後に「司法試験合格者の意見を聞く会」を開催し、彼らが在学中の当研究科の教育について論評してもらう機会を設けている。また、毎年2回、茶話会形式で「学生と教員の懇談会」も行い、在学生の意見を聴取している。

なお、学生からの意見は提言箱においても受け付けており、そこでの申出は執行部において対応している。

### ⑤ 習熟度別クラス編成の導入

学生の理解度や習熟度に配慮した授業を行うため、2012年度より、法学未修者2年次・既修者1年次配当の必修科目（演習）及び法学未修者3年次・既修者2年次の選択必修科目（総合演習）のクラス編成に「習熟度別クラス編成」を導入した。《資料5-4、別添資料18：習熟度別クラス編成についての申合せ 参照》

### ⑥ 「共通的な到達目標（コア・カリキュラム）モデル案」の検討

2009年度に2回、2010年度に1回、「共通的な到達目標（コア・カリキュラム）モデル案」について教授会で懇談しているが、共通的到達目標の策定は急務であるとの認識のもとに一部の科目担当者及び各系によってモデル案に依拠した共通的到達目標の検討と作成が行われていた。2011年度においては、さらに共通のフォームのもとで詳細かつ体系的な各科目における共通的到達目標の作成を進め、2012年度より学生への配布を行っている。教員による計画的な教育及び学生による計画的な学習に向けての活用がこれまで以上に進められることとなり、その効果が期待されている。《別添資料9：「法科大学院における共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」に対する司法研究科カリキュラムの対応状況について（2013年度生用）参照》

## ⑦実務家教員と研究者教員との共同授業の実施

実務家教員、研究者教員それぞれの経験・知見を実際に教育に生かすだけでなく、相互研修の場にもなっているのが、「C群基幹科目」中の演習・総合演習科目である。多数の科目で、実務家教員と研究者教員、実体法と手続法といった複数の教員で担当されている。これらの演習・総合演習科目は、全クラス統一のシラバスで授業が行われていることから、科目ごとに教材の作成、内容の検討、授業進行の打合わせのために定期的に会議を開き、それぞれの課題につき共通の認識を得るよう努めている。《別冊資料：2013 大学院履修要項 414～416 頁 参照》

## ⑧学内外でのシンポジウムや研究科、研修会、セミナー等への参加

法科大学院の現状や課題、その他広く一般的な社会問題等をテーマにしたシンポジウムや研究会、研修会、セミナー等の開催情報を教員ラウンジへの掲示やメール等で提供し、参加を促している。また、法科大学院に限らず広く FD に関連するセミナー等の開催情報についても同様にメール等で提供している。《別添資料 35：シンポジウム・セミナー等への参加状況 参照》

## 資料 5 - 1

月 日	時 間	場 所	議 題
2012 年 4 月 18 日 (水)	教授会終了後	教員共同研究室	1. 「授業に関する中間アンケート」の実施について 2. 「授業傍聴期間」の設定について 3. 2011 年度秋学期の授業評価アンケート結果について
2012 年 5 月 16 日 (水)	教授会終了後	教員共同研究室	1. 「F の評価基準に関する報告書」に関する意見交換
2012 年 7 月 18 日 (水)	15:00～	教員共同研究室	1. 「習熟度別クラスに関するアンケート」結果について 2. 科目内・科目間の連携実態について 3. 「小テスト・レポート実施状況調査」結果について 4. 各科目で使用している教材や配付物等について 5. 秋学期の授業傍聴報告書の取扱いルールについて
2012 年 10 月 3 日 (水)	15:30～	教員共同研究室	1. 「2012 年度秋学期授業に関する中間アンケート」実施について 2. 「F の評価基準に関する報告書」に関する意見交換

2013年1月23日(水)	教授会終了後	教員共同研究室	1. 授業に関する中間アンケート及び学期末評価アンケートの集計方法について 2. 第三者による授業傍聴の実施について
---------------	--------	---------	---

(出典：研究科資料より作成)

## 資料5-2

授業傍聴参加状況	
実施年度	授業傍聴者(のべ人数)
2011年度	春学期： 10人      秋学期： 8人
2012年度	春学期： 33人      秋学期： 20人
2013年度	春学期： 34人

※授業傍聴報告書を提出した者の数

(出典：研究科資料より作成)

## 資料5-3

2012年度教育推進会議開催状況			
月 日	時 間	場 所	テーマ
2012年6月6日(水)	15:00～	寒梅館6階大会議室	1. 必修科目におけるFの評価基準について 2. 習熟度別クラスの状況について 3. 入試制度について 4. 定員の適正化について
2012年10月24日(水)	15:00～	寒梅館6階大会議室	1. F評価基準報告書の検証結果について 2. カリキュラム改正について 3. AAゼミのあり方について 4. TKC教育支援システムの活用について 5. オンライン法務コースについて 6. EFG群科目の活性化について

(出典：研究科資料より作成)

## 資料5-4

## 習熟度別クラス編成

学生の習熟度に応じた、効率的できめ細やかな指導を実施することを目的として、以下のとおり習熟度別のクラス編成を行っています。

(1) 習熟度別クラス編成の対象科目は、C群必修科目(演習)及びC群1類選択必修科目(総合演習)を対象とし、2L春学期から習熟度別クラス編成を開始し、学期ごとに習熟度の入替を行います。

(2) クラス編成は、法律基本科目7科目全体の必修科目GPAに応じて、下記の3種類の習熟度別クラスとなります。同一学期に開講される対象科目については、全て同じ習熟度のクラスを受講することになります。

- ・Aクラス：修了直後の司法試験に合格できる学力、上位合格に対応する学力を錬成します。
- ・通常クラス：基礎学力を補いつつ、司法試験の合格に必要な学力を備えさせる水準を確保します。
- ・Rクラス(再履修クラス)：学修方法を確立し、基礎学力を補いながら、司法試験の受験に必要な学力を錬成します。

\*総合演習においては、登録者数などを勘案して、習熟度別クラス編成を行わない場合があります。また、演習科目・総合演習科目のいずれにおいても、再履修者が少数である場合、Rクラスを設けないことがあります。

\*同一科目においては、習熟度別のクラスが違っていても、基本教材は同じものを使用し、学期末試験も同じ問題で実施します。

(3) 習熟度の判定資料は、クラス分け前1年間の法律基本科目の必修科目GPAとします。

- ・クラス分け前の1年間に原級留置または休学をした学生については、同学年となる学生(原級留置や休学なしに進級している学生)が過去の1年間に履修した必修科目に対応する必修科目GPAを基に判定します。なお、休学期間中に在学していたとすれば履修すべきであった必修科目のある学生の休学の場合は、当該必修科目の成績はFであったとみなして、GPAを計算します。
- ・法学既修者1年次の春学期については、入学試験における筆記試験の成績を基に判定します。
- ・法学既修者1年次の秋学期については、春学期の必修科目GPAを基に判定します。

(4) 成績評価

同一科目でも習熟度別に応じて授業での質疑・説明の内容が異なることがありますが、筆記試験、平常点等いずれの点からも、同一科目の全クラスの学生について、同一基準により公平な成績評価を行います。

(出典：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 206頁)

## 2 特長及び課題等

### 1 特長・特色ある取組等

本研究科は、当初は中規模校として発足したが、入学者数の減少に伴い、より一層少人数教育と教員相互間の連携を強めてきている。各種アンケート結果や司法試験に合格した修了生からの生の意見は、教員組織および個人に直接届けられ、教育内容や教育方法の見直しや改善に役立てられている。

### 2 課題等

アンケート調査は、誤解も含めて学生の意見を知るのに有用であるが、アンケート結果に表れない事情も知るために、今後とも、学生との日常的な接触を通じた情報の収集に努め、これを教員全体で共有していく必要がある。

また、研究者教員の場合、専攻分野を越えた他分野の科目における試験問題のあり方などについて、教員全体での関心を持続させる必要がある。

## 第6章 入学者選抜等

### 1 基準ごとの分析

#### 6-1 入学者受入

##### 基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準6-1-1に係る状況）

##### 1 教育の理念及び目標

本研究科は、「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」の3つを柱とする教育理念に基づいて、豊かな人間性と感受性及び人権感覚を兼ね備え、良心に基づいて法を運用するプロフェッショナル（法曹三者等）を養成し、21世紀の社会の多様なニーズに応えることのできるスペシャリストとして活躍できるよう、専門分野の高度の知見及び国際的視野と判断力の涵養に努めることを目標としている。

##### 2 アドミッション・ポリシー

幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力などの基本的資質に加え、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力を身に付けることにより、わが国の司法を担う法曹として活躍しようという強い意志を持つ人材を受け入れるため、公平性・開放性・多様性の確保を前提として、アドミッション・ポリシーを設定している。《資料6-1 参照》

本研究科の理念及び教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法及び本研究科の教育活動等に関する重要事項を本研究科入学試験要項、ウェブサイト、パンフレット及び本学大学院共通の大学院・専門職大学院案内に掲載し、入学志願者を含め、広く一般に公表している。また、新聞社主催の法科大学院進学相談会に参加するとともに、本学で主催する入試説明会において、入学志願者に対して、事前に周知している。《別添資料1：パンフレット、別添資料5：2013年度入学試験要項、別添資料2：同志社大学大学院・専門職大学院案内2014 41～42頁、別添資料36：同志社大学法科大学院ウェブサイト〈入試要項〉〔[http://law-school.doshisha.ac.jp/02\\_entrance\\_ex/prospectus.html](http://law-school.doshisha.ac.jp/02_entrance_ex/prospectus.html)〕、別添資料37：入試説明会プログラム／入試説明会アンケート集計結果、資料6-2 参照》【解釈指針6-1-1-1】

## 資料6-1

## アドミッション・ポリシー

司法研究科は、良心教育、国際主義、高度の専門性からなる教育理念を掲げ、市民社会における自治自立のリーダーともいべき職業法律家として、良心を手腕に運用する人物を養成することを目的としています。そのためには、次のような学生を求めています。

1. 豊かな人間性と感受性、自然科学、人文科学、社会科学についての幅広い教養と専門的知識を備え、これらの素養を支える基礎学力としての読解力・理解力、社会や人間関係に対する洞察力、柔軟な思考力、表現力、人権感覚及び強い学習意欲を備えている学生。
2. 本研究科の特徴的な教育環境を活かし、法律専門家として高度の専門能力を培って広く活躍の舞台を拓くことができ、社会人としての対人交渉力若しくはいずれかの専門分野における職業経験を基にして、または、英語をはじめとする外国語の理解力、運用力、国際的視野を基にして、説得・交渉の能力、行動力を備えている学生。
3. 本研究科に法学既修者として入学を希望する場合には、上記の素養に加えて、法律科目についての基礎的な知識及び法的思考能力、法的紛争状態にある社会的事実に対する理解力・洞察力・分析力を備えている学生。

(出典：2013年度司法研究科入学試験要項 表紙裏)

## 資料6-2

## 2013年度入試 新聞社主催進学相談会参加状況・本学主催入試説明会実施状況

開催日	開催地	主催	名称	参加者数
2012年6月23日(土)	東京	朝日新聞社	法科大学院進学ガイダンス	513人
2012年6月24日(土)	大阪	朝日新聞社	法科大学院進学ガイダンス	187人
2012年6月16日(土)	東京	読売新聞社	法曹を目指す方のための進学相談会	542人
2012年6月16日(土)	大阪	読売新聞社	法曹を目指す方のための進学相談会	206人
2012年6月23日(土)	福岡	読売新聞社	法曹を目指す方のための進学相談会	104人
2012年6月27日(水)	京都 (本学)	同志社大学	同志社大学法科大学院入試説明会	65人

(出典：研究科資料より作成)

**基準 6-1-2**

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準 6-1-2 に係る状況）

入学試験は、「司法研究科入試実行委員会」が、本研究科の専任教員等の協力のもとに実施している。同委員会は、本研究科教授会で決定した次年度の入学試験要項に基づいて、入学試験の実施・運営に関する業務及び合否判定原案の検討に関する業務等を行っている。なお、同委員会は、原則として、研究科長並びに、教務主任及び研究主任により構成され、必要に応じて若干名の司法研究科専任教員をこれに加えている。《別添資料 38：同志社大学司法研究科入試実行委員会規則 参照》

**基準 6-1-3**

**各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。**

(基準 6-1-3 に係る状況)

本研究科においては、受験資格を有するすべての志願者に対して、本研究科のアドミッション・ポリシーに照らして、厳格な基準のもとで審査を行い、入学者を選抜している。

入学者の選抜においては、本学の法学部法律学科、法学研究科に在学し又は卒業若しくは修了した者（以下「自校出身者」という。）に対して優先枠を設けるなどの優遇措置は、いっさい講じておらず、その余の特定の大学の出身者とその他の者を区別する取扱いも行っていない。入学者選抜における公平性・開放性を確保するため、出願資格を有するすべての受験生に対して等しい受験機会を与え、特別な取り扱いはしていない。入学者に対する自校出身者の割合は、2011年度 29.03%、2012年度 31.48%、2013年度 32.5% であって、自校出身者の割合が著しく高い状況にはない。《別添資料 5：2013 年度入学試験要項、様式 2：学生数の状況 参照》【解釈指針 6-1-3-1 (1)】。

また、本研究科では、志願者、合格者、入学者に対して、寄附等の募集は行っていない。【解釈指針 6-1-3-1 (2)】

身体に障害のある者に対しては、受験方法や入学後の就学について要望がある場合は出願に先立ち本研究科へ問い合わせるよう入学試験要項に記載しており、要望があった場合は、適性試験や司法試験での特別措置の例を参考に、障害の種類や程度に応じた特別措置を行っている。また、入学後の就学については、全学的な組織である「障がい学生支援室」と連携し、学修の機会が確保できる体制を整えている。《資料 6-3、6-4、別添資料 39：障がい学生支援制度 2013（案内パンフレット）／同（教職員のためのガイド）／同志社大学ウェブサイト〈障がい学生支援室〉〔<http://challenged.doshisha.ac.jp/>〕 参照》【解釈指針 6-1-3-1 (3)】

資料 6-3

12. 身体に障がいのある受験生の受験に関する要望について

筆記試験の受験方法や入学後の就学について要望がある場合は、出願に先立ち、司法研究科事務室に問い合わせてください。

(出典：2013 年度司法研究科入学試験要項 10 頁)

資料6-4

身体等に障害のある受験者に対する受験上の特別措置の例

1. 手足の障害：別室受験、試験時間の延長（1.3倍）
2. 聴覚障害：別室受験、補聴器の使用許可、試験監督者からの指示の文書による伝達
3. 両足の障害：別室受験、車椅子での受験、車椅子で使用できる机の配置
4. 両肩の障害：別室受験、PCの使用許可、試験時間の延長（1.5倍）
5. 首の疾患：別室受験、可動式・椅子の配置
6. 体幹機能障害：別室受験、車椅子での受験、特製机の持参使用、休憩用ソファの設置、試験時間の延長（1.3倍）
7. 視覚障害：別室受験、拡大した問題紙（1.2倍）の配布、拡大した六法（1.6倍）の貸与、拡大鏡の持込使用許可、試験時間の延長（1.3倍）

（出典：研究科資料より作成）

**基準 6-1-4 : 重点基準**

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準 6-1-4 に係る状況)

本研究科の募集定員は 120 名で、法学未修者 40 名、法学既修者 80 名を目安とし、以下の 3 種類の入試方式により、一般選抜入学試験を実施している。

- ・ A 方式 : 「法学未修者としての入学」のみ志望する者を審査する試験
- ・ B 方式 : 「法学既修者としての入学」のみ志望する者を審査する試験
- ・ C 方式 : 法学未修者又は法学既修者の一方を第 1 志望とし、他方を第 2 志望とする者(併願者)を審査する試験

入学者選抜に当たっては、筆記試験の成績と出願書類に基づき、法科大学院において教育を受けるために必要な適性及び能力等を適確かつ客観的に評価するとともに、多様な知識又は経験を有する者が入学できるよう配慮している。具体的には、法学未修者については、小論文試験の成績(読解力、問題分析能力、思考力、表現力等を評価)、適性試験の成績、大学学部等における学業成績を重視し、自己アピールシート、語学能力・資格、法律以外の専門能力・資格、職務経歴も参考にして、総合的に合否判定を行い、法学未修者として法科大学院における教育を受けるため、必要な適性及び能力が備わっているかどうかを適確かつ客観的に判定する。また、法学既修者については、法律科目の筆記試験の成績(法律学に対する基本的知識、問題発見・分析能力、思考力、表現力等を評価)を重視し、大学学部等における学業成績、自己アピールシート、語学能力・資格、法律以外の専門能力・資格、法律に関する専門能力・資格も参考にして、総合的に合否判定を行い、法学既修者として法科大学院における教育を受けるため、要求される適性及び能力が備わっているかどうかを適確かつ客観的に判定する。

筆記試験の試験科目、時間、配点等は以下のとおりである。法律科目試験については、法学既修者としての認定が適確に行えるよう、法学の基礎的な学識を有するか否かを判定できる内容としている。また、本学出身者が有利とならないよう、本学法学部の期末試験と同一又は類似した問題がないかをチェックし、公正を保つことができるよう配慮している。

試験科目		時間	配点		
小論文		150 分	200 点		
法律科目試験	公 法	150 分	憲 法	100 点	500 点
			行政法	50 点	
	刑事法	150 分	刑 法	100 点	
			刑事訴訟法	50 点	
	民事法 I	90 分	民 法	100 点	
	民事法 II	120 分	民事訴訟法	50 点	
商 法			50 点		

なお、法学未修者の合否判定に際しては、法律に関係する知識・能力及び資格は、いっさい考慮していない。《別添資料5：2013年度入学試験要項、別添資料27：2013年度入学試験問題 参照》

また、2012年度入学試験からは、適性試験管理委員会が当該年度に実施する「法科大学院適性試験（法科大学院全国統一適性試験）」の成績が同試験総受験者の下位から15%未満の者には出願資格を認めないこととし、出願可能なボーダーに当たる点数は本研究科のウェブページで公開している。《資料6-5、6-6 参照》【解釈指針6-1-4-1】【解釈指針6-1-4-2】

## 資料6-5

## 2013年度入学試験における法科大学院適性試験の成績基準について

本研究科は、「同志社大学法科大学院 2013年度入学試験要項」に記載のとおり、法科大学院適性試験の成績が同試験の総受験者の下位から15%未満の者には出願資格を認めないこととしています。2012年法科大学院全国統一適性試験におけるスコア（総合得点）が144点以下の者には出願資格を認めません。

（出典：司法研究科ホームページ）

## 資料6-6

## 入学試験合格者の適性試験平均点及び最低点

## 2012年度入試

	平均点	最低点
法学未修者	206.55	148
法学既修者	212.22	139
全 体	210.46	139

## 2013年度入試

	平均点	最低点
法学未修者	210.9	158
法学既修者	204.3	145
全 体	205.6	145

（出典：研究科資料より作成）

**基準 6-1-5**

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6-1-5 に係る状況)

入学者選抜に当たって多様な知識又は経験を有する者を入学させるための措置として、筆記試験や適性試験の成績以外に、大学学部等における学業成績、自己アピールシート、語学能力・資格、専門能力・資格、職務経歴を参考にした総合的な合否判定を行っている。《別添資料 5：2013 年度入学試験要項 参照》【解釈指針 6-1-5-1 (1)、(2)】

また、2014 年度入学試験からは、多様な知識又は経験を有する者、実務等の経験を有する者、法学を履修する課程以外の課程を履修した者等を積極的に受け入れるため、社会人特別選抜入学試験、英語優秀者特別選抜入学試験、外国人留学生入学試験を新たに実施することとした。《別添資料 6：2014 年度入学試験要項 参照》【解釈指針 6-1-5-1 (3)】

なお、本研究科では、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の占める割合は、2011 年度は 25.8%、2012 年度は 25.92%、2013 年度は 17.5% である。《様式 2：学生数の状況、資料 6-7 参照》【解釈指針 6-1-5-1 (4)】

資料 6-7

＜参考＞2013 年度入学試験結果

●募集人数 120 名（法学未修者 40 名、法学既修者 80 名を目安）

●志願者数・受験者数・合格者数

		志願者数	受験者数	合格者数
法学未修者	A 方式	46	41	20
	C 方式	72	62	13
	合計	118	103	33
法学既修者	A 方式	196	176	116
	C 方式	72	58	19
	合計	268	234	135

●追加合格者数 0 名

●入学者数 40 名（法学未修者 8 名、法学既修者 32 名）

●入学者の出身大学

同志社大学	13	京都大学	6	龍谷大学	3	大阪大学	2
関西大学	2	関西学院大学	2	その他	12		

## ●入学者の内訳

		法学未修者	法学既修者	全体
入学者数		8	32	40
性別	男性	3	26	29
	女性	5	6	11
社会人		2	5	7
出身学部	法学部	8	31	39
	法学部以外の文系	0	1	1
	理系	0	0	0
	その他	0	0	0
平均年齢		25.0	24.4	24.5
適性試験平均点		203.3	186.5	189.8

(出典：パンフレット 39 頁)

## 6-2 収容定員及び在籍者数等

### 基準 6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準 6-2-1 に係る状況)

本研究科の入学定員は、2009 年度までは 150 人であったが、2010 年度より、30 人を減じて 120 人とした。2013 年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 158 人である。

合格者の決定に際しては、原級留置者や休学者を含む在籍者数とこれまでの入学試験における合格者の入学状況を考慮し、収容定員を上回ることはないよう配慮している。

《様式 2：学生数の状況 参照》【解釈指針 6-2-1-1】

**基準 6-2-2****入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。**

(基準 6-2-2 に係る状況)

過去5年間の入学者数は、2009年度136人、2010年度114人、2011年度93人、2012年度54人、2013年度40人である。

入学者数が所定の入学定員と乖離しないようにするため、追加合格の制度を設けているが、2010年度入試からは、これを実施していない。2012年度及び2013年度においては、入学者数が入学定員の2分の1を下回っているが、これは、関西地方における法科大学院志願者数の漸減の状況下で、競争倍率の確保を優先させた結果、追加合格を行わなかったことによるものである。なお、入学定員と入学者数の乖離を解消するため、2014年度入試においては、入試会場の増設、社会人特別選抜入学試験・英語優秀者特別選抜入学試験・外国人留学生入学試験の新設、一般入試をこれまでの年1回から年2回にすること等により、受験者数の確保に努めている。《様式2：学生数の状況、別添資料6：2014年度入学試験要項 参照》

**基準 6-2-3 : 重点基準**

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準 6-2-3 に係る状況)

入学者数、在籍者数が減少傾向にあることから、2013 年度入学試験より、他大学法科大学院在学中の者を対象として、転入学試験を実施したほか、2014 年度入学試験においては、次のような入学者選抜の改善への取組みを行うこととした。

- (1) 地方入試会場として福岡会場を新設し、京都会場、東京会場とあわせて3会場とすること。
- (2) 法律科目試験について、従来の7科目から、憲法・行政法・刑法・民法・商法の5科目に変更すること。
- (3) 同一年度内の入試回数を増加させ、従来行ってきた9月実施を前倒しし8月に実施することに加え、翌年の2月にも入試を実施すること。
- (4) 社会人特別選抜入学試験、英語優秀者特別選抜入学試験、外国人留学生入学試験を新たに実施すること。

《別添資料 6 : 2014 年度入学試験要項、別添資料 7 : 2014 年度転入学試験要項 参照》

本研究科の入学定員については、教育の質的向上を図ることを目的に、2010 年度入学者より、30 人を減じて 120 人とした。

今後の入学定員の見直しについては、2012 年度より、カリキュラムのあり方や今後の専任教員の配置等も含め、教育推進委員会と人事委員会の合同会議において議論を重ねるとともに、教授会においても懇談を行い検討を進めている。2013 年度入試の結果も踏まえ、引き続き検討を行う所存である。

## 2 特長及び課題等

### 1 特長・特色ある取組等

(1) 志願者・入学者の確保、質の高い学生の確保、多様な学生の受け入れ等、様々な観点から、継続的に入試制度改革に取り組んでいる。

- ・2012年度入学試験においては、①第1次審査、第2次審査の2段階審査は廃止し、出願資格のある受験者全員に筆記試験を受験させる（入学検定料は第1次審査10,000円、第2次審査25,000円の計35,000円であったものを25,000円とすること）、②法科大学院適性試験の成績が同試験総受験者の下位から15%未満の者には出願資格を認めない、③日本国内の法科大学院を修了し、「法務博士（専門職）」の学位を有する者には出願資格を認めない、こととした。
- ・2013年度入試においては、他大学法科大学院在学中の者を対象として、転入学試験を実施することとした。
- ・2014年度入学試験においては、①地方入試会場を増設する、②法律科目試験について、従来の7科目から5科目に変更する、③同一年度内に入試を2回実施する、④社会人特別選抜入学試験、英語優秀者特別選抜入学試験、外国人留学生入学試験を実施することとした。

(2) ウェブサイト等の電子媒体による広報活動に力を入れ、その充実に努めているところであり、引き続き積極的に入試広報を行っていく。

### 2 課題等

(1) 全国的にみても法科大学院の入学志願者数が激減している中で、本研究科もその例に漏れない。そこで、法曹養成制度としての法科大学院をとりまく諸情勢を注視しながら、志願者を確保し、優秀な人材をできるだけ多く入学させるための入試方法の継続的な検証と見直しが不可欠である。

(2) 収容定員に対する在籍学生比率が漸減傾向にあり、入学定員の適正化について2013年度入学試験の結果を踏まえ、引き続き検討を進める必要がある。

## 第7章 学生の支援体制

### 1 基準ごとの分析

#### 7-1 学習支援

##### 基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

「学習支援」として、以下のとおり、入学前及び入学時にガイダンスを行い、入学後も教員や法曹関係者による個別の学習相談や助言が行われている。【解釈指針7-1-1-1】

##### 1 入学前及び入学時のガイダンス

入学当初から効果的な学習を行うために、法科大学院における教育への導入として、入試合格者や入学予定者を対象とした一連のガイダンスを行っている。【解釈指針7-1-1-2(1)、(2)】

まず、合格発表直後の10月には合格者向けガイダンスを開催し、カリキュラムの説明、模擬授業、修了生による座談会等を行っている。翌年1月には、入学予定者向けガイダンスを開催し、カリキュラムや授業の内容の説明のほか、入学までに行うべき授業準備についての指導、在学生によるアドバイス、個別相談等を行っている。さらに、教員と入学予定者、入学予定者同士が交流を深める機会を設けることにより、入学後に順調に修学できるよう配慮している。2～3月には、3日間にわたり、入学前導入教育として主要科目の入門講義を実施している。その際、法学未修者に対して特段の配慮が必要であるため、法学既修者と法学未修者に分け、特に純粹未修者を対象とするゼミもを行っている。なお、これらのガイダンスの概要は、本研究科のウェブサイトにも掲載している。《別添資料40：入学前のガイダンス・導入講義などの開催予定について（ご案内）／合格者向けガイダンスプログラム／同アンケート集計結果、別添資料41：入学予定者向けガイダンスのご案内／同プログラム／同アンケート集計結果、別添資料42：入学前導入教育の実施について、別添資料43：同志社大学法科大学院ウェブサイト〈導入教育〉

〔[http://law-school.doshisha.ac.jp/03\\_study\\_guide/introduction.html](http://law-school.doshisha.ac.jp/03_study_guide/introduction.html)〕参照》

入学直後には、約1週間のオリエンテーション期間を設けている。まず、研究科紹介として、科目登録や授業・予習内容等に関する資料を配付するとともに、指導教授制、オフィス・アワー制度、自習室の利用方法等の基本事項について説明し、教室、自習室、図書室等の施設を案内している。次いで、入学者を法学未修者と法学既修者に分け、教務主任が、カリキュラムの特色や科目登録上の注意点等に関して説明を行っている。また、必修科目及び選択科目について、科目担当者が科目の紹介と指導方針の説明を行ってシラバスを補完している。特に、法学未修者に対しては、1年次に配当されている法

律基本科目の内容や意義を説明し、1年次の学修が円滑に行われるよう努めている。履修に関する個別相談も、選択科目担当者が、研究室での面談等任意の方法で応じる態勢をとっているほか、在学生による相談会も行っている。選択科目説明会、選択科目個別相談、履修に関する個別相談は、新入生だけでなく2年次生及び3年次生も対象にしている。オリエンテーション期間中には、学修上のスタンス等に関する講演会も開催している。また、法情報調査の入門講義とともに、オンライン・データベースの講習会も行っている。《別添資料 14：2013 年度司法研究科オリエンテーション・登録関係日程表（新入生）、別添資料 15：2013 年度司法研究科オリエンテーション・登録関係日程表（在学生） 参照》

## 2 教員と学生とのコミュニケーション

教員と学生との間のコミュニケーションを十分に図るため、オフィス・アワーや指導教授制度などの措置を講じている。【解釈指針 7-1-1-3】

専任教員（特別客員教授を含む）は全員、年間を通じてオフィス・アワーを設定し、授業や日々の学修で生じた疑問や質問に対応している。この制度については、「法科大学院シラバス・履修の手引」に掲載するとともに、新入生オリエンテーション時の研究科紹介で説明している。教員別の実施時間・場所、連絡方法については、学期ごとに一覧表を作成して掲示するとともに、学生に配付し、周知している。授業に関する質問については、授業終了後にも、時間のある限り対応している。また、教員・学生交流ラウンジ、学生共同研究室に努めて足を運び、学生が気軽に相談できる機会を努めて設けるよう心がけている教員もいる。《資料 7-1、別添資料 44：司法研究科 専任教員 オフィス・アワー（2013 年度春学期）／同（2013 年度秋学期） 参照》

指導教授制度は、個別科目の指導では行き届かない個々の学生の学修・学習にわたる指導を目的とする。各学生が各自の指導教授を選択し登録する。指導教授は、各学期末には指導学生の成績等を点検し、学習状況等の把握に努めている。そして、適宜、個別の面談による指導、学習指導などの集団的懇談による指導に努めている。《資料 7-2 参照》

本研究科事務室には、学生からの提言箱を設けている。提言については、速やかに主任会議で対応を検討し、改善できるものについては、提言を採用している。例えば、期末試験の学生の参考答案を閲覧できるようにしたり、期末試験の出題の趣旨を試験後 7 日以内に、講評に先だって公表しているが、これは、学生の提言を採り入れ、実施したものである。また、春学期・秋学期の講義開始前の時期に、教員と学生が参加する交歓会等を開催し、カリキュラムや学習環境等について、軽食を取りながら率直に話ができる場を設けている。《資料 7-3 参照》

## 3 教育補助者による学習支援体制

ティーチング・アシスタント、法曹関係者によるアドバイザー、専門の図書室スタッフ等の各種教育補助者による学習支援体制を整備している。【解釈指針 7-1-1-4】

「同志社大学ティーチング・アシスタントに関する内規」に基づき、本学の法学研究科博士前期課程・後期課程等の学生をティーチング・アシスタントとして任用し、学習

支援に当てている。ティーチング・アシスタントは、学生に対する学習上の指導・相談、演習の運営補助、授業教材の準備などの教育補助業務を行うことができる。《別添資料 45：同志社大学ティーチング・アシスタントに関する内規／ティーチング・アシスタント（TA）実施要領 参照》

法曹関係者による学習支援として、若手弁護士をアカデミック・アドバイザーとして任用し、授業の理解を深め、学生の基礎学力の向上を図ることを目的とするゼミを実施している。これにより、学生は、教員には聞きにくいような疑問について気軽に質問をするなどして、日々の学習がフォローされるとともに、さまざまな勉学上の悩みの相談もできる。《資料 7-4、別添資料 48：2013 年度アカデミック・アドバイザー（AA）ゼミ実施要領 参照》

本研究科図書室では、開室時間中は、司書の有資格者などの専門の担当者がレファレンス・カウンターに常駐し、学生の法律文献等の検索と収集を補助している。また、新生向けに図書室利用案内やデータベース紹介を作成しているほか、図書室利用案内や判例検索講習会等も開催している。《別添資料 49：図書室利用案内／データベース紹介／判例検索講習会開催のお知らせ、別添資料 14：2013 年度司法研究科オリエンテーション・登録関係日程表（新生） 参照》

以上のほか、メディア・サポーター 1 人を非常勤で配置し、情報機器の使用についての支援・相談に応じている。《資料 7-5 参照》

#### 資料 7-1

##### オフィス・アワー

各教員は、学生からの質問を受け付けるため、オフィス・アワーの時間を設けています。各教員の時間、連絡方法については掲示板上で確認してください。

（出典：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 213頁）

#### 資料 7-2

##### 指導教授

司法研究科では、個別科目の指導では行き届かない個々の学生にきめ細やかな指導を行うため、学生が任意に選択できる指導教授制度をとっています。指導教授は、定期的に指導学生と面談するなどして、授業以外の場面で法科大学院での学習全般にわたる指導を行います。

教員によっては、「学習指導」を実施することがあります。「学習指導」の受講条件については、「指導学生に限定」「希望者には指導学生以外の参加も許可する」「指導学生に限定しないオープン形式」があります。別途配布の『指導教授ガイド』で、各教員の指導方針等を確認した上で指導教授を選択してください。

指導教授には、奨学金出願時の所見欄記入または推薦状の作成等を依頼できます。日本学生支援機構などの奨学金を希望するときは、必ず指導教授を申請してください。申請手続については、別途配布の『指導教授の選択について』を参照してください。

（出典：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 213頁）

### 資料7-3

#### ロースクール学生の提言箱

学習環境の充実について、皆さんからの建設的な提言を受け付けています。提言箱が司法研究科事務室カウンターにありますので、必ず学生ID、氏名を記載した上で、司法研究科長あてに入れてください。

(出典：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 226 頁)

### 資料7-4

#### アカデミック・アドバイザー (AA)

弁護士として活躍されているAAが主催するゼミを受講することによって、基礎学力の向上を目指すことができます。詳細は掲示によりお知らせします。

(出典：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 219 頁)

### 資料7-5

#### メディア・サポーター

データベース検索や機器の操作、個人のパソコンの利用について気軽に相談してください。サポーターの対応時間等は、掲示によりお知らせします。

(出典：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 213 頁)

## 7-2 生活支援等

### 基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

#### 1 学生の経済的支援

学生に対する経済的支援体制として、以下のとおり、各種の奨学金制度を整備し、これと併せて、他の団体の奨学金への応募の紹介等の措置をとっている。【解釈指針7-2-1-1】

本研究科の独自の奨学金制度として、「同志社大学大学院司法研究科奨学金」及び「同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金」の制度がある。前者は、成績優秀者に対して年間の授業料相当額ないし授業料相当額の半額を給付するものである。後者は、学費の支弁に支障のある学生に対して授業料相当額を限度として無利息で貸与するものであり、原則として希望者全員に貸与している。また、本学出身者（3年次飛び入学者を含む）に対しては、入学後に入学金相当額を給付する「司法研究科特別支給奨学金」がある。さらに、2013年度入学生からは、同志社大学大学院司法研究科奨学金に2年間継続給付の奨学金枠を新設した。

これらの奨学金制度は、「同志社大学大学院司法研究科奨学金規程」、「同志社大学大学院司法研究科奨学金規程細則」、「同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金規程」、「同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金規程細則」及び「同志社大学大学院司法研究科特別支給奨学金規程」により運用されており、入学試験要項や研究科パンフレット、本研究科ウェブサイトにもその概要を掲載し、内容の周知に努めている。《資料7-6、7-7、別添資料1：パンフレット32頁、別添資料6：2014年度入学試験要項15頁、別添資料51：同志社大学大学院司法研究科奨学金規程／同規程細則／同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金規程／同規程細則／同志社大学大学院司法研究科特別支給奨学金規程、別添資料52：同志社大学法科大学院ウェブサイト〈学費・奨学金〉〔[http://law-school.doshisha.ac.jp/02\\_entrance\\_ex/free\\_scschip.html](http://law-school.doshisha.ac.jp/02_entrance_ex/free_scschip.html)〕 参照》

このほか、日本学生支援機構大学院奨学金への出願も可能であり、学生に周知している。日本学生支援機構大学院奨学金については、別添資料53のとおりその被推薦者の選考基準を定め、利用している。学生は、日本学生支援機構の基準の範囲内で、本学の奨学金と併用することができる。指導教授は、指導学生の奨学金出願時に依頼に応じて、推薦状を作成している。《別添資料53：日本学生支援機構大学院奨学金選考基準／2012年度日本学生支援機構奨学金奨学生候補者選考の基準について参照》

さらに、民間・地方公共団体奨学金の応募紹介があった場合は、学生支援センターより、学生に周知している。《別添資料54：同志社大学ウェブサイト〈奨学金手続最新情報〉〔[http://www.doshisha.ac.jp/scholarships/latest\\_information/information.html](http://www.doshisha.ac.jp/scholarships/latest_information/information.html)〕 参照》

## 2 学生生活に関する支援

学生の健康面に関する支援を行う機関として、本研究科のある建物内に保健センターがある。同センターは、月曜日から金曜日までの定められた時間帯に診療を行っており、学生については、医療費等援助基金により、受診者に代わって大学が医療費（保険診療分のうち自己負担分）を同センターに支払うことになっている。なお、同センターは、学生健康診断も毎年1回実施している。さらに、本学の学生全員のためのカウンセリングセンターも本研究科のある建物内にあり、学生生活上の悩みや心理的な悩み等の相談その他のサポートをしており、本研究科の学生も利用している。《資料7-8、7-9参照》

本研究科の学生に特有の問題に関する生活相談等については、主として教務主任（学生担当）と、学生支援委員会が担当している。指導教授や学生の希望する教員も、オフィス・アワーや学生指導の内外において適宜相談に応じている。本研究科事務室の専任職員が相談に応じることもある。なお、相談を受けた場合は、学生のプライバシーに配慮しながら、学内の関係部課とも連携をとり、解決に向けて対応している。

キャンパス・ハラスメントについては、「同志社大学キャンパス・ハラスメント防止に関する内規」、「同志社大学キャンパス・ハラスメント防止のためのガイドライン」にしたがい、相談員が配置されている。また、パンフレットや本学ウェブサイトで、学生をはじめとする本学のすべての構成員に対して周知・啓発に努めている。【解釈指針7-2-1-2】《資料7-10、別添資料55：キャンパス・ハラスメント防止のために、別添資料56：同志社大学ウェブサイト<キャンパス・ハラスメントの防止>〔<http://www.doshisha.ac.jp/students/healthcare/harassment.html>〕参照】【解釈指針7-2-1-2】

### 資料7-6

奨学金を希望するとき

事 項	窓 口	摘 要
奨学金を希望するとき	学生生活課奨学・生活係 (寒梅館1階)	日本学生支援機構奨学金、同志社大学の奨学金、民間・地方公共団体の奨学金などの窓口です。 同志社大学司法研究科奨学金 (学業成績優秀者の中から選考。公募はしません。) 同志社大学司法研究科貸与奨学金 (募集期間、方法については、掲示により周知されるので、注意してください。) 同志社大学司法研究科特別支給奨学金 (入試出願時に一定の基準を満たした者が対象。公募はしません。)

(出典：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 222頁)

## 資料7-7

2012年度同志社大学大学院司法研究科奨学金採用状況

学年		採用者数	給付額(円)
1	全額	0	0
	半額	44	22,221,000
2	全額	9	8,532,000
	半額	36	17,577,000
3	全額	3	2,430,000
	半額	12	4,698,000
計	全額	12	10,962,000
	半額	92	44,496,000
	合計	104	55,458,000

2012年度同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金採用状況

学年		採用者数	貸与額(円)	
1	入学前	全額	8	3,392,000
		半額	2	416,000
	秋学期	全額	1	378,000
		半額	0	0
2	春学期	全額	11	5,184,000
		半額	9	2,322,000
	秋学期	全額	12	5,562,000
		半額	9	2,133,000
3	春学期	全額	11	5,670,000
		半額	3	810,000
	秋学期	全額	9	3,780,000
		半額	1	162,000
計	春学期 (入学前)	全額	30	14,246,000
		半額	14	3,548,000
	秋学期	全額	22	9,720,000
		半額	10	2,295,000
	合計	76	29,809,000	

2012年度同志社大学大学院司法研究科特別支給奨学金採用状況

学年	採用者数	給付額(円)
1	17	2,380,000
合計	17	2,380,000

(出典：学生支援センター年報2012より抜粋)

## 資料7-8

## 保健センター

- ◆ 毎年1回定期健康診断を行っています。
- ◆ 診療（内科）

		寒梅館2階	
開室時間 (健康相談含む)		月～金	9:00～12:00 13:00～21:00
診療時間	精神保健相談	月・水・金	予約制
	一般診療	月・水・木	13:00～16:00 (受付は15:30まで)
		火・金	14:00～18:00 (受付は17:30まで)

※休暇中などは変更になることがあります。

病気・けが・その他学内での救急処置、心身の悩みがあるとき、通常の診察などは、寒梅館2階の保健センターを訪ねてください

診療時間外でも救急業務は行っており、緊急時にはセンターより看護師が直ちに外出きます。

保険診療の自己負担分は大学が負担するため、保健センター窓口での支払いはありません。

受診に際しては学生証と健康保険証あるいは遠隔地被扶養者証が必要です。

(出典：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 224頁)

## 資料7-9

## カウンセリングセンター

今出川校地 寒梅館1階北側	
月・水・金	9:00～11:30 12:30～17:00
火・木	9:00～11:30 12:30～19:00

学業・性格・心理・進路等の問題や悩みに関することは、カウンセリングセンターに相談してください。友人や家族と一緒に結構です。電話(075-251-3275)による相談も受け付けています。

相談内容：・修学上の問題、留学、課外活動など

・性格、対人関係、異性関係など

・心理上の悩み、心身の健康など

・生活体験、能力、適性など

・経済上の問題、下宿、不測の事故、トラブルなど

(出典：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 224頁)

## 資料7-10

## キャンパス・ハラスメントの防止

本学は、「同志社大学キャンパス・ハラスメント防止に関する内規」や「同志社大学キャンパス・ハラスメント防止のためのガイドライン」を制定してその防止に努めていますが、もし被害に遭った場合は、一人で悩まずにキャンパス・ハラスメント相談員に相談してください。相談内容についてプライバシーは保護されますので安心して相談してください。

(出典：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 226頁)

### 7-3 障害のある学生に対する支援

#### 基準 7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準 7-3-1 に係る状況)

本学では、障がい（本学では、人を意味するときのみ可能な限り「障がい」の表記を用いている。）のある学生が他の学生と等しい条件のもとで学生生活が送れるよう、「障がい学生支援に関する基本方針（ガイドライン）」を定め、様々な支援を行う「障がい学生支援制度」を設けている。全学的な組織である「学生主任連絡会議」においてその充実方策が検討・審議され、その審議結果に基づいて、学生支援センター障がい学生支援室が中心となって実際の運用を行なっている。

障がい学生支援室では、障がい学生支援関連の窓口業務（学生との相談、制度利用の登録申請受付等）とともに、実際の支援活動（ノートテイクやパソコン通訳等）に当たるサポートスタッフ（主に学生スタッフ）の募集、登録、派遣業務を行っている。

学部生に対しては、他の学生と等しい条件のもとで教育を受けられるようにする「講義保障」が行われているが、本研究科等の大学院生の場合は講義内容が専門的になり、学部生を中心としたサポートスタッフでは十分な対応ができない場合があるため、「講義補助」という立場で可能な範囲で支援を行っている。《別添資料 39：障がい学生支援制度 2013（案内パンフレット）／同（教職員のためのガイド）／同志社大学ウェブサイト＜障がい学生支援室＞〔<http://challenged.doshisha.ac.jp/>〕参照》

本研究科の施設がある寒梅館は、身体障がい者の利用に配慮した施設が充実しており、建物へのアクセスのためのスロープ、建物内の身障者用エレベーターや身障者用トイレ及び身障者用の駐車スペース、点字表示等が備わっている。また、備品についても、障害の種類や程度に応じた機器等を全学で備えている。

《別添資料 57：身障者用施設 MAP 今出川校地、別添資料 39：障がい学生支援制度 2013（案内パンフレット）3頁 参照》

現在のところ、障がい学生支援を必要とする学生は入学していないが、入学した場合は、障がい学生支援室と連携し、学生の障害の程度やニーズに応じた対応を行う。

## 7-4 職業支援（キャリア支援）

**基準 7-4-1**

**学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。**

（基準 7-4-1 に係る状況）

本研究科では、正課のエクスターンシップや海外インターンシップ、外国法実地研修等を通して、本研究科の学生が実際に法律実務に携わり、外部の実務家と接する機会をできる限り多く提供している。これにより、理論だけではなく、法律に対して臨床的な理解を持つ法曹としての人材を育成し、活躍の場を拡げるよう努めている。《資料 7-11 参照》

修了生に対しては、就職活動に活用できるよう、修了時における成績に基づいて、成績優秀者に証明書を発行するサーティフィケーション・システムを設けている。《資料 7-12 参照》

修了生及び在学生のキャリア支援を強化するため、2009年11月に、本研究科内に司法研究科就職支援チームを設置し、一般企業での豊富な経験がある専門の職員（非常勤嘱託職員）を配置して、原則として週2日、就職の相談や助言を行っている。具体的には、以下のような支援を行っている。

1. 今後の進路や就職に関する相談とアドバイス
2. 就職活動などへ臨むに際しての相談とアドバイス
3. 履歴書・自己紹介書（自己PR書）・志望動機・職務経歴書などの記載内容の相談とアドバイス
4. 面接などに関する相談とアドバイス
5. 就職試験全般における企業等の視点や評価の物差しについてのアドバイス
6. 求人情報や就職支援会社等の紹介
7. 求人企業等への情報提供、取次ぎ、紹介（企業内弁護士を含む）

設置後2013年3月までの間に、合計134人、延べ703回の相談があり、就職先は一般企業や官庁など多方面に及んでいる。また、本研究科の学生は、全学的な就職支援組織であるキャリアセンターも利用することができる。《資料 7-13、別添資料 58：同志社大学法科大学院ウェブサイト〈修了生のサポート体制〉〔[http://law-school.doshisha.ac.jp/04\\_graduate/semi.html](http://law-school.doshisha.ac.jp/04_graduate/semi.html)〕、別添資料 59：同志社大学ウェブサイト〈同志社大学キャリアセンター〉〔<http://career-center.doshisha.ac.jp/>〕参照》

このほか、本研究科修了生の組織である「寒梅会」、同志社諸学校出身の法曹からなる「同志社法曹会」の協力を得て、適時、就職説明会や就職座談会、講演会等を開催するなど、学生の法曹としてのキャリア設計を促す機会を設けている。企業等からの求人募集や就職説明会の案内があった場合には、掲示等により学生に周知している。さらに、企業等が就職関係の説明会の開催を申し入れた場合には、会場を提供するなどをして積

極的に対応している。2012年度には、企業の第一線で法務部門を担当されている方を招いて「企業法務に関する説明会」を開催し、約30人が出席した。《別添資料60：就職座談会のご案内／司法試験合格者のための就職座談会／企業法務に関する説明会を開催します 参照》

また、明治大学を中心とする12大学の法科大学院と共同で、2007年度文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムに採択された「全国法曹キャリア支援プラットフォーム」プロジェクトに取り組んだ結果、ウェブサイトは、2008年5月から本格的に稼働し、6月中旬からは求人情報が公開され、本研究科在学生、修了生も利用している。《別添資料61：ジュリナビ案内チラシ 参照》

## 資料7-11

エクスターンシップ、外国法実地研修及び海外インターンシップ履修者数				
	エクスターンシップ	外国法 実地研修 A	外国法 実地研修 B	海外インターンシップ
2009年度	33人	0人	不開講	1人
2010年度	30人	不開講	11人	2人
2011年度	20人	0人	18人	2人
2012年度	31人	0人	16人	0人
2013年度	27人	未定	13人	0人

(出典：研究科資料より作成)

## 資料7-12

## サーティフィケーション・システム（成績優秀者の証明）

修了時における成績に基づいて、次の基準により成績優秀者証明書を発行します。就職活動等に利用してください。

## (1) 総合成績優秀者

全科目の総合成績GPA上位10%以内の該当者に「極めて優秀」であることを、総合成績GPA上位10%～20%の範囲内の該当者には「優秀」であることを示す証明書を発行します（希望する場合は、順位の記載も可）。各年度の3月修了者のうち、法学未修者については3年、法学既修者については2年で修了したものが対象となります。休学の履歴がある場合は対象なりません。

## (2) 各専門分野の成績優秀者

特定の専門分野のGPA3.5以上の該当者に「極めて優秀」であることを、特定の専門分野のGPA3.5未満3.3以上の該当者には「優秀」であることを示す証明書を発行します。

※具体的な専門分野、科目等の詳細については、掲示板で確認してください。

(出典：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 214頁)

資料7-13

8. 就職支援

① キャリアセンター

大学にはキャリアセンターがあります。自己の適性を見出し、適切な職業を選ぶことができるよう、関連資料の整備、就職登録の受け付け、就職相談、各種ガイダンス・セミナーの開催などを行っています。

② 就職支援チーム

司法研究科では、大学のキャリアセンターとは別に、司法研究科の学生・修了生の就職相談窓口として就職支援チームを設置しています。

場 所：寒梅館5階 就職支援チーム室

開室時間：原則月曜・金曜の10:00～11:30、12:30～16:00

※変更がある場合は、部屋前の扉に掲示を行います。

(出典：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 220頁)

## 2 特長及び課題等

### 1 特長・特色ある取組等

- (1) 本研究科の奨学金制度は、成績優秀者に対する授業料相当額ないし授業料相当額の半額の給付、及び希望者全員に対する無利息による授業料相当額を限度とした貸与をその柱とするものであり、本研究科の経済支援体制は充実している。こうした経済支援体制により、さまざまなバックグラウンドを有する学生に対して、経済状況にかかわらず、法科大学院における学修に専念できる環境が整えられている。
- (2) 修了生の進路にはとりわけ厳しいものがある状況の中で、就職支援チームを本研究科独自に設け、在学生及び修了生の進路を切り拓く活動が強化されてきており、この支援を受けて、すでに多くの修了生が就職に成功している。

### 2 課題等

全国的に法科大学院志願者数が激減している状況のなかで、本研究科への入学者の学力も低下傾向にある。入学前のガイダンスや導入教育をより効果的なものとして、入学予定者の基礎学力の向上を図る必要がある。

## 第8章 教員組織

### 1 基準ごとの分析

#### 8-1 教員の資格及び評価

##### 基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本研究科の教員数は、様式3のとおり、2013年5月1日現在、専任教員34人、兼任教員10人、兼任教員38人となっており、教育上必要な教員が置かれている。

専任教員については、担当科目、略歴、最近5年間の研究上の業績を含む主要な研究業績、学外での公的活動や社会貢献活動を本研究科ウェブサイトで公表している。兼任教員及び兼任教員についても、担当科目、略歴にとどまらず、主な業績、社会活動歴、著書等をウェブサイトで公表するようにしている。これに加えて、本研究科のパンフレットにおいても、すべての教員の略歴と社会貢献活動を紹介している。《様式3：教員一覧、教員分類別内訳、別添資料1：パンフレット12～29頁、別添資料62：同志社大学法科大学院ウェブサイト<教員紹介>例〔[http://law-school.doshisha.ac.jp/03\\_study\\_guide/t01\\_public.html](http://law-school.doshisha.ac.jp/03_study_guide/t01_public.html)〕 参照》

**基準 8-1-2 : 重点基準**

基準 8-1-1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

様式 3 に記載した本研究科の専任教員 34 人のうち研究者教員の 25 人は、それぞれの専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有しており、実務家教員の 9 人は、特に優れた知識及び経験を有する者である。そして、34 人全員が、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者である。《様式 3 : 教員一覧、教員分類別内訳 参照》

専任教員の新規採用に際して本基準 8-1-2 を満たす必要があることは、同志社大学大学院教員任用内規 4 条の定めるとおりである。《別添資料 63 : 同志社大学大学院教員任用内規 参照》

専任教員 34 人のうち、他の学部・大学院の専任教員数に算入されている者はいない。

【解釈指針 8-1-2-1】

【解釈指針 8-1-2-2】 については該当なし。

**基準 8-1-3**

**教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。**

(基準 8-1-3 に係る状況)

本研究科の教員は、①専任教員、②本学法学部・法学研究科をはじめとする本学教員に対する兼担委嘱により任用される兼任教員、③学外の大学教員、法曹関係者その他の適任者に対して、科目担当委嘱により嘱託講師として任用される兼任教員、の3種に大きく分けられる。このうち専任教員と兼任教員については、客員教員として任用することがある。

本研究科では、人事手続の透明性を高め、法科大学院教育にふさわしい教員を採用できるようにするため、「司法研究科教員の採用・昇任等の手続に関する規則」を定め、教授会のもとに人事委員会を置き、採用及び昇任の手続を行っている。人事委員会は、研究科長を委員長とし、その他10名程度の教員たる委員をもって構成され、人事計画及び人事手続の審議を行う。《別添資料 65：司法研究科教員の採用・昇任等の手続に関する規則、別添資料 66：司法研究科人事委員会規則、別添資料 67：司法研究科人事委員会人事手続規則 参照》

専任教員の採用及び昇任は、「同志社大学教員任用規程」及び「同志社大学大学院教員任用内規」の定める基準にしたがい、「司法研究科教員の採用・昇任等の手続に関する規則」及び「司法研究科人事委員会規則」、「司法研究科人事委員会人事手続規則」に定める手続にしたがって行われている。具体的には、人事委員会は、採用手続を開始する場合には、原則として教授会構成員に候補者の推薦を求めなければならない。教授会構成員は、自らの専門分野に関係なく、採用に適任と考える候補者を人事委員会に推薦することができる。人事委員会は、推薦者から提出された推薦書類を審査し、人事計画への適合性を判断する。人事委員会が適合性を認めた場合は、教授会において研究科長が採用人事を発議し、審査委員会が設置される。2週間以上の審査期間の後、教授会における審査委員会による審査結果の報告を経て、決議が行われる。昇任人事も、以上と同様の手続によって行われる。

兼任教員の任用については、「司法研究科教授会における兼任教員・兼任教員の基準および手続に関する申し合わせ」の定める手続や基準にしたがって行われている。

兼任教員の任用については、「司法研究科教授会における兼任教員・兼任教員の基準および手続に関する申し合わせ」及び「同志社大学大学院司法研究科教授会における客員教員・嘱託講師の任用・委嘱に関する内規」、「嘱託講師の委嘱に関する申合せ」の定める手続や基準にしたがって行われている。

客員教員としての任用に関しては、「同志社大学客員教員規程」の適用があり、本研究科内の手続については、前述した「同志社大学大学院司法研究科教授会における客員教員・嘱託講師の任用・委嘱に関する内規」が適用される。《別添資料 63：同志社大学大学院教員任用内規、別添資料 64：同志社大学教員任用規程、別添資料 65：司法研究科教員の採用・昇任等の手続に関する規則、別添資料 66：司法研究科人事委員会規則、別

添資料 67：司法研究科人事委員会人事手続規則、別添資料 68：司法研究科教授会における兼担教員・兼任教員の基準および手続に関する申し合わせ、別添資料 69：同志社大学大学院司法研究科教授会における客員教員・嘱託講師の任用・委嘱に関する内規、別添資料 70：嘱託講師の委嘱に関する申合せ、別添資料 71：同志社大学客員教員規程 参照》

## 8-2 専任教員の配置及び構成

**基準 8-2-1 : 重点基準**

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

本研究科の専任教員は、他の専門職大学院の専任教員として取り扱われていない。【解釈指針8-2-1-1】

本研究科の入学定員は120人であり、収容定員は360人であることから、上記基準により必要とされる専任教員数は、24人である。本研究科では、十分な法曹教育を行うため、34人の専任教員を置いている。【解釈指針8-2-1-3】

34人のうち、半数以上に当たる31人が教授である。【解釈指針8-2-1-2】《様式3：教員一覧、教員分類別内訳、様式4：科目別専任教員数一覧 参照》

**基準 8-2-2 : 重点基準**

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8-2-2 に係る状況）

法律基本科目については、憲法 2 人、行政法 2 人、民法 7 人、商法 5 人、民事訴訟法 3 人、刑法 3 人、刑事訴訟法 3 人の専任教員を置いている。《様式 3 : 教員一覧、教員分類別内訳、様式 4 : 科目別専任教員数一覧 参照》【解釈基準 8-2-2-1 (1)】

【解釈基準 8-2-2-1 (2)】には該当しない。

**基準 8-2-3**

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8-2-3 に係る状況)

本研究科の専任教員 34 人の系別、科目別の内訳は、様式 4 のとおりであり、専任教員をバランス良く配置している。

本研究科において教育上主要と認められる授業科目は、A群基礎科目及びB群法曹基本科目の必修科目、C群基幹科目の必修科目（演習）及び選択必修科目（総合演習）であり、すべての科目で専任教員を置いている。

また、本研究科の教育理念となる3本の柱は、「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」であるため、涉外法務に強い法曹を養成するための外国法・国際関係法科目も教育上主要と認められる科目に該当すると考えられるが、4人の専任教員が外国法科目を、1人の専任教員が国際関係法科目を担当している。また、高度の専門技能を備えた法曹を養成するため、12人の専任教員が何らかの展開・先端科目を担当して、多様なニーズに応える態勢を採っている。《様式 4：科目別専任教員数一覧、別冊資料：2013 大学院履修要項 413～419 頁 参照》

教育上主要と認められる授業科目のうち必修科目については、33科目 92クラスのうち、93.5%に当たる 86クラスは専任教員が担当している。《様式 4：科目別専任教員数一覧、別冊資料：2013 大学院履修要項 413～419 頁 参照》

本研究科の専任教員の年齢構成は 30代が 1人、40代が 9人、50代が 6人、60代が 18人で、平均年齢は 57.2歳である。若手教員の採用にも努めた結果、年齢構成をより若い方向にシフトできた。《様式 3：教員一覧、教員分類別内訳 参照》【解釈指針 8-2-3-1】

**基準 8-2-4 : 重点基準**

基準 8-2-1 に定める専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-2-4 に係る状況)

基準 8-2-1 によって必要とされる専任教員の数は 24 人であるため、上記基準の要件を満たす者をその 2 割である 5 人以上を置く必要があるが、以下に掲げる 9 人は、専攻分野における 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であり、上記基準に定める 2 割を超えている。

佐藤 嘉彦 (元裁判官)

杉田 宗久 (元裁判官)

古江 頼隆 (元検察官)

寺山 啓進 (元特許庁特許審査第四部長、弁理士)

松山 隆英 (元公正取引委員会事務総長)

Colin P. A. Jones (ニューヨーク州・グアム準州弁護士)

坂田 均 (弁護士)

阿多 博文 (弁護士)

磯野 英徳 (弁護士)

上記 9 人の実務家教員は、いずれも、その実務経験との関連が認められる授業科目を担当している。《様式 3 : 教員一覧、教員分類別内訳 参照》【解釈基準 8-2-4-1】

また、上記 9 人のうち、専任教員以外の者であり、1 年間に 6 単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の本研究科の組織の運営について責任を担う者(みなし専任教員)は 1 人である。これは、上記基準により要求される実務家教員数 5 人に 3 分の 2 を乗じて算出される数である 3 人を超えていない。

同志社大学大学院司法研究科教授会規則第 3 条第 5 項では、「研究科長は、必要に応じて構成員以外の教員を教授会に出席させることができる。ただし、この教員は議決には参加できない。」としており、みなし専任教員に対しても、毎回、教授会の開催を通知し、欠席者には当日配付された資料を手元に届けている。《様式 3 : 教員一覧、教員分類別内訳、別添資料 72 : 同志社大学大学院司法研究科教授会規則 参照》【解釈指針 8-2-4-2】

**基準 8-2-5**

基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-2-5 に係る状況)

基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員 9 人のうち、2 人は裁判官として、1 人は検察官として、3 人は弁護士として、日本の法曹実務の経験を有している。したがって、基準 8-2-4 に定める専任教員の少なくとも3分の2である 4 人以上は、法曹としての実務の経験を有する者である。《様式 3：教員一覧、教員分類別内訳 参照》

### 8-3 教員の教育研究環境

#### 基準 8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

各専任教員の授業負担は、様式 3 のとおり、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、すべて年間 30 単位以下にとどめられており、平均は年間 17.1 単位（在外研究等のため授業負担のない教員を除く）である。《様式 3：教員一覧、教員分類別内訳 参照》【解釈指針 8-3-1-1】

**基準 8-3-2**

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

本研究科に独自の制度はないが、本研究科の専任教員は、「同志社在外研究員規程」、「同志社大学在外研究員内規」、「同志社大学国内研究員規程」に基づいて、在外研究や国内研究を申請することができる。在外研究員については、2012年度より5年間に本研究科から6人を派遣することができるようになってきている。専任教員の担当分野によっては、長期の研究専念期間を確保することが困難な状況にあるが、担当分野での調整により、できる限り研究に専念できる期間を確保できるよう努めている。2013年度からは、在外研究期間を延長して最大2年の在外研究も認めている。《資料 8-1、別添資料 73：同志社在外研究員規程／同志社大学在外研究員内規、別添資料 74：同志社大学国内研究員規程／同志社大学国内研究員内規 参照》

## 資料 8-1

研究専念期間利用実績			
	研究専念期間	滞在先	研究課題
Hans Peter Marutschke	2009年3月27日～ 2010年3月26日	マックスプランク外国私法・国際私法研究所(ドイツ)	ヨーロッパにおける法文化の比較法研究－一般法原則の実務的意義－
高橋 宏司	2009年9月8日～ 2010年9月7日	ヴェルサイユ大学(フランス) スイス比較法研究所(スイス) ハーグ国際私法会議(オランダ)	国際商事仲裁の法と実務及び国際私法の研究
Colin P.A Jones	2010年8月21日～ 2011年8月2日	ビクトリア大学(カナダ) ケンブリッジ大学(イギリス)	アジア太平洋地域の比較法(国際家族法を含む)
竹中 勲	2010年10月15日～ 2011年10月15日	ステッツオン大学ロースクール(アメリカ)	高齢者法の憲法公法学的日米比較法的研究
木下 孝治	2012年8月23日～ 2014年8月22日	フランクフルト大学法学部・保険法研究所(ドイツ)	保険者の給付拒絶権、第三者との利害調整に関する保険契約法の国際的調和
森田 章	2012年9月20日～ 2013年9月19日	(日本国内)	上場会社法の体系化
奥村 正雄	2007年4月1日～ 2013年7月15日	オックスフォード大学法学部(イギリス)	イギリス刑法における未遂論の最近の動向
古江 頼隆	2013年9月24日～ 2014年9月23日	(日本国内)	旧刑事訴訟法と現行刑事訴訟法の断絶と承継－捜査実務・証拠法則を中心として

(出典：研究科資料より作成)

**基準 8-3-3**

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8-3-3 に係る状況)

(1) 本研究科には、事務長を含む 4 人の専任職員が置かれており、これに加えて、6 人の契約職員、4 人のアルバイト職員、1 人の非常勤嘱託職員が勤務している。このうち、契約職員 1 人、アルバイト職員 2 人が教材作成補助・印刷・管理を担当している。また、英文事務の能力がある契約職員 1 人が国際教育プログラムの業務を担当している。さらに、契約職員 2 人が本研究科図書室の図書資料受入関係業務や教員の個人研究費支出に係る事務処理等を担当している。

このほか、第 10 章で詳述するとおり、本研究科図書室のカウンター業務は業務委託されており、計 6 人のスタッフが交替で 2 人以上で常駐し、レファレンス・ライブラリアンとして専任教員を含む利用者からの質問に対応している。

これらの者は、いずれも専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するための適切な資質及び能力を有している。

(2) 本研究科では、「同志社大学ティーチング・アシスタントに関する内規」に基づいて、本学の法学研究科博士前期課程・後期課程等の学生をティーチング・アシスタントとして任用している。ティーチング・アシスタントは、授業教材の準備や演習の運営補助、学習上の指導・相談などの教育補助業務を行っている。

また、授業補助のみを行うものとして、スチューデント・アシスタントを任用している。

なお、スチューデント・アシスタント制度を補完するものとして、修了生にスチューデント・アシスタントの業務を委嘱する「修了生による授業補助」の制度も設けている。《資料 8-2》《別添資料 45：同志社大学ティーチング・アシスタントに関する内規／ティーチング・アシスタント (TA) 実施要領、別添資料 46：同志社大学スチューデント・アシスタントに関する申合せ／スチューデント・アシスタント (SA) 実施要領、別添資料 47：司法研究科修了生の授業補助者としての任用について 参照》

## 資料 8-2

ティーチング・アシスタント等任用数

	ティーチング・アシスタント (D)	ティーチング・アシスタント (M)	スチューデント・アシスタント	修了生による授業補助
2009 年度	6 人	24 人	10 人	9 人
2010 年度	5 人	28 人	5 人	15 人
2011 年度	3 人	17 人	4 人	8 人
2012 年度	6 人	20 人	2 人	6 人
2013 年度	6 人	20 人	5 人	0 人

\* 2013 年度は 5 月 1 日現在の数

(出典：研究科資料より作成)

## 2 特長及び課題等

### 1 特長・特色ある取組等

- (1) 本研究科の教育理念にしたがって、専任教員に占める外国法、基礎法分野の教員の比率が比較的高く、法律基本科目に偏ることなく、広い視野を持ち国際的に活躍できる法曹を養成するための環境が整っている。
- (2) 本研究科の基幹科目である演習科目の多くについては、研究者教員と実務家教員が共同で担当しており、理論と実務を架橋し、両者を統合する教育の実現に努めている。これを達成するため、みなし専任教員に加えて、多数の実務家の兼任教員の協力を得ている。

### 2 課題等

該当なし

## 第9章 管理運営等

### 1 基準ごとの分析

#### 9-1 管理運営の独自性

##### 基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

##### 1. 教授会

同志社大学専門職大学院学則第46条第1項に基づいて、本研究科の運営に関する重要事項を審議する教員組織として司法研究科教授会（以下「教授会」という。）を置き、同学則第46条第4項に基づいて、教授会の組織及び運営に関する事項は、「同志社大学大学院司法研究科教授会規則」に定めている。教授会の構成員は、本研究科の専任教員としており、准教授や特別客員教授も含めている。教授会には、事務職員（事務長・係長）も陪席している。《資料9-1、9-2 参照》【解釈指針9-1-1-2】

司法研究科教授会規則第3条第5項では、「研究科長は、必要に応じて構成員以外の教員を教授会に出席させることができる。ただし、この教員は議決には参加できない。」としており、2003年文部科学省告示第53号第2条第2項により法科大学院の専任教員とみなされる者（みなし専任教員）に対しても、毎回、教授会の開催を通知し、欠席者には当日配付された資料を手元に届けている。

教授会は、原則月2回開催し、司法研究科教授会規則第4条に定める本研究科の運営に関する重要事項を審議している。また、2009年度より、教育推進委員会（2013年度は執行部のメンバーに4人の専任教員を加えた計10人の委員で構成し、教務主任を補佐する）及び教育推進会議（本研究科の科目を担当する全教員がメンバー）を設け、授業内容及び方法の工夫・改善、成績評価、カリキュラム、修了生に対するサポート等につき、検討を行ってきた。2012年度も同様の方針で、教育推進会議を開催し、本研究科科目を担当する教員全体で、FD委員会による必修科目におけるF評価基準の合理性を検証した報告の内容、習熟度別クラス編成の運用、入試制度、カリキュラム改正などにつき検討するとともに意見交換を重ねた。【解釈指針9-1-1-1】

##### 2. 本研究科内の役職者

同志社大学専門職大学院学則第47条に基づいて、本研究科に司法研究科長が置かれており、研究科長が教授会を招集し、教授会を主宰している。研究科長は、「同志社大学大学院司法研究科役職者に関する内規」に基づいて、教授会の場において専任教員から無記名投票によって選出される。任期は1年である。《資料9-3 参照》

また、研究科長の指名による副研究科長1人（教務主任又は研究主任が兼務）、教務主任4人及び研究主任1人を置いている。主任の指名に当たっては、業務の継続性を図る

ため前年度の主任を一部再任させ、また、主任の専攻分野にも配慮して指名し、各分野や各系の教員の意向を把握できるよう努めている。

研究科長・副研究科長・教務主任・研究主任は、本研究科の執行部として、毎週水曜日に定例会議（主任会議）を開催し、本研究科の教育研究活動に関する事項全般についてその方針を策定のうえ、教授会へ報告・提案している。この定例会議には事務職員2人（事務長・係長）も陪席し、執行部と事務室職員との連携を図っている。

### 3. 本研究科内の委員会等

本研究科に設置されている委員会等は、教育推進委員会、企画・広報委員会、国際交流委員会、研究教育環境委員会、FD委員会、自己点検・評価委員会、学生支援委員会、人事委員会、アカデミック・アドバイザー担当、エクスターンシップ担当、司法研究科クレーム・コミッティ、法教育に関する学外団体の調整担当である。なお、2012年度においては、入学定員削減、教員の定数、カリキュラム改正を三位一体的に議論するために、教員推進委員会と人事委員会が合同会議を開催して、人事計画等について暫定的な取りまとめを行った。専任教員は、いずれかの委員を担当することとし、執行部及び他の委員会との連携を図りながら、それぞれの分掌事項の企画、検討、処理を行っている。

《別添資料30：2013年度司法研究科内の各種委員会等の委員 参照》

### 4. 運営の独自性

本学の最高意思決定機関は、学長、副学長、各学部長・研究科長、各学部等で選出された教員及び事務局長で構成される大学評議会である。学則改正を伴う教育課程の改正、教員の採用人事・昇任人事等については、大学評議会での承認を得ることが必要であるが、大学評議会では、各学部・研究科教授会での決定内容を尊重した審議を行っている。学位授与に関する事項は全学的機関である研究科長会の承認事項となっているが、課程修了の要件は法科大学院学則第11条に明記されており、研究科長会においても本研究科教授会の決定が尊重されている。【解釈指針9-1-1-3】《資料9-4、別添資料4：同志社大学法科大学院学則 参照》

#### 資料9-1

同志社大学専門職大学院学則（抜粋）

（略）

第46条 各研究科に研究科教授会を置く。

2 研究科教授会は、当該研究科に関する次の事項を審議する。

- (1) 教育研究に関する事項
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 学則、研究科諸規程に関する事項
- (5) 学生の入学、退学、休学、修了等に関する事項
- (6) その他研究科教授会が必要と認める事項

3 研究科教授会は、学長から諮問された事項について審議する。

4 研究科教授会の組織及び運営に関する事項は、各研究科教授会において定める。

第47条 専門職大学院の学務は、学長が総括し、各研究科の学務は、当該研究科長がこれを管掌する。

その他の事務の処理、学生の指導・助言、福祉等のため一定数の職員を置く。

第47条の2 本専門職大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実

施する。  
(略)

(出典：同志社例規集 第2編第1章)

## 資料9-2

### 同志社大学大学院司法研究科教授会規則

第1条 この規則は、同志社大学大学院司法研究科教授会（以下「教授会」という。）の構成員、会議、その他議事の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 教授会の構成員は、本研究科の専任教員（任期付教員を除く）とする。

第3条 教授会は、研究科長がこれを招集する。ただし、構成員の3分の1が求めるときは、研究科長がこれを招集しなければならない。

2 研究科長は、教授会を開催する場合には、開催の場所、日時及び付議すべき事項をあらかじめ各構成員に通知しなければならない。

3 教授会は、研究科長が議長となる。

4 教授会は、構成員の過半数の出席によって成立し、その議決は、出席者の過半数の賛成による。可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 研究科長は、必要に応じて構成員以外の教員を教授会に出席させることができる。ただし、この教員は議決には参加できない。

6 研究科長に事故あるときは、副研究科長が本条に定める研究科長の職務を代行する。

第4条 教授会は、本研究科に関する次の事項を審議する。

- (1) 教育研究に関する事項
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 学則、研究科諸規程に関する事項
- (5) 学生の入学、退学、休学、修了等に関する事項
- (6) その他本教授会が必要と認める事項

第5条 教授会は、おおむね次の順序で行う。

- (1) 開会
- (2) 研究科長の報告
- (3) 議事
- (4) その他
- (5) 閉会

第6条 教授会の次第は、会議録に記載しなければならない。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 出席者の氏名
- (2) 報告事項の要旨
- (3) 議題及び議決事項
- (4) その他会議において必要と認めた事項

第7条 この規則の改廃は、出席者の3分の2以上の賛成によって行う。

(出典：同志社大学大学院司法研究科教授会規則)

## 資料9-3

同志社大学大学院司法研究科役職者に関する内規

第1条 同志社大学大学院司法研究科に次の役職者を置き、任期は各1年とする。

- a 研究科長
- b 副研究科長 1人
- b 教務主任 4人
- c 研究主任 1人

2 副研究科長は、研究科長を補佐し、研究科長に事故あるときはその職務を代行する。

3 副研究科長は、教務主任または研究主任が兼務する。

第2条 研究科長は、司法研究科教授会において専任教員（任期付教員を除く）から無記名投票によって選出する。投票の過半数を得た者がいないときは、投票の最多数を得た者2人について決選投票を行い、多数を得た者を当選人とする。決選投票を行うべき2人及び当選人を定めるに当たり、得票数が同じときは、くじでこれを定める。

第3条 副研究科長、教務主任、研究主任は、投票によらないで研究科長が指名する。

第4条 この内規の改正は、出席者の3分の2以上の賛成によって行う。

（出典：同志社大学大学院司法研究科役職者に関する内規）

## 資料9-4

同志社大学評議会規則

第1条 大学に大学評議会（以下「評議会」という。）を置き、次の評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長、グローバル・スタディーズ研究科長、司法研究科長、ビジネス研究科長
- (3) 神学部、文学部、社会学部、法学部、経済学部、商学部、文化情報学部、理工学部、生命医科学部、スポーツ健康科学部及び心理学部から各1名の教授
- (4) 副学長
- (5) 事務局長

2 学長は、評議会を招集し、その議長となる。

第2条 前条第1項第3号の評議員は、各学部教授会の選出に基づき、学長が委嘱する。

2 前項の評議員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じ補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 評議会は、次の事項を審議する。

- (1) 大学院研究科及び専攻並びに学部及び学科の設置及び改廃に関する事項
- (2) 大学の制規に関する事項
- (3) 大学教員の人事に関する事項
- (4) その他大学院各研究科及び各学部に共通する重要事項及び学長の諮問する事項

第4条 評議会は、評議員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 第1条第1項第2号について当該職務代理者が置かれた場合は、評議会の上承を得て代理出席することができる。

第5条 評議会の議事は、出席評議員の多数決による。可否同数のときは議長が決する。ただし、第3条第3号の事項のうち採用に関しては、第1条第1項第2号及び第3号の評議員の票決により、出席者の3分の2以上の賛成を要する。

第6条 議長が必要と認めた者は、評議会の上承を得て出席することができる。

（出典：同志社例規集 第2編第8章）

### 基準 9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に  
応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準 9-1-2 に係る状況)

基準 8-3-3 にも関連するが、本研究科の管理運営のための事務体制として、司法研究科事務室を設置している。組織図及び担当業務内容は、資料 9-5 のとおりである。

《資料 9-5 参照》

事務スタッフは、専任職員 4 人、契約職員 6 人、アルバイト職員 4 人、非常勤嘱託職員（就職支援担当）1 人、合計 15 人である。また、図書室の運営業務については、業務委託契約により、司書資格を有する 6 人の専門スタッフが担当している。事務室及び図書室は、教室・学生自習室・教員研究室・会議室等の本研究科施設がある寒梅館の建物の中に配置している。

専任職員は、事務長、庶務・教務係長及び係員 2 人であり、入試実施を含む教務事務全般、教員・学生との対応、他部課との連絡・調整業務等を担当するとともに、非専任職員の担当業務について適宜監督・指示を行っている。また、必要に応じて本研究科内の各種委員会の会議にも陪席している。

専任職員以外では、本研究科図書室の図書資料受入関係業務や教員の個人研究費支出に係る事務処理等の担当として契約職員 2 人、予算執行管理・各種伝票処理等の庶務業務等の担当に契約職員 1 人、教務補助・教材印刷管理関係業務等の担当に契約職員 1 人とアルバイト職員 2 人、窓口関係業務等の担当にアルバイト職員 2 人、国際交流・広報関係業務等の担当に契約職員 1 人、法科大学院認証評価・自己点検評価・FD 関係業務等の担当に契約職員 1 人を配置している。

専任職員については、「同志社大学職員研修内規」による研修制度に参加し、職員としての能力向上に努めている。また、原則として毎週 1 回会議を開き、教授会での決定事項、執行部会議での決定事項、検討中の事項、学生からの要望事項、法科大学院に関する情報等について連絡、調整、意見交換を行い、本研究科の管理運営が適切に行われるよう努めている。《別添資料 75：同志社大学職員研修内規／同志社大学職員研修体系 参照》

## 資料9-5

## 同志社大学事務機構規程（抜粋）

## 第1章 総則

第1条 本大学の事務を処理するため次の組織を置く。

（略）



（略）

司法研究科———事務室——庶務・教務係

（略）

第2条 部、所、センター、館、機構、室、課、事務室、オフィス及びインスティテュートには各一定数の職員を配置し、その員数は別に定める。

（略）

## 第23章 司法研究科及びビジネス研究科

第45条 研究科事務室は、次の事務を分掌する。

- (1) 学科目履修方法、登録、試験その他修学上の一般事務に関すること。
- (2) 教員の担当科目及び授業時間数に関すること。
- (3) 学籍及び学生異動に関すること。
- (4) 修了に関すること。
- (5) 科目等履修生、聴講生及び留学生に関すること。
- (6) 入学試験に関すること。
- (7) 研究科教授会に関すること。
- (8) 学生証及びその他各種証明書の発行に関すること。
- (9) セミナー、シンポジウム及び講演会等に関すること。
- (10) 研究資料の購入、登録、分類整理、保管及び除籍に関すること。
- (11) 研究資料の閲覧及び貸出しに関すること。
- (12) 研究資料の交換、受贈及び寄贈に関すること。
- (13) 庶務に関すること。
- (14) その他必要な事項

（略）

（出典：同志社例規集 第2編第8章）

**基準 9-1-3**

**法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。**

(基準 9-1-3 に係る状況)

本学の予算は、毎年度、全学諸機関の長で構成する予算委員会での審議、大学評議会での承認を経て決定される。本研究科における教育活動等の予算も、他学部・他研究科とともにこの会議で決定される。《別添資料 76：同志社大学予算委員会内規 参照》

教員の個人研究費、教員用の学術資料購入経費（研究室学術資料費）、学生用の学術資料購入経費（大学院学術資料費）、本研究科教育の運営経費（大学院教学充実費）、学生の資料印刷補助経費（大学院学生印刷費補助）等は、全学共通の積算基準により算定されるが、法科大学院の教育活動を適切に実施するため、本研究科に対しては、特別積算額として「大学院教学充実費」に 300 万円を加算する特別措置も行われている。

また、毎年度、本研究科の教育活動等に関する特別予算措置が認められており、2013 年度も通常経費以外に特定事業経費が承認されている。《別添資料 77：司法研究科に関する主な特定事業予算（2013 年度）、別添資料 78：2012 年度司法研究科事業別決算／2013 年度司法研究科事業別予算 参照》

本研究科の運営に係る財政上の事項については、研究科長が構成員となっている予算委員会、大学評議会の議を経て決定されており、本研究科の意見を聴取する機会が設けられている。また、大学全体の予算策定に当たっては、毎年、本研究科から必要な予算を要求することになっており、その後の財務部門との予算折衝においても予算や事業の内容についてヒアリングが行われる。このほか、研究科長は、大学執行部に対して本研究科の運営に係る財政上の事項に関する意見を口頭あるいは文書で上申できる体制にあり、大学院教学充実費の特別加算や他の学部・研究科に比べ多くの予算化が認められている特定事業経費なども、研究科長からの意見上申の形で実現されてきたものである。

【解釈指針 9-1-3-1】

## 2 特長及び課題等

### 1 特長・特色ある取組等

- (1) 定例の教授会等とは別に、「教育推進会議」が開催されている。本研究科科目の担当教員すべてが構成員であり、本研究科の教育活動等について自由に意見を述べることができる。問題意識を共有して、教育の質の向上につなげている。
- (2) 予算について、全学共通の積算基準により算定される経費以外に、本研究科の教育活動を適切に実施するための特別加算が行われている。また、毎年度、本研究科の教育活動等に関する特別予算措置が認められており、2013年度も、通常経費以外に特定事業経費が承認されている。
- (3) 授業印刷教材の無料配布、学生の印刷費補助、法科大学院生教育研究賠償責任保険の保険料全額大学負担、エクスターンシップ研修料の一部大学負担、海外実地研修参加旅費の助成等、学生の負担軽減につながる予算化も行っている。

### 2 課題等

執行部を中心とした運営体制は、日常の迅速な対応に資するが、他面、執行部メンバーの負担が過重になりがちな面を否定できない。また、例えば、教育推進委員会の動きと連動した各分野単位の会議全体の活性化、情報の共有化を徹底して一層進めなければならない。

## 第10章 施設、設備及び図書館等

### 1 基準ごとの分析

#### 10-1 施設、設備及び図書館等

##### 基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

本研究科の諸施設は、一つの建物（名称は寒梅館）の2階、4階、5階に配置されている。

#### 1. 寒梅館2階の施設

##### ①教室等

寒梅館2階には、本研究科の教室として、講義用教室3室（教室名はKMB201〔93.0㎡、50人収容〕、KMB203〔193.8㎡、118人収容〕、KMB208〔143.5㎡、76人収容〕）、演習用教室4室（KMB204～207〔57.4～64.2㎡、30人収容〕）、模擬法廷教室1室（KMB202〔教室部分111.7㎡、法廷部分34.6㎡、50人収容〕）がある。講義用・演習用教室は、学生席を馬蹄形ないし扇形に配置した階段教室であり、双方向・多方向の授業に適している。

本学では、教室は全学的に教務部が一括管理しているが、上記の教室については本研究科が優先的に使用することが認められており、臨時的な使用を除き、本研究科以外の学部・研究科の授業は行われていない。

さらに、本研究科専用フロアである5階にも、セミナー室が2室（KMB539〔30.7㎡、16人収容〕、KMB540〔52.7㎡、24人収容〕）あり、これらについては、本研究科が管理している。

本研究科の授業は、すべてこれらの教室で行われている。《別添資料79：寒梅館図面参照》【解釈指針10-1-1-1、10-1-1-7】

##### ②教室等の設備

寒梅館2階の模擬法廷教室を除く各教室には、ホワイトボードのほか、固定式のプロジェクター及びスクリーンを設置している。模擬法廷教室には、ホワイトボードのほか、プラズマディスプレイや音声認識による法廷シーンの自動収録システムを設置している。すべての教室でノートパソコンや可搬式メディアワゴンを持ち込むことにより、効果的な授業の実施が可能となっている。

また、寒梅館5階の各セミナー室には、ホワイトボードのほか、固定式のスクリーンを設置しており、可搬式のプロジェクターも事務室で貸し出しを行っている。

これらの施設は、無線LANが整備されているほか、寒梅館2階の教室のすべての机

には、有線でも LAN 接続ができるよう PC 用に情報コンセントと電源コンセントが備えられている。《資料 10-1 参照》【解釈指針 10-1-1-1】

## 2. 寒梅館 4 階及び 5 階の施設

4 階には、本研究科事務室、図書室、情報検索室、学生自習室、学生共同研究室、学生用ラウンジがある。5 階には、教員個人研究室、教員専用ラウンジ、講師控室、客員教員室、面談室、教員共同研究室、研究科長室兼応接室、就職支援チーム室、教材準備室（資料室）、教員・学生交流ラウンジ、セミナー室、学生共同研究室、学生談話室、学生自習室がある。4 階、5 階は、本研究科の専用フロアであり、その諸施設等は、本研究科が管理している。【解釈指針 10-1-1-7】

### ①学生自習室等

学生自習室は、4 階と 5 階に配置されているとともに、図書室は 4 階に配置されており、学生が図書室を利用しやすいよう配慮されている。また、学生は LAN を使うことにより、学生自習室から図書室所蔵の図書の検索やデータベースの利用が可能である。学生の自主的な共同学習用の施設としては、教員・学生交流ラウンジのほか、学生共同研究室（8 人用 2 室 19.4 m<sup>2</sup>、22.5 m<sup>2</sup>）、学生談話室（4 人用 1 室 15.3 m<sup>2</sup>）がある。《別冊資料：2013 法科大学院シラバス・履修の手引 217 頁、別添資料 80：同志社大学大学院司法研究科自習室利用規則 参照》

学生自習室の総面積は、1470.6 m<sup>2</sup>である。収容定員 360 人に対して、476 台のキャレル（ロッカー付き）が設置されており、学生は、1 人 1 台のキャレルを固定席として使用することができる。休祝日を問わず 24 時間利用可能である。なお、本研究科修了生で司法試験準備のため自習室のキャレルの使用を希望する者には、「司法試験準備生」という名称で、在学学生分を差し引いた残りのキャレルについて、利用料を徴収のうえ、一定期間、使用を認めている。《別添資料 79：寒梅館図面 参照》

無線 LAN が整備されているほか、すべての机には、PC 用の情報コンセントと電源コンセントが備えられている。また、学生用ラウンジ及び教員・学生交流ラウンジには、コピー機やプリンタを設置している。【解釈指針 10-1-1-2】

### ②教員研究室等

教員個人研究室は 36 室あり、1 室の平均面積は 20.37 m<sup>2</sup>である。本研究科の専任教員は 1 人 1 室ずつ、派遣裁判官及び派遣検察官、客員教員は共用で研究室が用意されている。また、嘱託講師のため、講師控室（25.7 m<sup>2</sup>）が用意されている。講師控室は、休祝日を問わず 8 時 30 分から 22 時まで利用可能である。《別添資料 79：寒梅館図面、別添資料 81：司法研究科内線番号表 参照》

教員個人研究室には、執務用机 1 個、長机 1 個、椅子 3 脚、可動式書架（約 80 cm 幅 6 段の書架 9 個分）が備え付けられている。各教員には、年間 49 万円の個人研究費が予算化されており、教員は、PC やプリンタなど教育及び研究に必要な設備や機器を個人研究費で購入し、使用している。教員個人研究室、講師控室には、PC 用の情報コンセントが備えられている。【解釈指針 10-1-1-5】

### ③面談室等

オフィス・アワー等、教員と学生の面談は、面談室（11.0 m<sup>2</sup>）のほか、教員個人研究室、研究科長室兼応接室（28.0 m<sup>2</sup>）、教員・学生交流ラウンジ（120.0 m<sup>2</sup>）、教員ラウンジ（56.9 m<sup>2</sup>）で行うことができる。《別添資料 79：寒梅館図面 参照》【解釈指針 10-1-1-6】

### ④教育支援システム等

本研究科では、教員は、同志社大学の学修支援システム「DUET」及び e-learning システムである「e-class」を利用することにより、ネットワークを通じて学生に連絡事項を伝えたり、授業の教材を配付したりすることができる。また、2012 年度から、TKC 社提供の「教育研究支援システム」を新規に導入し、学生による効率的な自習の促進を図るとともに、オンラインによる教員と学生との連絡手段を拡充した。《資料 10-2、別添資料 82：情報教育環境ガイドブック（抜粋） 参照》

## 3. 図書室

### ①図書室の状況

図書室及び情報検索室は、本研究科専用であり、総面積は 445.2 m<sup>2</sup>である。図書室の座席数は 60 席、情報検索室の座席数は 20 席である。《別添資料 79：寒梅館図面参照》

図書室と情報検索室の開室時間は、月曜日から金曜日が 9 時から 22 時、土曜日と日曜日が 9 時から 18 時である。図書室には、開室時間中、レファレンス対応能力のある職員が常駐し、図書の貸出・返却はもちろん、文献・資料の所蔵調査や判例検索、キーワードからの文献情報検索等を短時間で行える体制を確立している。また、改訂版が出た場合には、旧版に目印を貼付したり、特定の講義に使用する図書を通常の種類とは別に一括して配置したりするなど、利用に便利な工夫をしている。

教員に対しては、メールや電話でのレファレンスにも応じている。また、新着雑誌については、申請のある教員に対して 10 点（本研究科所蔵以外の雑誌も含む。）までコンテンツサービス（雑誌目次情報の提供）を行っている。また、新着図書のリストを毎週掲示板に掲示したり、情報誌（「図書室だより」、「お役立ち情報ツール」、「データベース紹介」等）を発行したりするなど、学生や教員に対して有用な情報を提供している。《別添資料 50：図書室書室だより第 45 号／お役立ち情報ツール、別添資料 49：図書室利用案内／データベース紹介／判例検索講習会開催のお知らせ 参照》

機器類については、PC35 台（うち蔵書検食用 1 台）とプリンタ 2 台、コピー機 3 機を図書室に、PC20 台とプリンタ 2 台を情報検索室に置いている。《資料 10-3 参照》

教員、学生が機器類を操作する際の支援のため、メディア・サポーターが定期的に待機している。《資料 7-5 参照》【解釈指針 10-1-1-3】

## ② 図書及び資料の所蔵

本研究科の図書及び資料の所蔵状況は、図書 16,140 冊（うち外国書 3,010 冊）、逐次刊行物約 250 種、視聴覚資料（ビデオ 21 点、CD-ROM、DVD-ROM 等 190 点）、オンライン・データベース 8 種（官報、LLI 総合型法律情報システム、TKC 法科大学院教育研究支援システム、第一法規 D1-Law.com、Hein-on-line、Westlaw International、beck-online、Lextenso.fr）である（2013 年 5 月 1 日現在）。学生は、官報、Lextenso.fr を除くオンライン・データベースに自宅からもアクセスすることが可能である。

教員による教育・研究及び学生の学修に必要な図書及び資料を整備するため、研究教育環境委員会を設置し、同委員会において図書関係予算や図書購入の内容等について検討、決定している。また、各教員が、随時、図書室に所蔵すべき図書及び資料を選別し、購入を求めることができる体制を採っている。派遣裁判官及び派遣検察官も、図書の購入希望を出すことができる。図書収集等の担当職員は、各教員に対して、新刊図書のリストなど、図書室に所蔵すべき図書及び資料の選別に必要な資料を定期的に提供している。また、図書の購入に関しては、学生からのリクエストも受け付けている。なお、本研究科には、毎年、必要な図書・資料を購入するために十分な予算が用意されている。《別添資料 83：司法研究科 図書関連予算（2012 年度）参照》

年に 1 回、蔵書点検を実施するとともに、日常的にも点検をし、再製本、修理等が必要な場合には、直ちに対応している。開架方式であるため、図書等の配置が正常であるか等の点検を日常業務に組み入れている。また、図書の無断持ち出しを防ぐため BDS（Book Detection System、入退館管理システム）を設置している。【解釈指針 10-1-1-3】

## ③ 職員

2013 年 5 月 1 日現在、2 人の契約職員が図書収集等の業務を担当し、6 人の業務委託職員が閲覧業務を担当している。

閲覧業務担当者は全員が司書資格を有しており、開室時間中は常時資格者が窓口において対応できるようにしている。情報検索応用能力試験 2 級（サーチャー）や初級システム・アドミニストレータの保有者もいる。また、研修や講習会等に積極的に参加し、法情報調査能力の向上に努めている。【解釈指針 10-1-1-3、10-1-1-4】

資料 10-1

教室の設備・機器

\* 講義用教室 [KMB201・203・208]

- ・ビデオプロジェクター×1
  - ・スクリーン×1
  - ・ワイヤレスマイク（ハンド型×1、タイピン型×1）
  - ・無線 LAN アクセスポイント
  - ・有線 LAN コンセント、PC 接続用電源コンセント（各学生机上及び教卓）
- ※ワイヤレスマイクは計4本まで使用可能

\* 演習用教室 [KMB204・205・206・207]

- ・ビデオプロジェクター×1
  - ・スクリーン×1
  - ・ワイヤレスマイク（ハンド型×1、タイピン型×1）
  - ・無線 LAN アクセスポイント
  - ・有線 LAN コンセント、PC 接続用電源コンセント（各学生机上及び教卓）
- ※ワイヤレスマイクは計4本まで使用可能

\* 模擬法廷教室 [KMB202]

- ・プラズマディスプレイ×2
- ・DVD/HDD プレーヤー×1
- ・VHS ビデオプレーヤー×1
- ・全世界対応ビデオプレーヤー×1
- ・ワイヤレスマイク（ハンド型×2 タイピン型×2）
- ・無線 LAN アクセスポイント
- ・有線 LAN コンセント、PC 接続用電源コンセント（各学生机上及び教卓付近壁）
- ・自動収録システム一式（カメラ、マイク、編集システム）
- ・法廷セット一式

\* 5階セミナー室

[KMB539]

- ・スクリーン×1
- ・無線 LAN アクセスポイント

[KMB540]

- ・スクリーン×1
- ・無線 LAN アクセスポイント

\* 可搬式メディアワゴン（OHC、DVD/S-VHS プレーヤー内蔵）×2

\* 可搬式 TV 会議システム（液晶 TV、カメラ、専用マイク、VHS ビデオプレーヤー、DVD プレーヤー内蔵）×1

\* 可搬式ビデオプロジェクター×1

（出典：研究科資料より作成）

## 資料 10-2

## TKC 教育研究支援システム

2012年度秋学期より、従来の「ロー・ライブラリー」に新機能である「法科大学院教育研究支援システム」が追加されました。科目により、授業資料の配布や、授業理解度確認テストをおこないます。また、自習用のツールとして、基礎力確認テストや短答式過去問題演習トレーニングも利用が可能です。

URL : <https://www.e-japanlaw.jp/LS/loginform.aspx?P=35C>

(出典 : 2013 法科大学院シラバス・履修の手引 213 頁)

## 資料 10-3

## 図書室の設備、機器のリスト

## (情報検索室)

パソコン 20 台

プリンタ 2 台

## \* パソコンスペック

ThinkCentre M58 (Small) (Lenovo 製)

CPU : インテル Core2 Duo プロセッサ E7500 (2.93GHz)

メモリ : 4GB

ハードディスク : 160GB

## \* プリンタ DocuPrint 4050 (富士ゼロックス製)

## (図書室)

パソコン 33 台

図書検索用パソコン 1 台

プリンタ 2 台

## \* パソコンスペック

ThinkPad SL510 (Lenovo 製)

CPU : インテル Core2 Duo P8700 プロセッサ (2.53GHz)

メモリ : 4GB

ハードディスク : 160GB

## \* 図書検索用パソコンスペック

ThinkCentre M58 (Small) (Lenovo 製)

CPU : インテル Core2 Duo プロセッサ E7500 (2.93GHz)

メモリ : 4GB

ハードディスク : 160GB

## \* プリンタ DocuPrint 4050 (富士ゼロックス製)

(出典 : 研究科資料より作成)

## 2 特長及び課題等

### 1 特長・特色ある取組等

(1) 本研究科の教育、学習、研究に必要な設備及び機器は、十分に整備されている。特に、PCが利用しやすい環境にあることが特色である。教室、自習室等に無線LANや、情報コンセントと電源コンセントが整備されていることから、教室に自分のPCを持ち込んで授業を受けている学生も多い。図書室や情報検索室にも多数のPCが設置されており、学生は、文書の作成や文献の検索等に盛んに利用している。

また、本研究科では少人数教育を実践しており、各授業の受講生の数は比較的少ないため、通常の授業を行ううえで現在の教室の規模で支障はなく、教室数も不足していない。

(2) 本研究科の自習室には、在学生全員に対し、固定席として休祝日を問わず24時間利用可能なキャレルが設置されており、多くの学生にとって、自習室は授業の予習・復習や普段の勉強の拠点となっている。

また、本研究科修了生で司法試験準備のため自習室のキャレルの使用を希望する者に対しては、「司法試験準備生」という名称で、在学生分を差し引いた残りのキャレルについて、利用料を徴収のうえ、一定期間、使用を認めている。

(3) 本研究科の図書室は、利用しやすい環境にある。図書室が自習室と同じフロアにあること、平日の夜間や土曜日、日曜日にも開室していること、研究や教育に必要な図書及び資料が十分に整備されていること、豊富な専門知識を持った図書担当の職員が利用者に適切に対応していることなどから、本研究科の図書室は充実しているといえる。

### 2 課題等

本研究科の図書室は、図書・資料を所蔵するスペースが不足してきていることから、今後、図書室のスペースを拡充する必要がある。なお、暫定措置として、旧版や複数所蔵図書の除籍等の方策を実施している。

## 第11章 自己点検及び評価等

### 1 基準ごとの分析

#### 1.1-1 自己点検及び評価

##### 基準1.1-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準1.1-1-1に係る状況）

本研究科は、教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、「同志社大学大学院司法研究科自己点検・評価委員会規則」（以下「自己点検・評価委員会規則」という。）を定め、研究科内に自己点検・評価委員会を設置し、教育活動等の状況について自己点検及び評価作業を行っている。

具体的な自己点検及び評価作業については、自己点検・評価委員会規則第9条に定めるとおり、（1）教育の理念及び目標、（2）教育内容、（3）教育方法、（4）成績評価及び修了認定、（5）教育内容等の改善措置、（6）入学者選抜等、（7）学生の支援体制、（8）教員組織、（9）管理運営等、（10）施設・設備及び図書館等、（11）自己点検及び評価（実施体制、改善への活用、情報の公表）等の項目に関して実施している。《別添資料84：同志社大学大学院司法研究科自己点検・評価委員会規則 参照》【解釈指針11-1-1-1】

同委員会は、年度末にその結果を「同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題」として取りまとめ、その内容を研究科長及び教授会に報告している。この報告を受け、本研究科執行部及び本研究科内の各委員会では必要に応じて改善に向けた取り組みを行っている。【解釈指針11-1-1-2】

また、取りまとめたものは、小冊子にして大学執行部をはじめ学内諸機関の長に送付するほか、本研究科のウェブサイトに掲載し学外にも公表している。《別添資料8：同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題—自己点検・評価報告書2012年4月～2013年3月—、別添資料85：同志社大学法科大学院ウェブサイト〈本研究科の概況〉〔[http://law-school.doshisha.ac.jp/01\\_outline/cap\\_deg.html](http://law-school.doshisha.ac.jp/01_outline/cap_deg.html)〕 参照》

**基準 1 1 - 1 - 2**

**自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。**

(基準 1 1 - 1 - 2 に係る状況)

法科大学院における教育活動等の点検・評価について、第三者による客観的、多角的視点からの検証も加えるため、自己点検・評価委員会規則第3条第2項により、専任教員の委員以外に「同志社社員以外の者から特別委員を任命することができる」とし、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する2人の外部者に特別委員を委嘱している。特別委員の任務は、自己点検・評価委員会規則第5条に定めるとおりである。《別添資料 84：同志社大学大学院司法研究科自己点検・評価委員会規則、別添資料 86：司法研究科自己点検・評価委員会特別委員委嘱状況 参照》

具体的には、特別委員以外の委員で取りまとめた「同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題」を参考資料とともに2月中旬に特別委員に送付した後、3月中旬に特別委員を含めた委員会を開催している。同日の委員会では、委員長及び各委員から自己点検・評価結果の報告及び前年度に「今後の課題」とされた事項や特別委員から意見のあった事項への対応状況に関する報告を行い、特別委員の意見を求めている。また、特別委員には、4月下旬までに自己点検・評価結果に対する意見書の提出を認めている。《別添資料 87：同志社大学司法研究科自己点検・評価委員会レジュメ／2012年度第3回自己点検・評価委員会議事録／特別委員からの意見書 参照》

また、法科大学院の運営や教育に関して広くかつ高い識見を有する同志社社員以外の方に「司法研究科特別顧問」を委嘱し、年2回程度、執行部との懇談会を開催し、本研究科の運営や教育に関して大所高所から助言を受けている。《別添資料 1：パンフレット3頁、別添資料 88：司法研究科特別顧問の委嘱及び業務等に関する申し合わせ 参照》

## 1 1 - 2 情報の公表

## 基準 1 1 - 2 - 1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

(基準 1 1 - 2 - 1 に係る状況)

本研究科では、教育活動等の状況について、毎年度、印刷物の刊行やウェブサイトに掲載することにより、受験生のみならず社会一般に広く周知を図れるよう、積極的に情報を提供している。その主な内容は、以下のとおりであり、重要事項の記載状況については資料11-1のとおりである。《資料11-1 参照》【解釈指針11-2-1-1】

## (1) 印刷物の刊行

## 1) 「同志社大学法科大学院2014」《別添資料1：パンフレット 参照》

本研究科の特色、人材養成指針、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム及び開講科目、履修モデル、教員紹介、学習環境、奨学金制度の概要、入学試験の概要、学生納付金等が掲載されている。

## 2) 「同志社大学大学院・専門職大学院案内2014」《別添資料2：同志社大学大学院・専門職大学院案内2014 参照》

本学の大学院を紹介する小冊子であり、本研究科については41～42頁に紹介されている。

## 3) 「同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題—自己点検・評価報告書2012年4月～2013年3月—」《別添資料8：同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題—自己点検・評価報告書2012年4月～2013年3月— 参照》

## 4) 「同志社大学基礎データ集2012」

本学全体の基礎データを集約した冊子であり、本学ウェブサイトでも公開している。

## (2) ウェブサイトへの掲載

## 1) 本研究科ウェブサイト [http://law-school.doshisha.ac.jp]

本研究科の概要、カリキュラム、教員紹介、在学生・司法試験合格者の声、入試情報、自己点検・報告書等が掲載されている。

## 2) 同志社大学ウェブサイト [http://www.doshisha.ac.jp]

本研究科ウェブサイト以外に大学全体のウェブサイトで以下の情報が公開されている。

・大学院学則、専門職大学院学則、法科大学院学則、大学院一般内規

[http://www.doshisha.ac.jp/students/curriculum/school\_regulation.html]

・成績評価結果の公表 [http://duet.doshisha.ac.jp/info/gpindex.jsp]

・奨学金制度

[http://www.doshisha.ac.jp/scholarships/index.html]

・「大学基礎データ集」（沿革、組織図、学生数、入学試験、学生異動、修了者数、奨学金の給付及び貸与状況等）

[[http://www.doshisha.ac.jp/information/overview/basic\\_data/new.html](http://www.doshisha.ac.jp/information/overview/basic_data/new.html)]

専任教員の、担当科目、略歴、最近5年間の研究上の業績を含む主要な研究業績、学外での公的活動や社会貢献活動を本研究科ウェブサイトで公表している。兼任教員、兼任教員についても、担当科目、略歴にとどまらず、主な業績、社会活動歴、著書等をウェブサイトで公表するようにしている。また、本研究科のパンフレットにおいても、専任教員、兼任教員、兼任教員の略歴と社会貢献活動を紹介している。【解釈指針 11-2-1-2】

## 資料 11-1

## 記載事項一覧表

	ウェブサイト	パンフレット	大学院案内
(1) 設置者	○	○	
(2) 教育の理念及び目標	○	○	○
(3) 教育上の基本組織	○	○	○
(4) 教員組織	○		
(5) 収容定員及び在籍者数	○	○	
(6) 入学者選抜	○	○	
(7) 標準修了年限	○	○	○
(8) 教育課程及び教育方法	○	○	○
(9) 成績評価及び課程の修了	○		
(10) 学費及び奨学金等の学生支援制度	○	○	○
(11) 修了者の進路及び活動状況	○	○	○

(出典：司法研究科自己点検・評価報告書 2012年4月～2013年3月一より)

**基準 11-2-2**

**評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。**

(基準 11-2-2 に係る状況)

評価の基礎となる情報は、本研究科として調査・蓄積した情報、自己点検・評価委員会に関する文書及び学内外に公表した文書を含めて、本研究科事務室において、厳重に保管している。【解釈指針 11-2-2-1】

具体的には、評価の基礎となる情報については、本研究科事務室内で保管しているほか、定期試験問題、答案現物及び成績関連資料等は、文書保管倉庫を同一校地内に確保して、保管している。試験問題、答案等の成績関連資料は、年度別、科目別に整理して当該倉庫に保管しており、評価機関の求めに応じて、速やかに提出できる状態にある。【解釈指針 11-2-2-2】

なお、本研究科においては、文書保存年限を定めており、認証評価に際して用いた情報については、すべて評価を受けた年から5年間以上保管することとしている。《別添資料 89：同志社大学文書取扱基準/部課別文書保存年限表（司法研究科） 参照》

## 2 特長及び課題等

### 1 特長・特色ある取組等

- (1) 本研究科では、教育活動等についての情報発信をパンフレットや本研究科ウェブサイトを通じて積極的に行っている。
- (2) 自己点検・評価委員会の特別委員や司法研究科特別顧問といった外部者による検証及び意見聴取の機会を積極的に設け、本研究科の運営や教育等の改善に役立てている。

### 2 課題等

本研究科の教育活動等についての情報発信の内容及び方法については、継続的に改善に努めてきたが、重要な情報を一元的に、わかりやすく発信することを心がけ、ウェブサイト等での情報発信の内容及構成をより閲覧者に伝わりやすいものにする等、引き続き改善を進めていく必要がある。

## 法科大学院認証評価 資料一覧

## ■ 必須資料 (別冊資料)

資料番号	資料名
別冊資料	2013大学院履修要項
別冊資料	2012大学院履修要項
別冊資料	2013法科大学院シラバス・履修の手引
別冊資料	2012法科大学院シラバス・履修の手引

## ■ 必須資料

資料番号	資料名
様式 1	開設授業科目一覧
様式 2	学生数の状況
様式 3	教員一覧、教員分類別内訳
様式 4	科目別専任教員数一覧
成績分布表	2012年度開講科目成績分布表
履修要項正誤表	2013年度同志社大学大学院履修要項正誤表 (司法研究科)
追加シラバス 1	親族法
追加シラバス 2	資産担保金融と信託法

## ■ 別添資料

資料番号	資料名
別添資料 1	同志社大学法科大学院パンフレット2014 【パンフレット】
別添資料 2	同志社大学大学院・専門職大学院案内2014
別添資料 3	同志社大学専門職大学院学則
別添資料 4	同志社大学法科大学院学則
別添資料 5	2013年度入学試験要項
別添資料 6	2014年度入学試験要項
別添資料 7	2014年度転入学試験要項
別添資料 8	同志社大学大学院司法研究科 (法科大学院) の現状と課題—自己点検・評価報告書 2012年4月～2013年3月—
別添資料 9	「法科大学院における共通的な到達目標モデル (第二次案修正案)」に対する司法研究科カリキュラムの対応状況について
別添資料 10	2013年度 同志社大学大学院 司法研究科時間割
別添資料 11	同志社大学法科大学院ウェブサイト<本研究科の特色> [ <a href="http://law-school.doshisha.ac.jp/01_outline/characteristic.html">http://law-school.doshisha.ac.jp/01_outline/characteristic.html</a> ]
別添資料 12	修了年度別GPA分布と司法試験合格状況 (2012～2008年度)
別添資料 13	修了生の進路状況 (2008～2012年度)
別添資料 14	2013年度司法研究科 オリエンテーション・登録関係日程表 (新入生)
別添資料 15	2013年度司法研究科オリエンテーション・登録関係日程表 (在学生)
別添資料 16	2013年度同志社大学大学院司法研究科 (法科大学院) 聴講生募集要項
別添資料 17	休講・補講一覧表 (2012年度・2011年度)
別添資料 18	習熟度別クラス編成についての申合せ
別添資料 19	エクスターンシップ実施要領/誓約書
別添資料 20	集中講義実施状況 (2012年度・2011年度)
別添資料 21	成績評価に関する申合せ
別添資料 22	クレーム・コミッティ制度に関する申合せ
別添資料 23	同志社大学ウェブサイト<成績評価結果の公表>検索例 [ <a href="http://duet.doshisha.ac.jp/info/gpaindex.jsp">http://duet.doshisha.ac.jp/info/gpaindex.jsp</a> ]
別添資料 24	2012年度 (春学期末・秋学期末) 試験講評会実施日程
別添資料 25	2012年度春学期・秋学期末試験実施要領/学期末試験上の注意/2012年度春学期・秋学期末レポート試験実施要領/2012年度秋学期末持ち帰り試験実施要領/Eメール (電子メール) によるレポート提出要領について
別添資料 26	司法研究科における成績評価及び進級に関する規則
別添資料 27	2013年度入学試験問題
別添資料 28	同志社大学法科大学院ウェブサイト<過去の入試問題> [ <a href="http://law-school.doshisha.ac.jp/02_entrance_ex/question.html">http://law-school.doshisha.ac.jp/02_entrance_ex/question.html</a> ]
別添資料 29	司法研究科FD委員会規則
別添資料 30	2013年度 司法研究科内の各種委員会等の委員
別添資料 31	「授業傍聴週間」(秋学期)について (お願い)
別添資料 32	司法研究科教育推進委員会規則
別添資料 33	「授業に関する中間アンケート」の実施について (お願い)・同アンケート用紙/ 2012年度秋学期「授業に関するアンケート」の実施について (お願い)・同アンケート
別添資料 34	学生による授業評価アンケート集計結果 (2012年度春学期) / 同 (2012年度秋学期)
別添資料 35	シンポジウム・セミナー等への参加状況
別添資料 36	同志社大学法科大学院ウェブサイト <入試要項> [ <a href="http://law-school.doshisha.ac.jp/02_entrance_ex/prospectus.html">http://law-school.doshisha.ac.jp/02_entrance_ex/prospectus.html</a> ]
別添資料 37	入試説明会プログラム/入試説明会アンケート集計結果
別添資料 38	同志社大学司法研究科入試実行委員会規則

資料番号	資料名
別添資料 39	障がい学生支援制度2013 (案内パンフレット) / 同 (教職員のためのガイド) / 同志社大学ウェブサイト<障がい学生支援室> [http://challenged.doshisha.ac.jp/]
別添資料 40	入学前のガイダンス・導入講義などの開催予定について (ご案内) / 合格者向けガイダンスプログラム / 同アンケート集計結果
別添資料 41	入学予定者向けガイダンスのご案内 / 同プログラム / 同アンケート集計結果
別添資料 42	入学前導入教育の実施について
別添資料 43	同志社大学法科大学院ウェブサイト<導入教育> [http://law-school.doshisha.ac.jp/03_study_guide/introduction.html]
別添資料 44	司法研究科 専任教員 オフィス・アワー (2013年度春学期) / 同 (2013年度秋学期)
別添資料 45	同志社大学ティーチング・アシスタントに関する内規 / ティーチング・アシスタント (TA) 実施要領
別添資料 46	同志社大学スチューデント・アシスタントに関する申合せ / スチューデント・アシスタント (SA) 実施要領
別添資料 47	司法研究科修了生の授業補助者としての任用について
別添資料 48	2013年度アカデミック・アドバイザー (AA) ゼミ実施要領
別添資料 49	図書室利用案内 / データベース紹介 / 判例検索講習会開催のお知らせ
別添資料 50	図書室だより第45号 / お役立ち情報ツール
別添資料 51	同志社大学大学院司法研究科奨学金規程 / 同規程細則 / 同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金規程 / 同規程細則 / 同志社大学大学院司法研究科特別支給奨学金規程
別添資料 52	同志社大学法科大学院ウェブサイト <学費・奨学金> [http://law-school.doshisha.ac.jp/02_entrance_ex/free_scship.html]
別添資料 53	2013年度日本学生支援機構大学院奨学金選考基準 / 2013年度日本学生支援機構奨学金奨学生候補者選考の基準について
別添資料 54	同志社大学ウェブサイト<奨学金手続最新情報> [http://www.doshisha.ac.jp/scholarships/latest_information/information.html]
別添資料 55	キャンパス・ハラスメント防止のために
別添資料 56	同志社大学ウェブサイト<キャンパス・ハラスメントの防止> [http://www.doshisha.ac.jp/students/healthcare/harassment.html]
別添資料 57	身障者用施設MAP 今出川校地
別添資料 58	同志社大学法科大学院ウェブサイト<修了生のサポート体制> [http://law-school.doshisha.ac.jp/04_graduate/semi.html]
別添資料 59	同志社大学ウェブサイト<キャリアセンターのご案内> [http://career-center.doshisha.ac.jp/]
別添資料 60	就職座談会のご案内 / 司法試験合格者のための就職座談会 / 企業法務に関する説明会を開催します
別添資料 61	ジュリナビ案内チラシ
別添資料 62	同志社大学法科大学院ウェブサイト<教員紹介>例 [http://law-school.doshisha.ac.jp/03_study_guide/t01_public.html]
別添資料 63	同志社大学大学院教員任用内規
別添資料 64	同志社大学教員任用規程
別添資料 65	司法研究科教員の採用・昇任等の手続に関する規則
別添資料 66	司法研究科人事委員会規則
別添資料 67	司法研究科人事委員会人事手続規則
別添資料 68	司法研究科教授会における兼担教員・兼任教員の基準および手続に関する申し合わせ
別添資料 69	同志社大学大学院司法研究科教授会における客員教員・嘱託講師の任用・委嘱に関する内規
別添資料 70	嘱託講師の委嘱に関する申合せ
別添資料 71	同志社大学客員教員規程
別添資料 72	同志社大学大学院司法研究科教授会規則
別添資料 73	同志社在外研究員規程 / 同志社大学在外研究員内規
別添資料 74	同志社大学国内研究員規程 / 同志社大学国内研究員内規
別添資料 75	同志社大学職員研修内規 / 同志社大学職員研修体系
別添資料 76	同志社大学予算委員会内規
別添資料 77	司法研究科に関する主な特定事業予算 (2013年度)
別添資料 78	2012年度司法研究科 事業別決算 / 2013年度司法研究科 事業別予算
別添資料 79	寒梅館図面
別添資料 80	同志社大学大学院司法研究科自習室利用規則
別添資料 81	司法研究科内線番号表
別添資料 82	情報教育環境ガイドブック (抜粋)
別添資料 83	司法研究科 図書関連予算 (2012年度)
別添資料 84	同志社大学大学院司法研究科自己点検・評価委員会規則
別添資料 85	同志社大学法科大学院ウェブサイト<本研究科の概況> [http://law-school.doshisha.ac.jp/01_outline/cap_deg.html]
別添資料 86	司法研究科自己点検・評価委員会特別委員委嘱状況
別添資料 87	同志社大学司法研究科自己点検・評価委員会レジュメ / 2012年度第3回自己点検・評価委員会議事録 / 特別委員からの意見書
別添資料 88	司法研究科特別顧問の委嘱及び業務等に関する申し合わせ
別添資料 89	同志社大学文書取扱基準 / 部課別文書保存年限表 (司法研究科)